



Japan Foundation for
Regional Art-Activities



「地域の公立文化施設実態調査」報告書

指定管理者制度導入状況等調査

平成19年3月

財団法人地域創造

はじめに

財団法人地域創造では、地域における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりを目的として、地方公共団体等との緊密な連携の下に、財政支援、研修・交流、情報提供、調査研究などの事業に取り組んでおります。この度、こうした財団事業の一環として、「地域の公立文化施設実態調査」を実施致しました。

地域の公立文化施設を取り巻く状況については、平成11年の合併特例法の一部改正に伴う市町村合併による広域的な枠組みの変化や、平成15年の地方自治法の一部改正による指定管理者制度の導入等により大きく変化しています。一方、状況の変化に対応した地域文化施策を実施していくには、地域で何が起きているかを的確に把握することが不可欠となっております。

そこで、地域創造では、公立文化施設の導入状況を中心とした管理運営の実態を詳細に調査し最新のデータを集積するため、総務省の協力を得て、全国の地方公共団体を対象とした「地域の公立文化施設実態調査」を行いました。

この報告書は、今回の調査結果を取りまとめて集計、分析したもので、今後の地域文化施策の更なる充実に資することを目的としています。

調査実施に当たっては、各都道府県をはじめ全国の地方公共団体の担当者の方々に多大なご協力をいただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

この調査の成果が、現場で取り組む方々の参考となり、少しでも地域の環境づくりのお役に立てば幸いです。

平成19年3月
財団法人地域創造
理事長 林 省吾

目 次

I. 調査概要	3
---------------	---

地方公共団体単位の分析

II. 地方公共団体における文化施設等設置概況

■文化施設等の有無	9
■文化施設等の管理運営形態	10
■文化財団等の有無	12
■文化財団等の数	13

施設単位の分析

III. 文化施設等の概況

1. 文化施設等の概況

■施設数、施設内容	17
■施設内容別平均施設数	18
■開館年	19

2. 管理運営形態の概況

■管理運営形態（直営／指定管理）	20
■従前の管理運営形態	23
■今後の管理運営形態（予定）	24
■直営施設と非公募指定施設が公募を行わなかった理由	26

IV. 文化施設における指定管理者制度導入概況

1. 指定管理者のプロフィール

■指定管理者の団体種別	31
■指定管理者と設置主体との関係	34

2. 指定管理の内容

■管理開始日と指定日	36
------------------	----

■指定期間	38
■業務の内容と担い手（指定管理者か設置者か）	39
■業務の範囲（全部か一部か）	40
■設置主体側が実施する業務内容	40
■利用料金制の有無	41
■債務負担行為の有無	43
■モニタリング・実績評価の実施方法	45
■協定書の記載事項	48
■協定内容の変更及び指定管理者取り消しの有無	49
■指定管理者制度導入にあたっての事前周知等	50

3. 公募および選定

■応募数	51
■公募期間	52
■公募の周知方法と応募要項の開示方法	53
■応募条件	55
■公募に際する提示事項	57
■指定管理料の提示方法	58
■選定委員会（指定管理者の選定にあたる合議体）	59
■選定基準（「審査の基準」）	62
■選定プロセスの公開	64

4. 導入効果および今後の課題

■当初の目標・期待	65
■導入効果	67
■当初の目標・期待と導入効果	70
■導入に際する課題等	71

参考資料

- 主な集計結果一覧
- 調査票
- 集計表
- 地方自治法第244条（公の施設）
- 地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

I 調査概要

I 調査概要

■調査目的 : 全国の地方公共団体における公立文化施設の設置状況、及び公立文化施設における指定管理者制度の導入状況を中心とした管理運営の実態に関するデータを収集し、分析する。以って地域における文化施策の更なる充実に資することを目指す。

■対象施設 : 地方自治法に規定される「公の施設¹」のうち、「ホール」、「美術館」「練習場・創作工房」及びそれらを含む「複合施設」を対象施設とする。本調査ではこれを「文化施設等」という（詳細は5頁を参照）。

■調査対象 : 都道府県、政令市、市区町村²、及び「文化施設等」を有する広域行政³

■調査期間 : 平成 19 年 1 月 25 日～3 月 5 日

■調査時点 : 平成 19 年 1 月 1 日現在

■調査方法 : 上記調査対象団体の文化振興ご担当者に調査票を配布し、都道府県によるとりまとめ（政令市を除く）の後、回収した⁴。

* 本調査の回答者は、施設の管理運営者ではなく、設置主体となる地方公共団体である。

■有効回答 : 1,832 団体

都道府県	47
政令市	15
市区町村	1,761
広域行政	9

* 調査時点における地方公共団体数は、都道府県 47、政令市 15、市区町村 1,820。従って、広域行政を除く有効回答率は 96.9%となる。

¹ 「公の施設」の規定が準用される、特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び合併特例区により設置された施設を含む。

² 市区町村とは、政令市を除く市町村及び特別区を指す。

³ 広域行政とは、一部事務組合や広域連合などの特別地方公共団体を指す。

⁴ 都道府県、政令市、市区町村は全国すべての団体を対象とした。一部事務組合や広域連合などの特別地方公共団体については、「文化施設等」を保有する団体を対象とするよう都道府県に依頼した。

■本報告書について

- (1) 本報告書Ⅱ章「地方公共団体における文化施設等設置概況」は、地方公共団体単位に（団体数を母数として）集計分析する。⁵

Ⅲ章「文化施設等の概況」とⅣ章「文化施設における指定管理者制度導入概況」は、施設単位に（施設数を母数として）集計分析する。

- (2) 施設数は、複合施設の場合、「文化施設等」の施設内容単位に延べ数で集計する。例えば、専用ホールと美術館を主たる施設内容とする複合施設は「2施設」として集計する。施設数は以下である。（複合施設については次頁、施設内容別施設数等の詳細は18頁参照）

施設数（設置主体別）

	施設数 (合計)	複合施設 内の 延べ施設数			
		単体の 施設数	文化 複合(*1)	その他 複合(*2)	
総合計	4,265	2,618	1,647	345	1,302
都道府県	293	160	133	30	103
政令市	269	129	140	39	101
市区町村	3,692	2,324	1,368	276	1,092
広域行政	11	5	6	0	6

*1:文化施設等だけの複合施設における「文化施設等」の延べ数

*2:その他の施設との複合施設における「文化施設等」の延べ数

- (3) 地方公共団体単位の集計分析では、「都道府県」「政令市」「市区町村」を分析軸にクロス集計した結果を用いる。その内「市区町村」は「人口10万人以上」「2～10万人未満」「2万人未満」に区分する⁶。

施設単位の分析では、施設内容別及び設置主体別にクロス集計した結果を用いる。施設内容別の分析軸は「ホール」「美術館」「練習場・創作工房」とし、その内「ホール」は「ホール専用施設」と「ホール機能を有するその他の施設」に区分する。設置主体別の分析軸は「都道府県」「政令市」「市区町村」「広域行政」とする。⁷ その内「市区町村」は「人口10万人以上」「2～10万人未満」「2万人未満」に区分する。

- (4) 集計結果はそれぞれの母数におけるパーセンテージで示すが、小数点以下1位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

グラフ中の「N」とは集計の母数を示す。「MA」とは複数回答（合計が100%にならない）を示す。

⁵ 広域行政は全数を調査対象としていないため、団体数を母数とする分析では集計対象外とする。

⁶ 文化施設の実態に詳しい有識者へのヒアリングにより、自治体の人口規模が10万人及び2万人の前後で文化施設の設置状況に違いがあるとする知見を得たことから、本調査ではこの人口区分を分析軸とした。

⁷ 但し、「広域行政」の区分はサンプル数が少ないため、特に必要な箇所以外の掲載を省略している。

本調査における「文化施設等」とは

「公の施設」の内、「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」、及びそれらを含む「複合施設」を指す

但し、「公の施設」には、特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び合併特例区により設置された施設を含む。

本調査における「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」、「複合施設」とは、以下の通り。

■「ホール」とは・・・

芸術文化のための施設であるかどうかを問わず、舞台及び客席(いずれも可動式を含む)を有し、舞台芸術の公演や映像作品上映会などを行う施設。

「ホール」は、さらに次の2つに区分する。

■「ホール専用施設」

オペラハウス、コンサートホール、劇場、能楽堂、多目的ホール、映像ホールなど、舞台芸術の公演等を主用途とする施設。

■「ホール機能を有するその他の施設」

舞台芸術以外の利用を主用途とする施設(アリーナ、体育館、メッセ、会議場、公会堂、公民館)であっても、舞台及び客席(可動式を含む)や舞台設備等を有し、舞台芸術の公演も行う施設。

■「美術館」とは・・・

博物館法の規定に関わりなく、美術作品の展覧会などを行う専用施設(*)。

* 収蔵品の有無は問わない。専ら貸し会場としてのみ運営される施設も含むが、ホールに付属する市民ギャラリーなどの、付属施設は該当しない。

■「練習場・創作工房」とは・・・

音楽・演劇等の舞台芸術の練習、又は美術の創作を行う専用施設(*)。

* ホールに付属する練習室や、美術館に付属する創作工房などの、付属施設は該当しない。

■「複合施設」とは・・・

上記の「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」のいずれかが含まれる複合施設。

「複合施設」は、さらに次の2つに区分する。

■「文化施設等だけの複合施設」

「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」だけからなる複合施設(*)。

* 但し、いずれかひとつの内容だけを複数有する施設は「複合施設」に該当しない。
例えば、大ホールと小ホールからなる文化ホールの場合は、「ホール」に該当する。

■「その他の施設との複合施設」

「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」のいずれかを含む、その他の施設(*)との複合施設。

* 図書館、博物館、資料館、宿泊施設、アリーナ、体育館、メッセ、会議場など

II 地方公共団体における 文化施設等設置概況

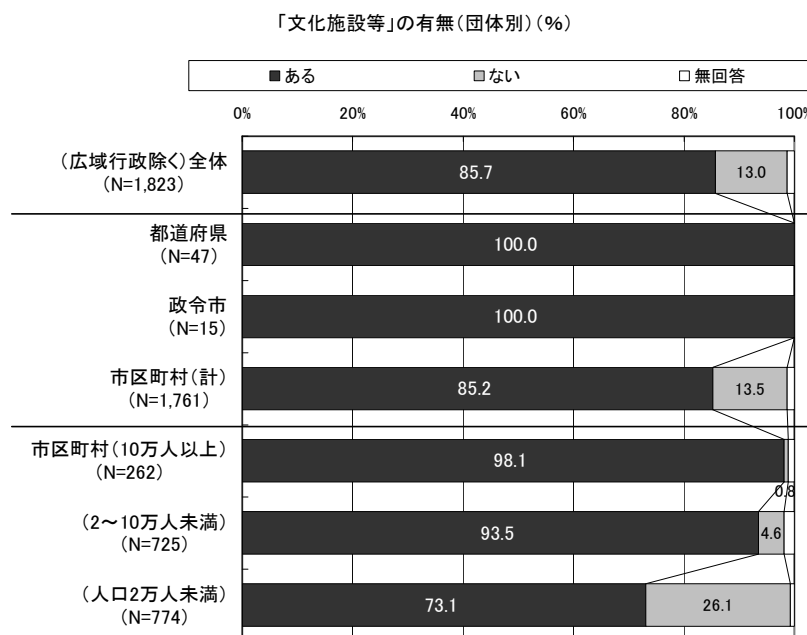
II 地方公共団体における文化施設等設置概況

■文化施設等の有無

回答のあった全国の地方公共団体（広域行政を除く）⁸の内、85.7%が「文化施設等」⁹を有すると回答した（これを設置主体という）。

団体別にみると、「都道府県」及び「政令市」ではすべてに文化施設等があるが、市区町村（全体）では85.2%である。

市区町村における文化施設等の有無を人口規模別¹⁰にみると、人口10万人以上の市区町村ではほとんど（98.1%）にあるが、10万人未満の市区町村ではやや減少（93.5%）し、人口2万人未満の市町村では73.1%である。



⁸ 広域行政は全数を調査対象としていないため、団体数を母数とする本章の分析では集計対象外とする。

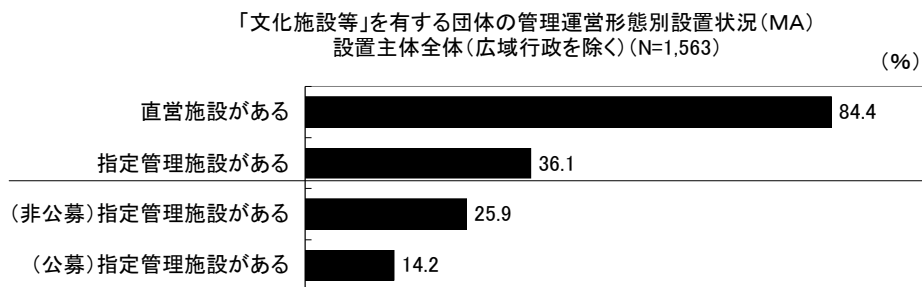
⁹ 本調査における「文化施設等」とは、公の施設の内、「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」、及びそれらを含む「複合施設」を指す。詳細は5頁を参照。

¹⁰ 文化施設の実態に詳しい有識者へのヒアリングにより、自治体の人口規模が10万人及び2万人の前後で文化施設の設置状況に違いがあるとする知見を得たことから、本調査ではこの人口区分を分析軸とした。

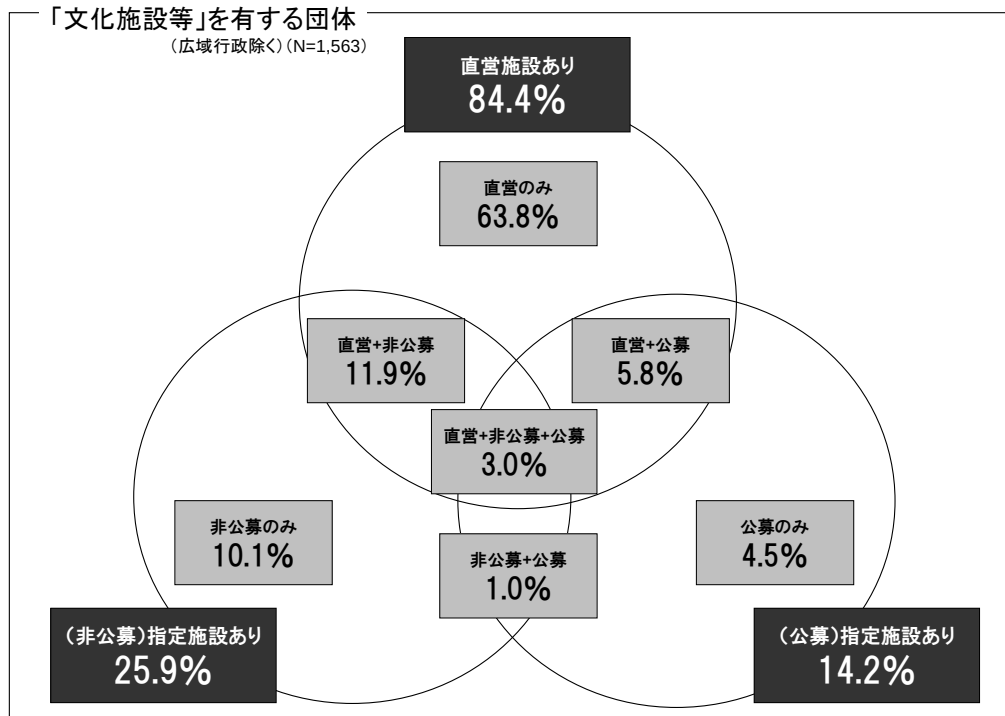
■文化施設等の管理運営形態

文化施設等を有すると回答した団体（これを設置主体¹¹という）に、管理運営形態別の設置状況を複数回答で尋ねたところ、直営施設を有する設置主体は 84.4%である。また、指定管理者制度を導入した施設（以下、「指定管理施設」）を有する設置主体は 36.1%である。

指定管理施設の中でも、公募によらずに選定された指定管理施設（以下、「非公募指定施設」）を有する設置主体は 25.9%、公募により選定された指定管理施設（以下、「公募指定施設」）を有するのは 14.2%である。



これらの管理運営形態別設置状況をベン図にあらわすと次のようになる。



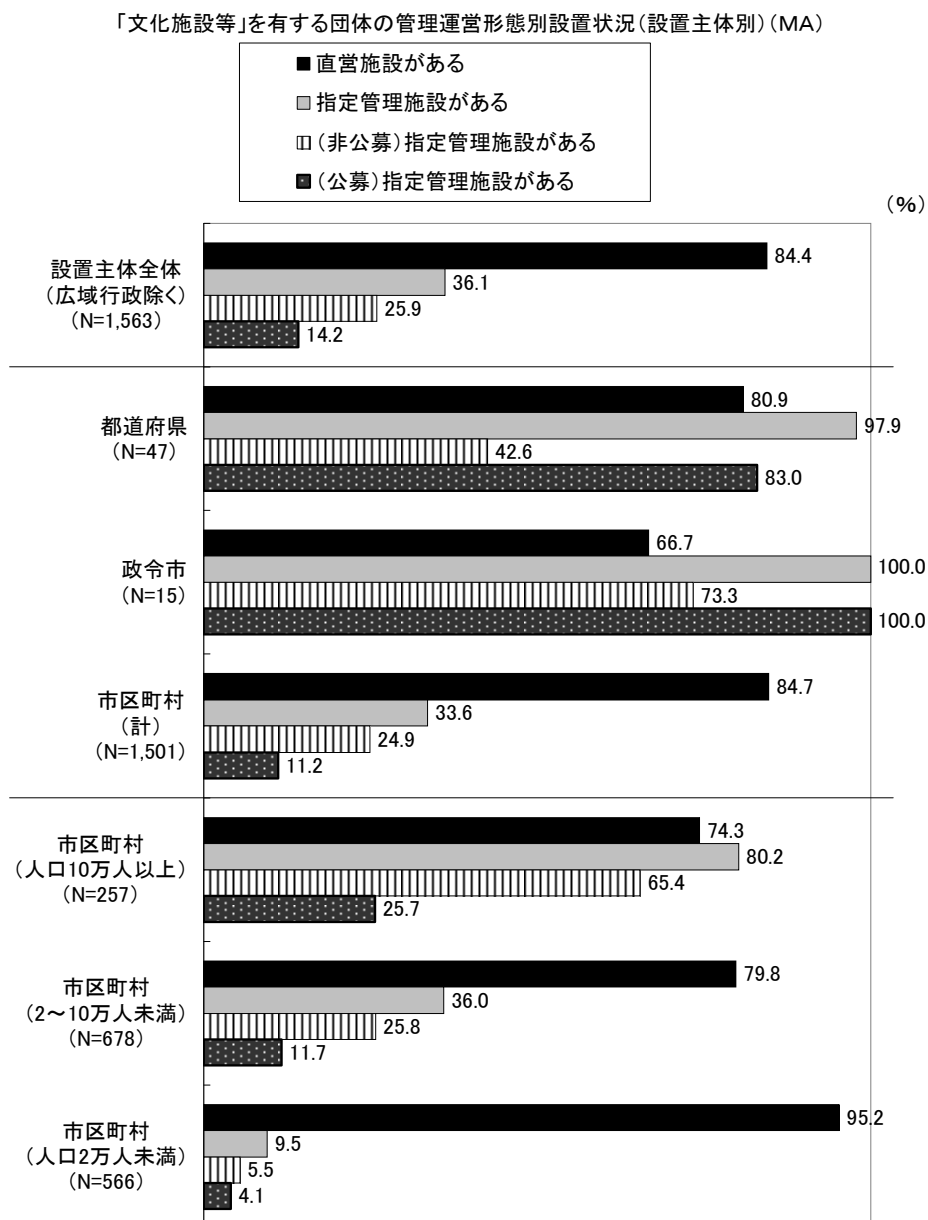
¹¹ 調査数全数ではなく、文化施設等を有する設置主体を母数とする。

管理運営形態別の設置状況を、設置主体の種類別にみる。

文化施設等を有する設置主体の内、直営施設を有する割合は、都道府県（80.9%）と市区町村（84.7%）が高く、市区町村の中では人口規模が少なくなるほど高くなっている。政令市では 66.7%である。

指定管理施設の設置は、都道府県（97.9%）と政令市（100.0%）ではほとんどの設置主体に及ぶ。市区町村では人口規模が少ないほど指定管理施設の設置が減少する傾向があり、人口 10 万人以上の市区町村では 80.0%だが 2 万人未満ではわずか 9.5%である。

また、都道府県と政令市では公募指定施設を有するところが多く（都道府県 83.0%、政令市 100.0%）、非公募指定施設を有するところの方が少ない（都道府県 42.6%、政令市 73.3%）。市区町村では逆に、いずれの人口規模グループにおいても公募指定施設より非公募指定施設の設置の方が多くなっている。



■文化財団等の有無

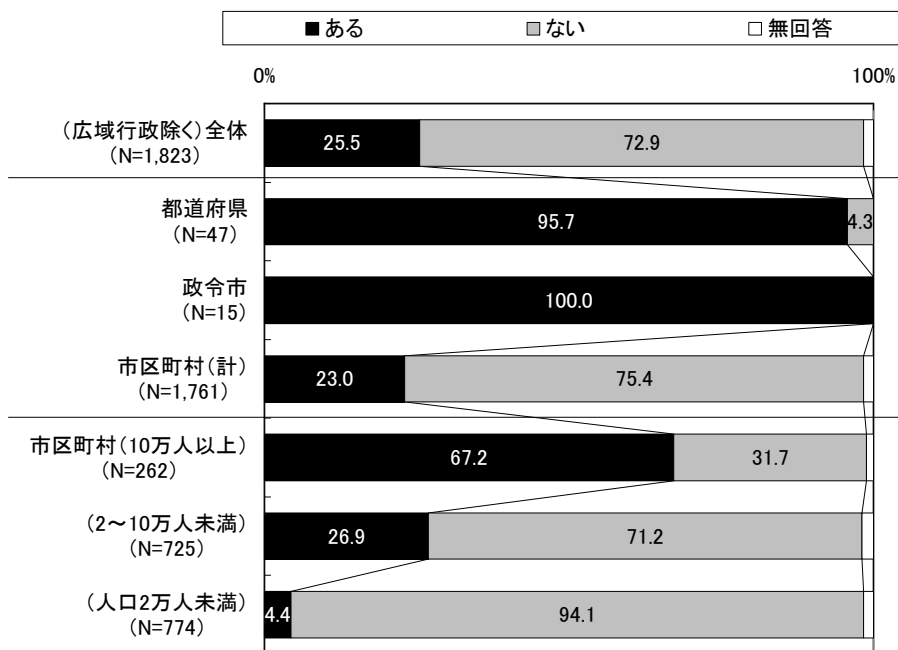
次に、指定管理者制度の導入以前、管理委託制度の下で文化施設等の管理運営を担ってきた文化財団等について概観する。

全国の地方公共団体の内、**25.5%**が、自ら出資等をした「文化振興等を目的とする法人¹²」（以下、「文化財団等」）を有すると回答した。

これを団体別にみると、都道府県ではほとんど(**95.7%**)が、政令市ではすべてが文化財団等を有するのに対し、市区町村（全体）では **23.0%**である。

市区町村における文化財団等の有無を人口規模別にみると、人口規模が大きいほど文化財団等の保有率が高い。人口 10 万人以上の市区町村では **67.2%**が有するが、10 万人未満の市区町村では **26.9%**であり、人口 2 万人未満の市町村では文化財団等を有するところはほとんどない (**4.4%**)。

文化振興等を目的とする法人(文化財団等)の有無(団体別)(%)



¹² 生涯学習やスポーツ振興等を主な目的とする法人でも、文化振興が目的の中に含まれる法人は、これに該当する。

■文化財団等の数

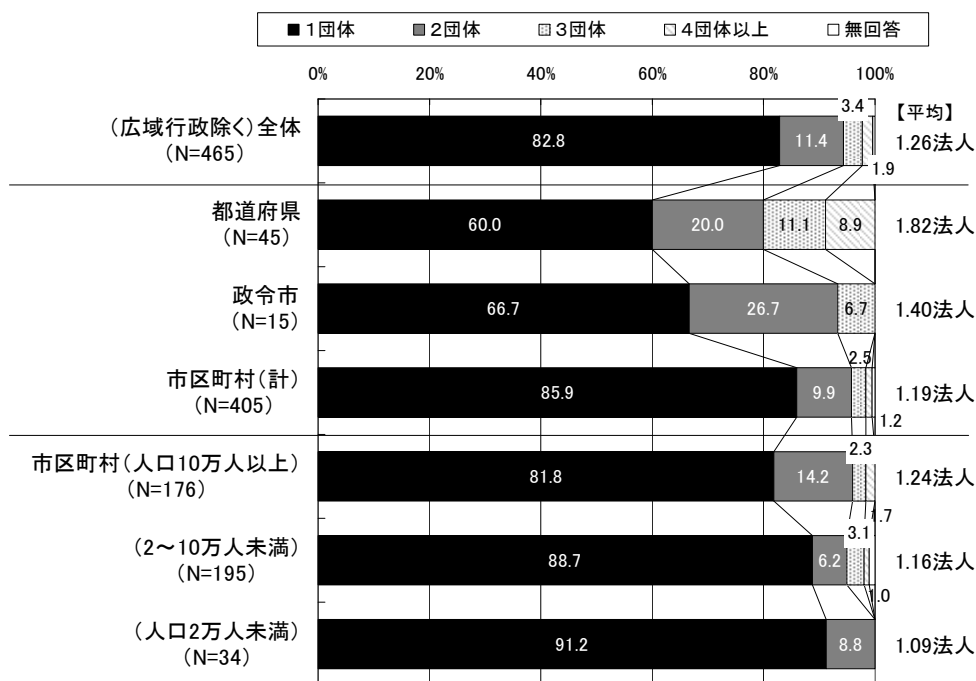
文化財団等を有すると回答した内、82.8%は1法人だけ保有し、2法人以上を有するのは16.7%で、平均すると1.26法人となる。

これを地方公共団体別にみると、平均保有法人数が最も多いのは都道府県である。文化財団等を有する都道府県の内、1法人だけのところは60.0%で他に比べて最も少なく、2法人以上を有するところが40.0%、平均1.82法人である。

次いで平均法人数が多いのは政令市で1.40法人である。市区町村（全体）では1.19法人で最も少なく、人口規模が小さくなるほど平均法人数も少なくなっている。

なお、これらの回答を合計した、全国の文化財団等の合計数は582法人である。

文化振興等を目的とする法人（文化財団等）の数（団体別）（%）



Ⅲ 文化施設等の概況

Ⅲ 文化施設等の概況

1. 文化施設等の概況

次に、施設ごとの概況をみる。¹³

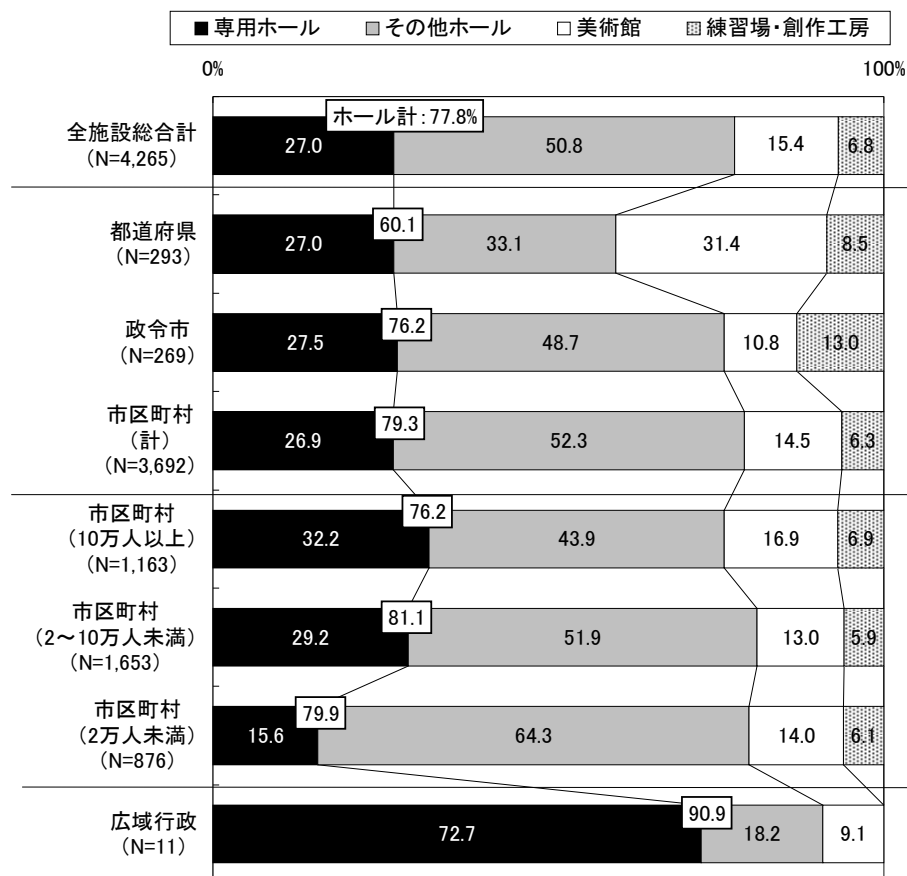
■施設数、施設内容

本調査で回答を得た全国の文化施設等は、4,265 施設¹⁴である。

施設内容は、「ホール」が 3,317 施設（構成比 77.8%）で、その内「ホール専用施設」（以下、「専用ホール」）は 1,151 施設（同 27.0%）、「ホール機能を有するその他の施設」（以下、「その他ホール」）は 2,166 施設（同 50.8%）である。また、「美術館」が 657 施設（同 15.4%）、「練習場・創作工房」が 291 施設（同 6.8%）である。

これを設置主体別に見ると、都道府県では文化施設等に占める美術館の割合が他の自治体に比べて高く（同 31.4%）、人口 2 万人未満の市区町村ではその他ホールの構成比が高い（同 64.3%）ことがわかる。

施設内容構成比(全施設)(設置主体別)(%)



¹³ 以降、70 頁まで同様に施設数を母数とした集計分析結果を示す。

¹⁴ 施設数は、複合施設の場合、「文化施設等」の施設内容単位に延べ数で集計する。例えば、専用ホールと美術館を主たる施設内容とする複合施設は「2 施設」として集計する。

■施設内容別平均施設数（設置主体別）

前頁のグラフに示した施設内容別の施設数を設置主体別に示す（数表上）。

次に、施設数から、設置主体別に1団体あたりの平均数を算出する（数表下）¹⁵。

設置主体別の施設数（施設内容別）

	施設数 全体 (計)	ホール数 (計)		ホール数 (計)	美術館数	練習場・ 創作工房 数	回答 団体数	文化施設等 を有する 団体数
		専用 ホール 数	その他 ホール 数					
全体	4,265	1,151	2,166	3,317	657	291	1,832	1,572
（広域行政除く）全体	4,254	1,147	2,160	3,307	656	291	1,823	1,563
都道府県	293	79	97	176	92	25	47	47
政令市	269	74	131	205	29	35	15	15
市区町村(計)	3,692	994	1,932	2,926	535	231	1,761	1,501
10万人以上	1,163	375	511	886	197	80	262	257
2～10万人未満	1,653	482	858	1,340	215	98	725	678
2万人未満	876	137	563	700	123	53	774	566
広域行政	11	4	6	10	1	0	9	9

1 団体ごとの平均施設数

	施設全体	ホール (計)		美術館	練習場・ 創作工房
		専用ホール	その他ホール		
（広域行政除く）全体(N=1,563)	2.72	0.73	1.39	2.12	0.19
都道府県(N=47)	6.23	1.68	2.06	3.74	0.53
政令市(N=15)	17.93	4.93	8.73	13.67	2.33
市区町村(計)(N=1,501)	2.46	0.66	1.29	1.95	0.15
10万人以上(N=257)	4.53	1.46	1.99	3.45	0.31
2～10万人未満(N=678)	2.44	0.71	1.27	1.03	0.14
2万人未満(N=566)	1.55	0.24	0.99	1.24	0.09

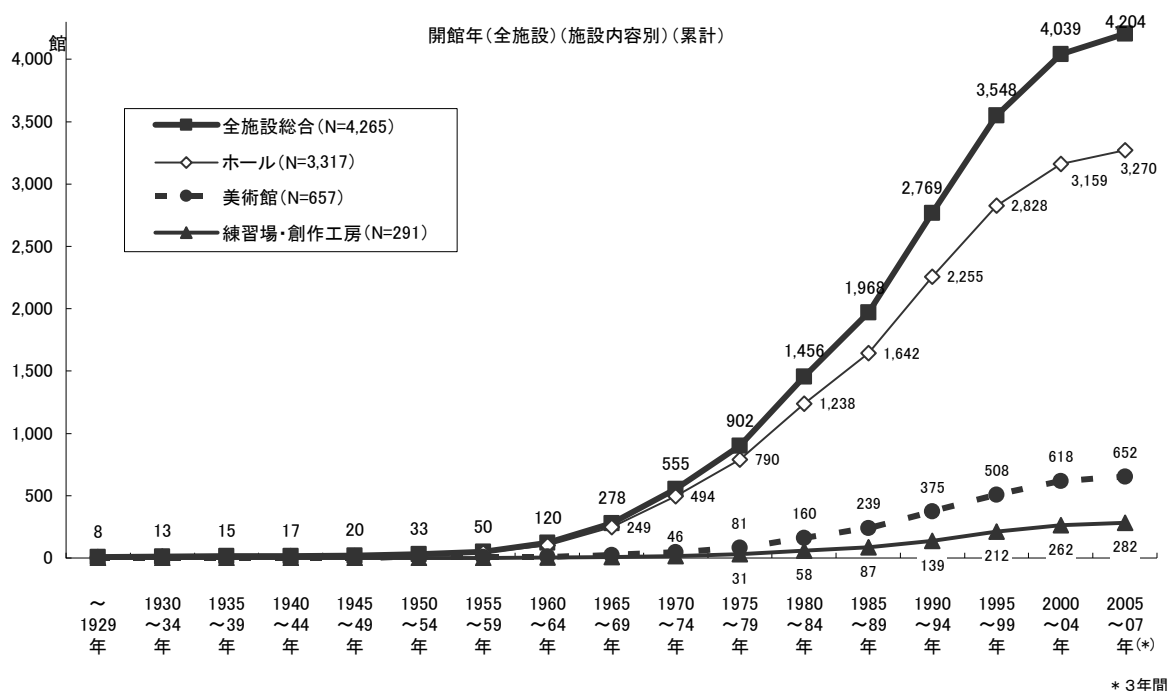
¹⁵ ここは、文化施設等を有する地方公共団体(広域行政を除く)を母数として集計。

■開館年

下のグラフは、文化施設等の開館年 5 年ごとの累計施設数を、施設内容別に示したものである。

施設全体では 1980 年代から 1990 年代にかけて開館した施設が多いが、2000 年以降にも 656 施設（開館年の無回答を除く文化施設等全体の 15.6%に該当）が開館している。

2000 年以降の開館数を施設内容別にみると、ホール 442 館（無回答を除くホール全体の 13.5%）、美術館 144 館（同じく美術館全体の 22.1%）、練習場・創作工房 70 館（同じく練習場・創作工房全体の 24.8%）となっている。



開館年(全施設)(施設内容別)

	~ 1929 年	1930 ~ 1934 年	1935 ~ 1939 年	1940 ~ 1944 年	1945 ~ 1949 年	1950 ~ 1954 年	1955 ~ 1959 年	1960 ~ 1964 年	1965 ~ 1969 年	1970 ~ 1974 年	1975 ~ 1979 年	1980 ~ 1984 年	1985 ~ 1989 年	1990 ~ 1994 年	1995 ~ 1999 年	2000 ~ 2004 年	2005 ~ 2007 年	無 回 答
全施設合計 (N=4,265)	8	5	2	2	3	13	17	70	158	277	347	554	512	801	779	491	165	61
専用ホール (N=1,151)	3	0	1	0	0	3	11	35	64	82	69	129	126	261	220	105	32	10
その他ホール (N=2,165)	4	4	0	2	3	6	6	26	81	163	227	319	278	352	353	226	79	37
ホール全体 (N=3,317)	7	4	1	2	3	9	17	61	145	245	296	448	404	613	573	331	111	47
美術館 (N=657)	1	1	1	0	0	4	0	6	10	23	35	79	79	136	133	110	34	5
練習場・創作 工房(N=291)	0	0	0	0	0	0	0	3	3	9	16	27	29	52	73	50	20	9

2. 管理運営形態の概況

■管理運営形態（直営／指定管理）

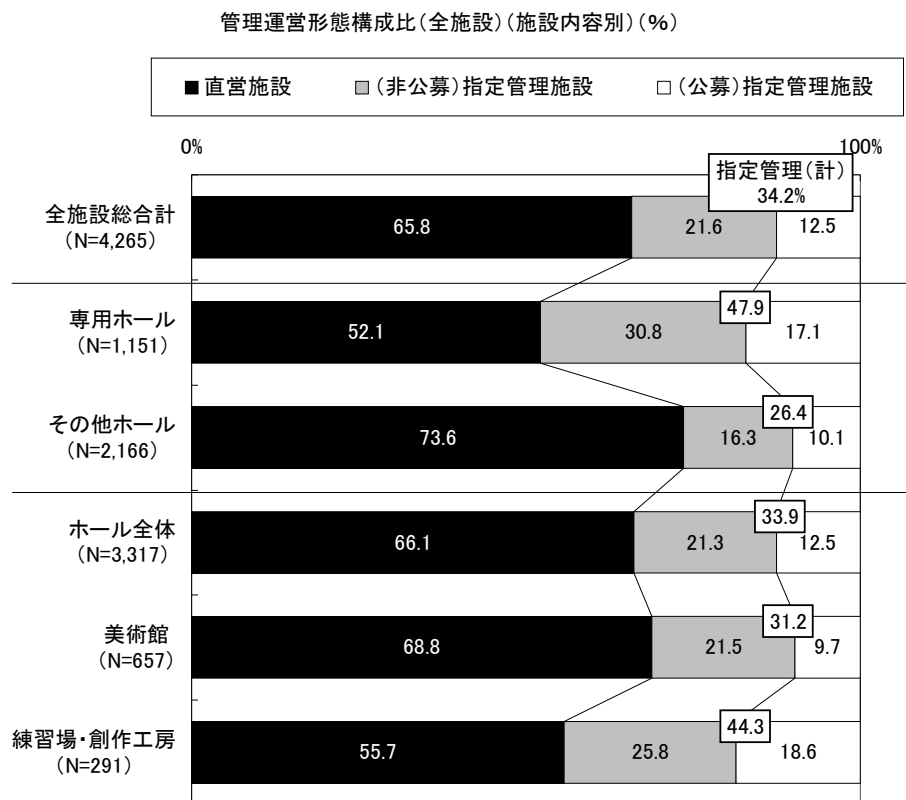
文化施設等 4,265 施設の管理運営形態構成比をみると（下のグラフの一番上）、65.8%が直営施設で、34.2%が指定管理施設となっている。文化施設等のおよそ 3 分の 1 が指定管理施設ということになる。

指定管理施設の指定方法別内訳をみると、公募によらずに選定された非公募指定施設が 21.6%、公募指定施設が 12.5%である。

これを施設内容別にみると、専用ホールでは直営施設の構成比が 52.1%で他の施設に比べて最も低く、指定管理施設の構成比が 47.9%で最も高い。

その他ホールでは直営施設の構成比が 73.6%で最も高く、指定管理施設は 26.4%である。

練習場・創作工房は、直営施設が 55.7%、指定管理施設が 44.3%である。指定管理施設が比較的多いという点で、専用ホールにおける構成比に近いと言える。



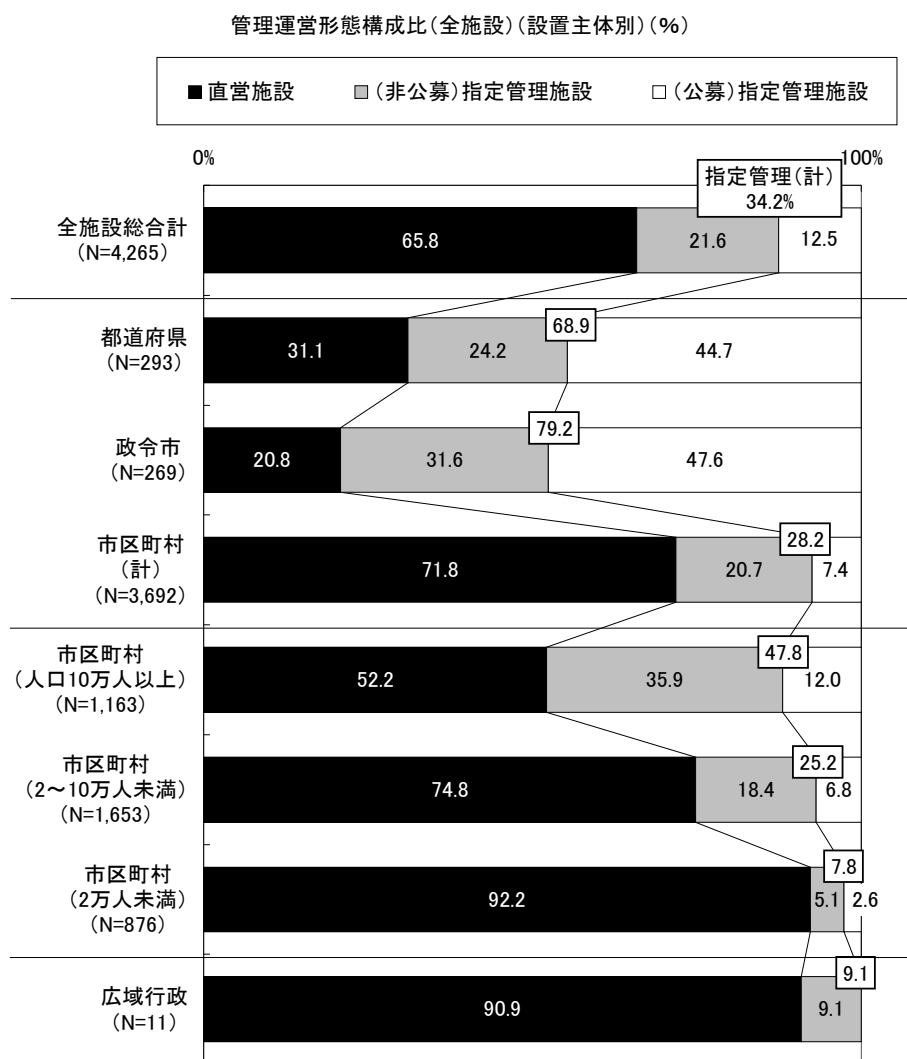
これを設置主体別にみると、都道府県及び政令市と市区町村とでは構成比がかなり異なることがわかる。

都道府県及び政令市の文化施設等では、直営施設の構成比が低く（都道府県で 31.1%、政令市で 20.8%）、指定管理施設の構成比が高い（同じく 68.9%、79.2%）。

これに対し、市区町村（計）では直営施設の構成比が 71.8%と高く、指定管理施設は 28.2%である。

さらに市区町村を人口規模別にみると、人口規模が小さくなるほど直営施設の構成比が高くなっている。人口 2 万人未満の市区町村では 92.2%とほとんどの施設が直営である。

なお、広域行政が設置した文化施設等¹⁶は、ほとんどが直営施設である。



¹⁶ 次項以降、広域行政が設置した文化施設等(サンプル数 11)は、全施設総合計には含むが、設置主体別に傾向を示すにはサンプル数が少ないため、クロス集計結果を省略する。

前頁のグラフに示した管理運営形態別の施設数を下表に示す。

管理運営形態別の施設数（施設内容別）

		施設全体	直営施設	指定管理 (計)	(非公募) 指定施設	(公募) 指定施設
全体		4,265	2,808	1,457	923	534
	専用ホール	1,151	600	551	354	197
	その他ホール	2,166	1,594	572	353	219
	ホール全体	3,317	2,194	1,123	707	416
	美術館	657	452	205	141	64
	練習場・創作工房	291	162	129	75	54

管理運営形態別の施設数（設置主体別）

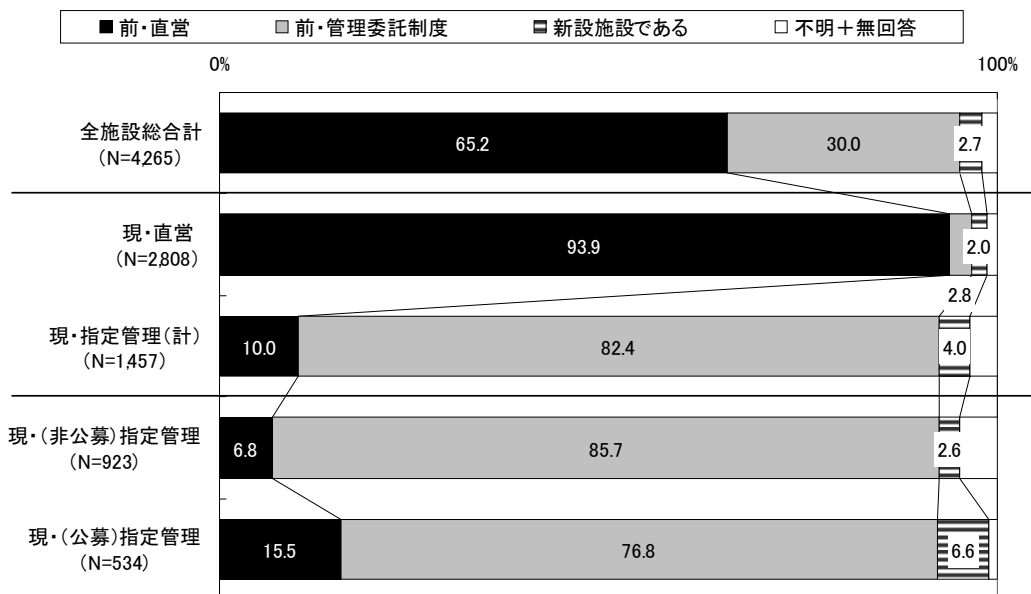
		施設全体	直営施設	指定管理 (計)	(非公募) 指定施設	(公募) 指定施設
全体		4,265	2,808	1,457	923	534
	都道府県	293	91	202	71	131
	政令市	269	56	213	85	128
	市区町村(計)	3,692	2,651	1,041	766	275
	10万人以上	1,163	607	556	417	139
	2～10万人未満	1,653	1,236	417	304	113
	2万人未満	876	808	68	45	23
	広域行政	11	10	1	1	0

■ 従前の管理運営形態

従前の管理運営形態¹⁷を、現在の管理運営形態別にみる。

現在直営で管理運営する文化施設等のほとんど（93.9%）は従前も直営だったが、現在指定管理者制度を導入した施設の多く（82.4%）は管理委託制度からの移行である。指定管理施設の内では、非公募指定施設に比べて公募指定施設の方が直営からの移行が多い。

従前の管理運営形態(全施設)(現在の管理運営形態別)(%)



同様のデータを用いて、現在の管理運営形態を、従前の形態別にみた割合を下表に示す。

従前直営だった文化施設等の 94.8%が現在も直営である。従前管理委託制度だった文化施設等の 93.9%は指定管理者制度に移行しており、これを指定方法別にみると、非公募（61.8%）の方が公募（32.1%）より多い。

新施設¹⁸では、直営（49.1%）と指定管理（50.9%）が半々である。

現在の管理運営形態(全施設)(従前の管理運営形態別)

		現在の管理運営形態(%)			
		直 営	指定管理 (計)	非公募 指定管理	公募 指定管理
全施設総合計 (N=4,265)		65.8	34.2	21.6	12.5
従前の 管理 運営 形態	直営 (N=2,782)	94.8	5.2	2.3	3.0
	管理委託制度 (N=1,279)	6.1	93.9	61.8	32.1
	新施設である (N=116)	49.1	50.9	20.7	30.2
	不明+無回答 (N=88)	42.0	58.0	51.1	6.8

¹⁷ 「地方自治法改正による指定管理者制度創設以前(2006年8月末の経過措置終了までの間を含む)の従前の管理運営形態」を尋ねた。

¹⁸ 地方自治法改正による指定管理者制度創設以降に設置された施設

■今後の管理運営形態（予定）

まず文化施設等全体の状況を見る（下のグラフ一番上）。

今後（概ね５年程度）の管理運営形態については、施設全体の 29.7%が「直営とする」、38.3%が「指定管理」、24.0%が「今後検討する」としている。また、今後指定管理を予定している施設について指定方法の予定をみると、「公募を実施」が 17.4%で、「公募は実施しない」の 6.4%より多い。「指定方法未定」が 14.5%あった。

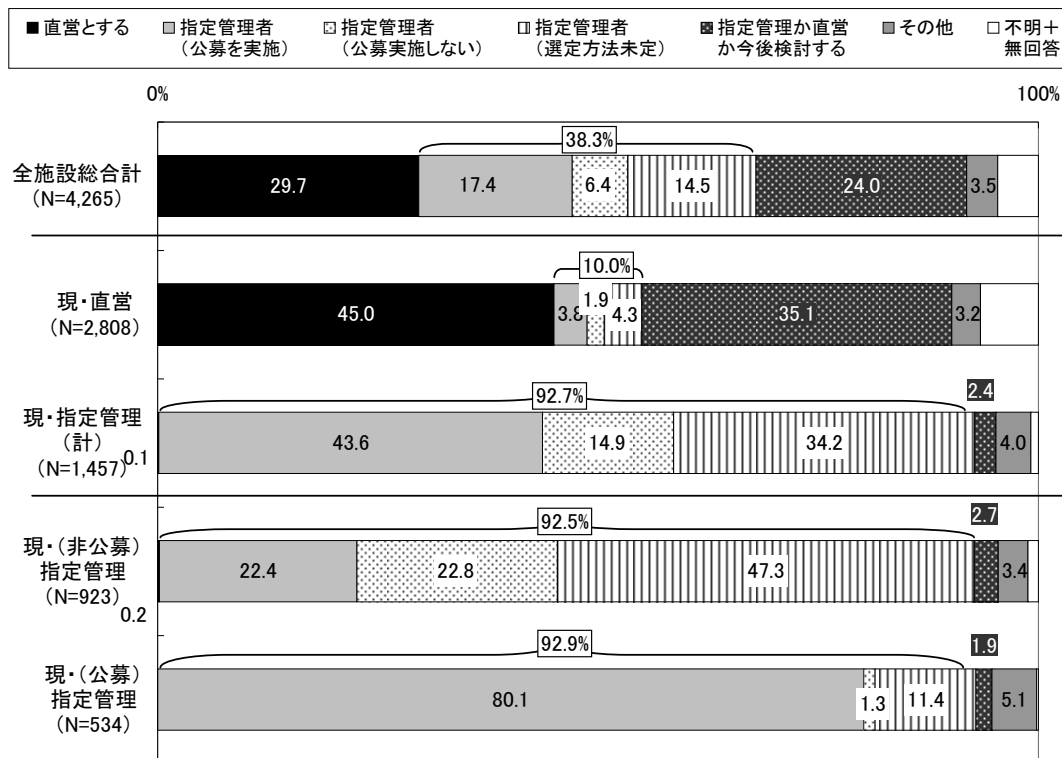
これを現在の管理運営形態別にみる。

現・直営施設では引き続き直営となる施設は 45.0%であるのに対し、現・指定管理施設では 92.7%が今後も引き続き指定管理となる。

また、今後の指定管理者の指定方法については、現・指定管理施設の内では、現在は非公募指定施設であっても後は公募となる施設が 22.4%あり、今後も公募は実施しないとする施設（22.8%）と拮抗している。一方、現在の公募指定施設では 80.1%が今後も公募を実施するとしている。

以上の結果から、現在は文化施設等全体の 65.8%が直営で、指定管理施設の内でも非公募指定施設の方が多いが（20 頁）、今後数年間で指定管理への移行が進み、また、指定方法も公募を実施することの方が増えるものと言える。

今後の管理運営形態（全施設）（現在の管理運営形態別）（%）



今後の管理運営形態（予定）を、施設内容別、及び設置主体別に、下表に示す。表中、下段の数値は、現在の管理運営形態構成比（20～21 頁）である。

いずれも、現・直営施設の構成比より「今後は直営とする」構成比の方が低い。

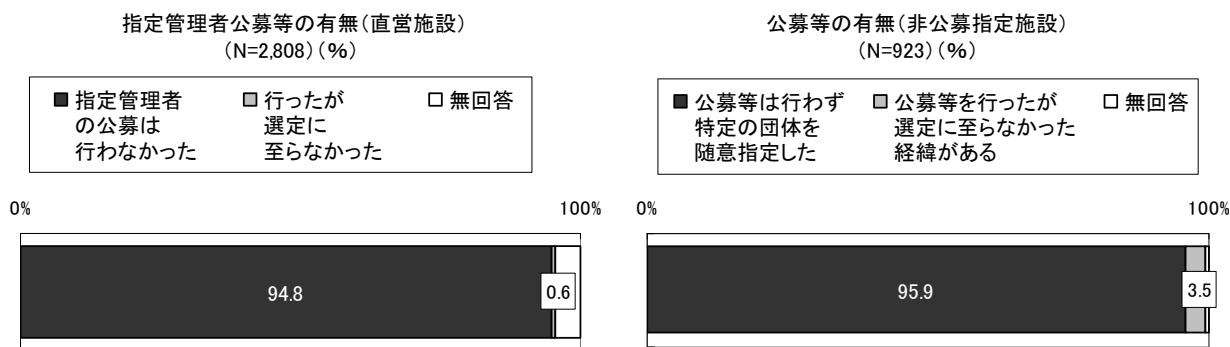
また、いずれも、現・指定管理の構成比より「今後は指定管理とする（計）」構成比の方が高い。中では、設置主体別で、現・指定管理施設の構成比が高い都道府県と政令市においては、わずかながら「今後は指定管理とする（計）」構成比の方が低い。

今後の管理運営形態予定(全施設)(施設内容別)(設置主体別)(%)

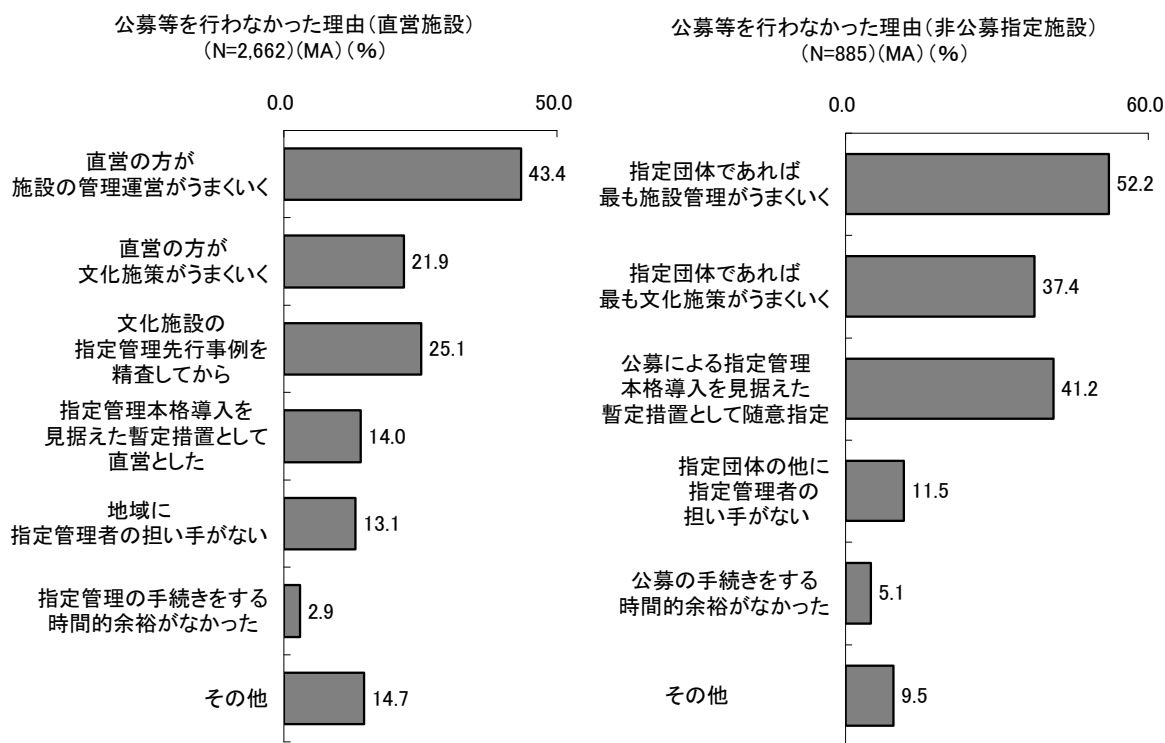
			直営とする	指定管理者(計)				指定管理者が直営か今後検討する	その他	不明＋無回答
					指定管理者(公募を実施する)	指定管理者(公募は実施しない)	指定管理者(選定方法は未定)			
下段は現在の管理運営形態構成比(%) 左から、「直営施設」、「指定管理(計)」、「公募指定施設」、「非公募指定施設」										
全施設総合計(N=4,265)			29.7	38.3	17.4	6.4	14.5	24.0	3.5	4.6
			65.8	34.2	12.5	21.6				
(施設内容別)	専用ホール(N=1,151)		17.6	53.1	26.3	6.4	20.3	22.2	3.0	4.2
			52.1	47.9	17.1	30.8				
	その他ホール(N=2,166)		34.7	30.3	13.4	5.4	11.4	26.1	3.8	5.1
			73.6	26.4	10.1	16.3				
	ホール全体(N=3,317)		28.8	38.2	17.9	5.8	14.5	24.8	3.5	4.8
			66.1	33.9	12.5	21.3				
	美術館(N=657)		36.1	34.4	13.7	8.4	12.3	23.1	2.0	4.4
			68.8	31.2	9.7	21.5				
	練習場・創作工房(N=291)		25.1	47.8	19.9	8.6	19.2	16.8	6.9	3.4
			55.7	44.3	18.6	25.8				
(設置主体別)	都道府県(N=293)		13.0	63.1	43.3	5.1	14.7	16.7	6.1	1.0
			31.1	68.9	44.7	24.2				
	政令市(N=269)		8.2	75.1	45.0	3.3	26.8	8.2	8.6	0.0
			20.8	79.2	47.6	31.6				
	市区町村(計)(N=3,692)		32.5	33.7	13.4	6.7	13.7	25.6	2.9	5.3
			71.8	28.2	7.4	20.7				
	10万人以上(N=1,163)		20.6	53.5	21.9	8.4	23.1	18.7	3.4	3.9
			52.2	47.8	12.0	35.9				
	2～10万人未満(N=1,653)		28.7	31.5	12.1	7.1	12.3	30.9	2.8	6.1
			74.8	25.2	6.8	18.4				
	2万人未満(N=876)		55.7	11.6	4.5	3.7	3.5	25.0	2.2	5.5
			92.2	7.8	2.6	5.1				

■直営施設と非公募指定施設が公募を行わなかった理由

直営施設と非公募指定施設に関して、指定管理者の公募を実施した経緯の有無を尋ねたところ、直営施設では94.8%が「指定管理者の公募は行わなかった」、非公募指定施設では95.9%が「公募等は行わず特定の団体を随意指定した」という結果だった。



その理由を尋ねたところ、いずれも、随意指定した団体や直営による管理運営が最善であるという選択肢を選ぶ率が高いが、直営施設では「文化施設の指定管理先行事例を精査してから」が25.1%、「指定管理本格導入を見据えた暫定措置として」が14.0%あった。非公募施設では「公募による指定管理本格導入を見据えた暫定措置として」が41.2%あった。



公募を行わなかった理由を、設置主体別に示す。

公募等を行わなかった理由(直営施設)(公募等を行わなかった施設)(MA)

	直営の方が施設の管理運営がうまくいく	直営の方が文化施策がうまくいく	文化施設の指定管理先事例を精査してから	指定管理本格導入を見据えた暫定措置として直営とした	地域に指定管理者の担い手がない	指定管理者の手続きをする時間的余裕がなかった	その他
直営施設(計)(N=2,662)	43.4	21.9	25.1	14.0	13.1	2.9	14.7
都道府県(N=88)	13.6	37.5	37.5	2.3	0.0	0.0	17.0
政令市(N=52)	36.5	15.4	9.6	17.3	0.0	0.0	46.2
市区町村(計)(N=2,512)	44.3	21.5	25.1	14.3	13.8	3.1	13.3
10万人以上(N=583)	42.7	23.0	24.0	20.1	8.2	2.7	16.6
2～10万人未満(N=1,166)	38.3	20.8	28.8	15.4	11.2	3.8	14.0
2万人未満(N=2,512)	54.7	21.5	20.2	8.3	22.0	2.4	9.8

公募等を行わなかった理由(非公募指定施設)(公募等を行わなかった施設)(MA)

	指定団体であれば最も施設管理がうまくいく	指定団体であれば最も文化施策がうまくいく	公募による指定管理本格導入を見据えた暫定措置として随意指定とした	指定団体の他に指定管理者の担い手がない	公募の手続きをする時間的余裕がなかった	その他
非公募指定管理施設(計)(N=885)	52.2	37.4	41.2	11.5	5.1	9.5
都道府県(N=71)	45.1	47.9	16.9	18.3	1.4	23.9
政令市(N=52)	49.4	17.6	24.7	5.9	1.2	16.5
市区町村(計)(N=2,512)	53.3	38.7	45.5	11.5	5.9	7.3
10万人以上(N=583)	48.8	37.6	49.3	6.7	3.0	8.9
2～10万人未満(N=1,166)	59.4	40.3	41.7	14.5	11.0	4.6
2万人未満(N=2,512)	56.1	39.0	34.1	39.0	0.0	9.8

Ⅳ 文化施設における 指定管理者制度導入概況

IV 文化施設における指定管理者制度導入概況

次に、現在、指定管理者制度を導入している施設について、概況をみる。

1. 指定管理者のプロフィール

■ 指定管理者の団体種別

指定管理者の団体種別の構成比を、指定管理施設全体でみる（下のグラフ一番上）。

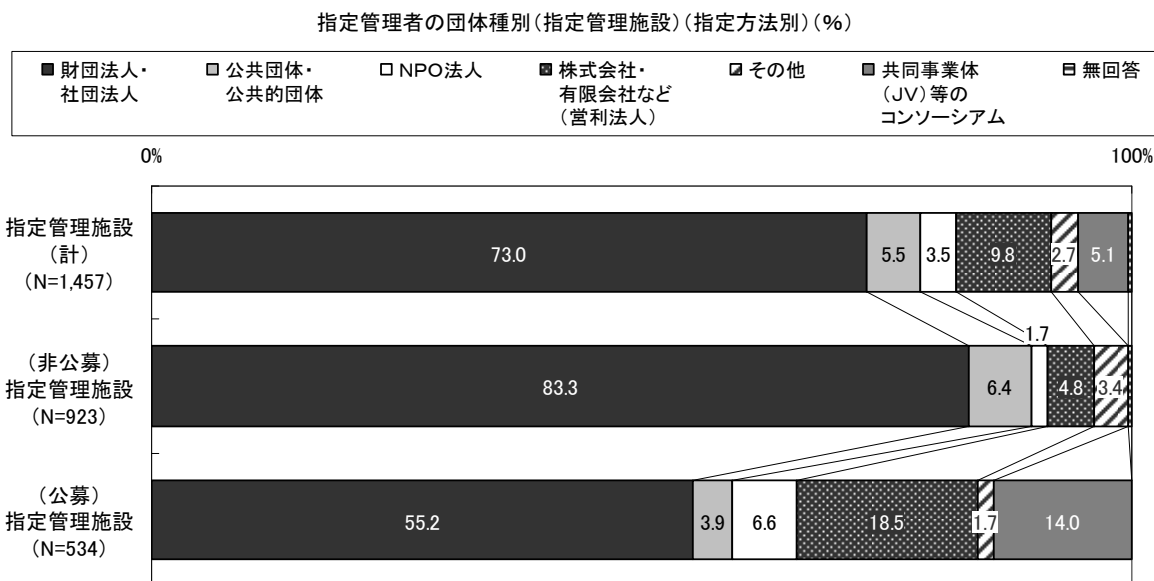
「財団法人・社団法人」が73.0%で多数を占める。「公共団体・公共的団体」¹⁹は5.5%、「NPO法人」は3.5%である。また、「株式会社・有限会社等（営利法人）」が9.8%ある。「共同事業体（JV）等のコンソーシアム」は5.1%である。

これを指定管理者の指定方法別にみる。

非公募指定施設では「財団法人・社団法人」（83.3%）と「公共団体・公共的団体」（6.4%）の両方で9割近くを占める。「NPO法人」は1.7%、「株式会社・有限会社等」は4.8%、「コンソーシアム」はゼロである。

これに対し、公募指定施設では「財団法人・社団法人」（55.2%）と「公共団体・公共的団体」（3.9%）を合わせても6割に満たず、いずれも非公募指定施設より少ない。「株式会社・有限会社等」（18.5%）、「NPO法人」（6.6%）、「コンソーシアム」（14.0%）は非公募指定施設より多い。

公募指定施設においては、管理委託制度の下では担い手となりえなかった営利法人などが比較的多いことから、非公募施設に比べて指定管理の担い手が多様だと言えるだろう。

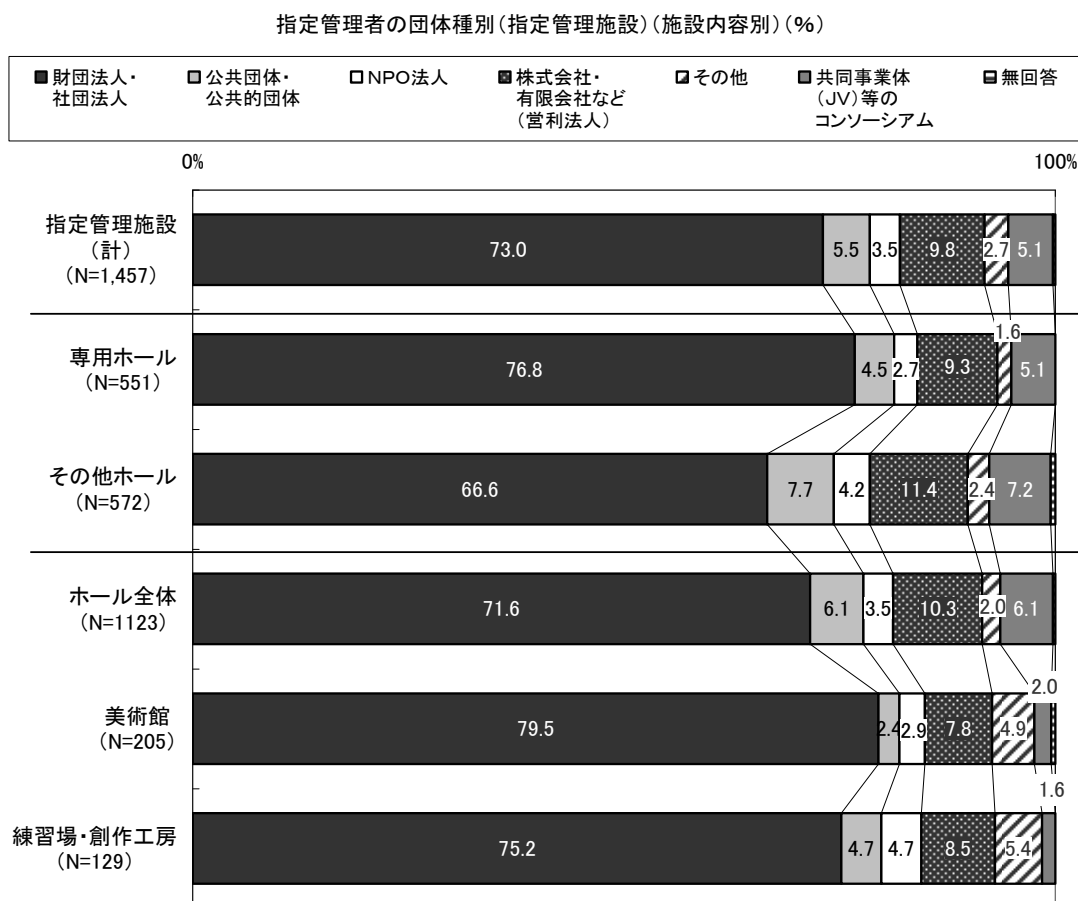


¹⁹ 調査票では選択肢が分かれ、「公共団体（地方公共団体、公共組合など）」、「公共的団体（社会福祉法人、商工会、自治会など）」と例示した。

これを施設内容別にみる。

全体的に、施設内容の違いによって各団体種別構成比が大きく異なることはない。

中では、「財団法人・社団法人」の構成比を施設内容別に比較すると、専用ホール(76.8%)、美術館(79.5%)や練習場・創作工房(75.2%)に比べて、その他ホール(66.6%)では構成比が低くなっている。



次に、設置主体別にみる。

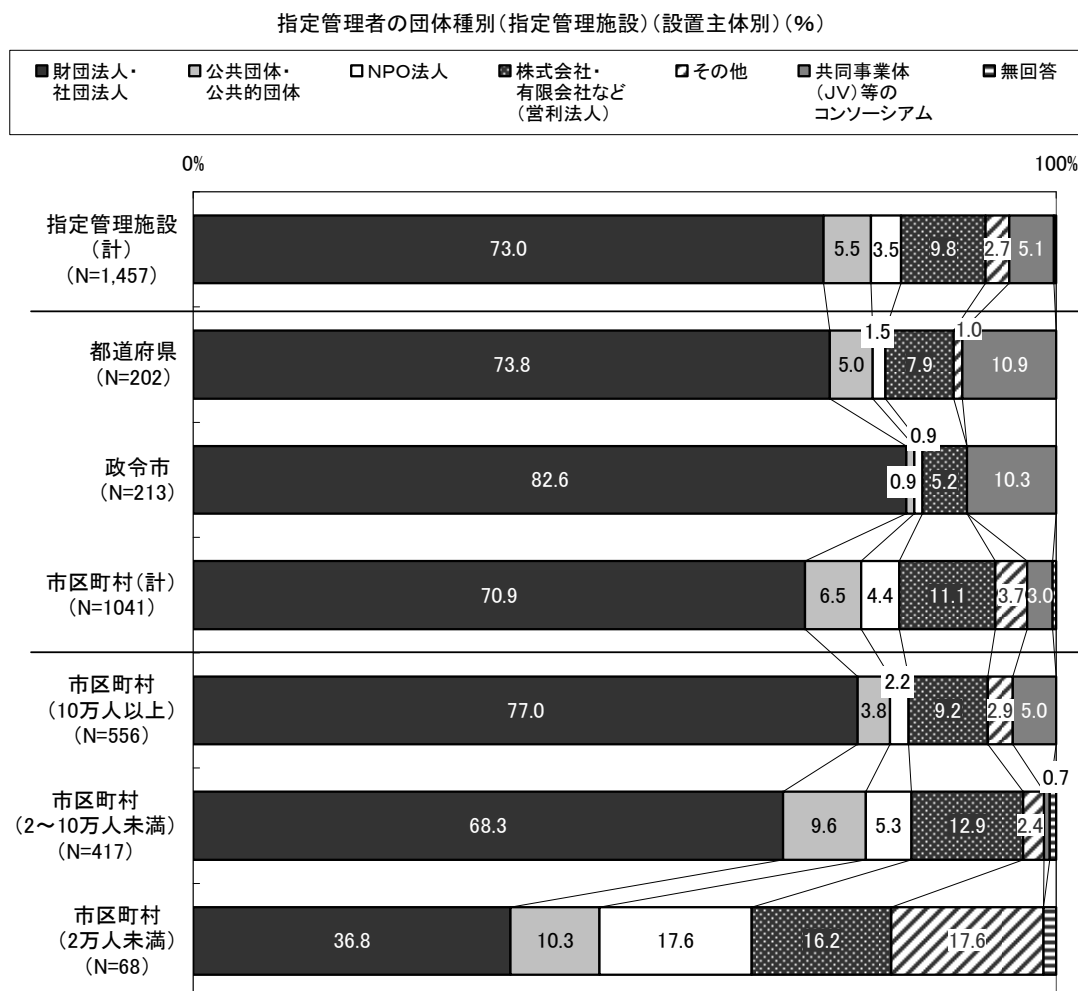
まず、都道府県、政令市、市区町村（全体）における各団体種別構成比を比較する。

「財団法人・社団法人」は政令市（82.6%）が最も高く、市区町村（70.9%）が最も低い。
「コンソーシアム」は、都道府県（10.9%）と政令市（10.3%）では比較的高いが、市区町村では 3.0%と低い。

次に、市区町村における構成比を人口規模別に比較すると、人口規模が小さくなるほど「財団法人・社団法人」の構成比が低くなる傾向が見られる。

また、人口 2 万人未満の市区町村は他とはかなり異なる構成比になっている。「財団法人・社団法人」の構成比（36.8%）が他に比べて著しく低く、「NPO法人」（17.6%）や「株式会社・有限会社等（営利法人）」（16.2%）、「その他」（17.6%）²⁰が高い。

「財団法人・社団法人」の構成比が人口規模の少ない市区町村で低くなるのは、12 頁に示したように、指定管理者の担い手の中心である文化財団等の有無が関係すると言える。²¹



²⁰ この設問では「その他」の自由回答を求めている。

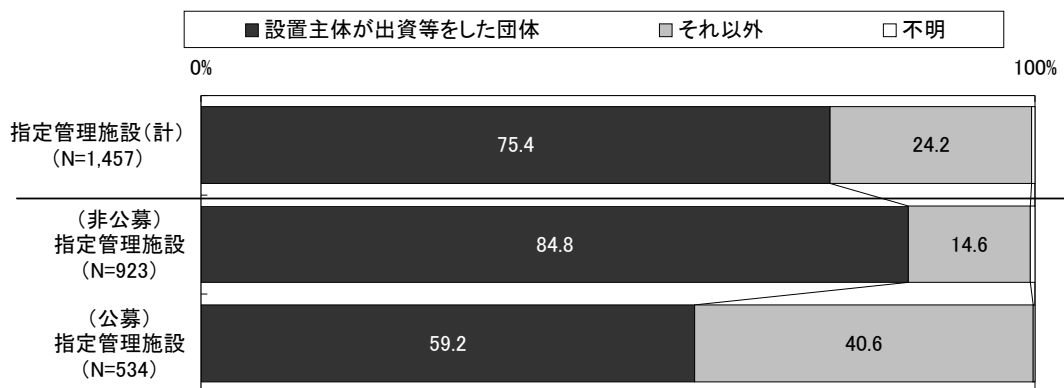
²¹ 都道府県や政令市ではほとんどが文化財団等を有するのに対し、市区町村では保有率が低く、特に人口 2 万人未満の市区町村で文化財団等を有するところはほとんどない(4.4%)。

■ 指定管理者と設置主体との関係

指定管理者が「設置主体が出資等をした団体」であるケース²²は、指定管理施設全体の75.4%を占めている。

これを指定方法別にみると、非公募指定施設では84.8%で、公募指定施設（59.2%）より25.6ポイント多い。

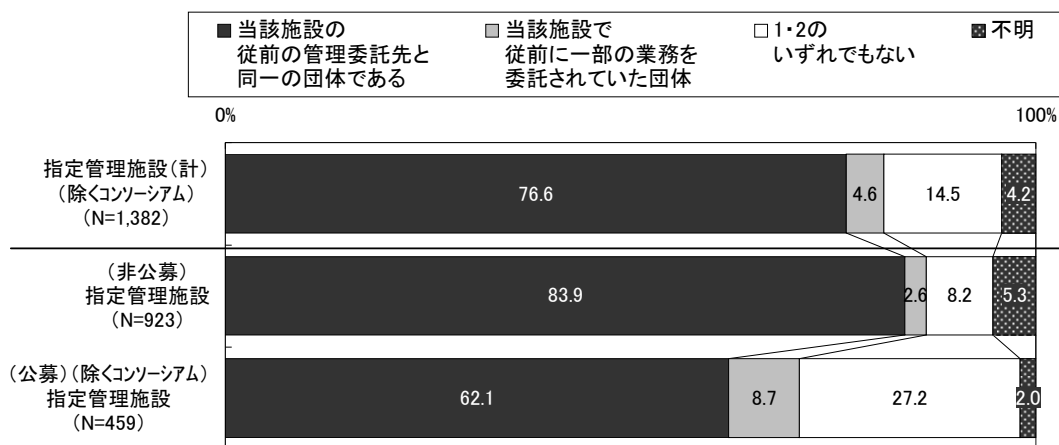
現在の指定管理者と設置主体との関係（指定管理施設）（指定方法別）（%）



また、指定管理者が「当該施設の従前の管理委託先」であるケースは指定管理施設全体（コンソーシアムを除く²³）の76.6%である。「当該施設の従前の業務委託先」であるケースは4.6%である。

これを指定方法別にみると、非公募指定施設では「従前の管理委託先」と同一団体が指定管理者になったケースが83.9%で、公募指定施設（62.1%）より21.8ポイント多い。一方、「従前の業務委託先」が現在の指定管理者であるケースは、公募指定施設（8.7%）の方が非公募指定施設（2.6%）よりやや多い。

現在の指定管理者との従前の関係（指定管理施設）（指定方法別）（%）



²² 公募指定施設で指定管理者がコンソーシアムの場合は、「設置主体が出資等をした団体が含まれるケース」。

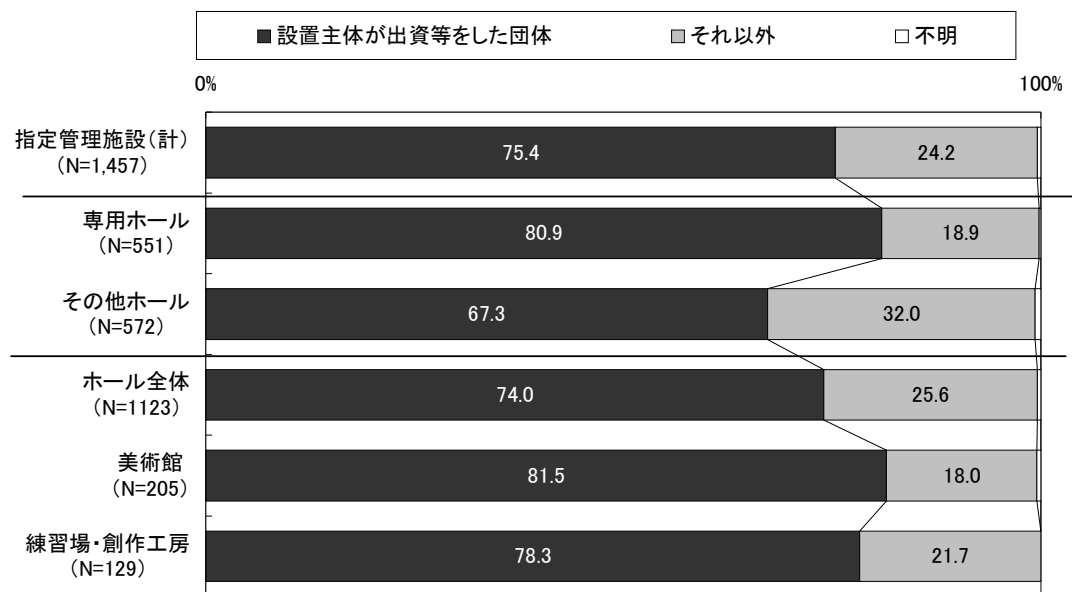
²³ この設問ではコンソーシアムは複数回答になるため、集計から除外した。

先にみた、指定管理者が「設置主体が出資等をした団体」であるケースの割合を、施設内容別と設置主体別にみる。

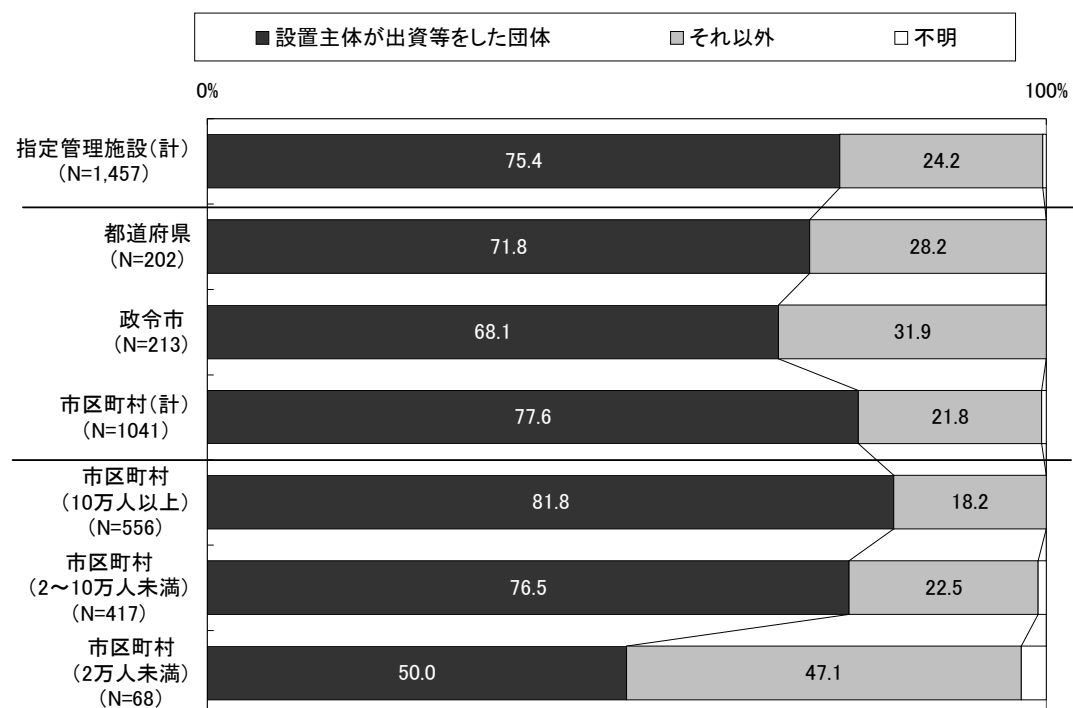
施設内容別に比較すると（グラフ上）、専用ホール（80.9%）、美術館（81.5%）や練習場・創作工房（78.3%）に比べて、その他ホール（67.3%）では低くなっている。

設置主体別に比較すると（グラフ下）、都道府県（71.8%）や政令市（68.1%）に比べて市区町村ではやや高く（77.6%）、市区町村の人口規模が大きいほど構成比が高い。

現在の指定管理者と設置主体との関係(指定管理施設)(施設内容別)(%)



現在の指定管理者と設置主体との関係(指定管理施設)(設置主体別)(%)

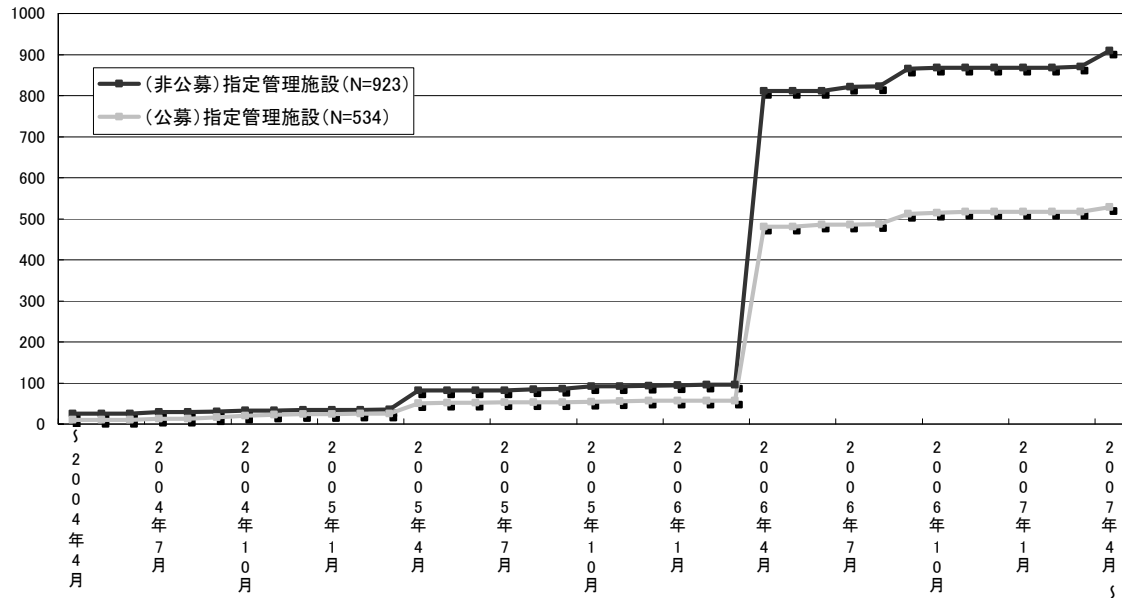


2. 指定管理の内容

■管理開始日と指定日

指定管理者の管理開始日、及び指定をした日をそれぞれ累計でグラフに表すと下のようになる。この内、回答が集中している期間についてそれぞれ、施設数を下の数表に示す。

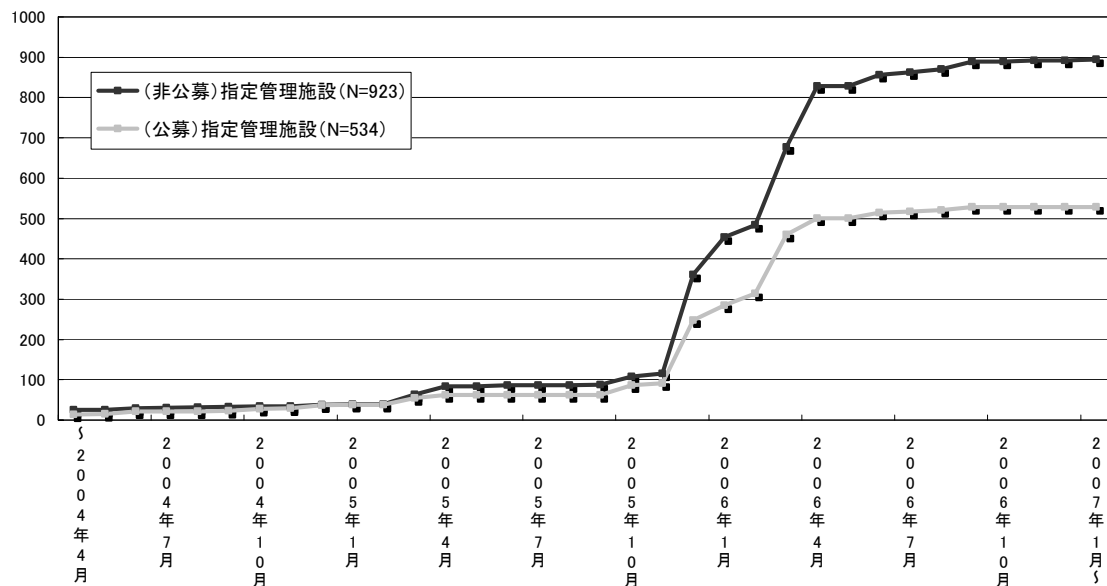
指定管理者の管理開始日(累計)



指定管理者の 管理開始日	2005 年			2006 年								無回答 (*)
	～3 月	4 月	5～12 月	1～3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月～	
非公募 (N=923)	35	47	11	2	716	0	0	11	1	43	44	13
公募 (N=534)	25	25	6	0	424	0	5	1	1	25	16	6

(*:無回答+不明)

指定管理者の指定日(累計)

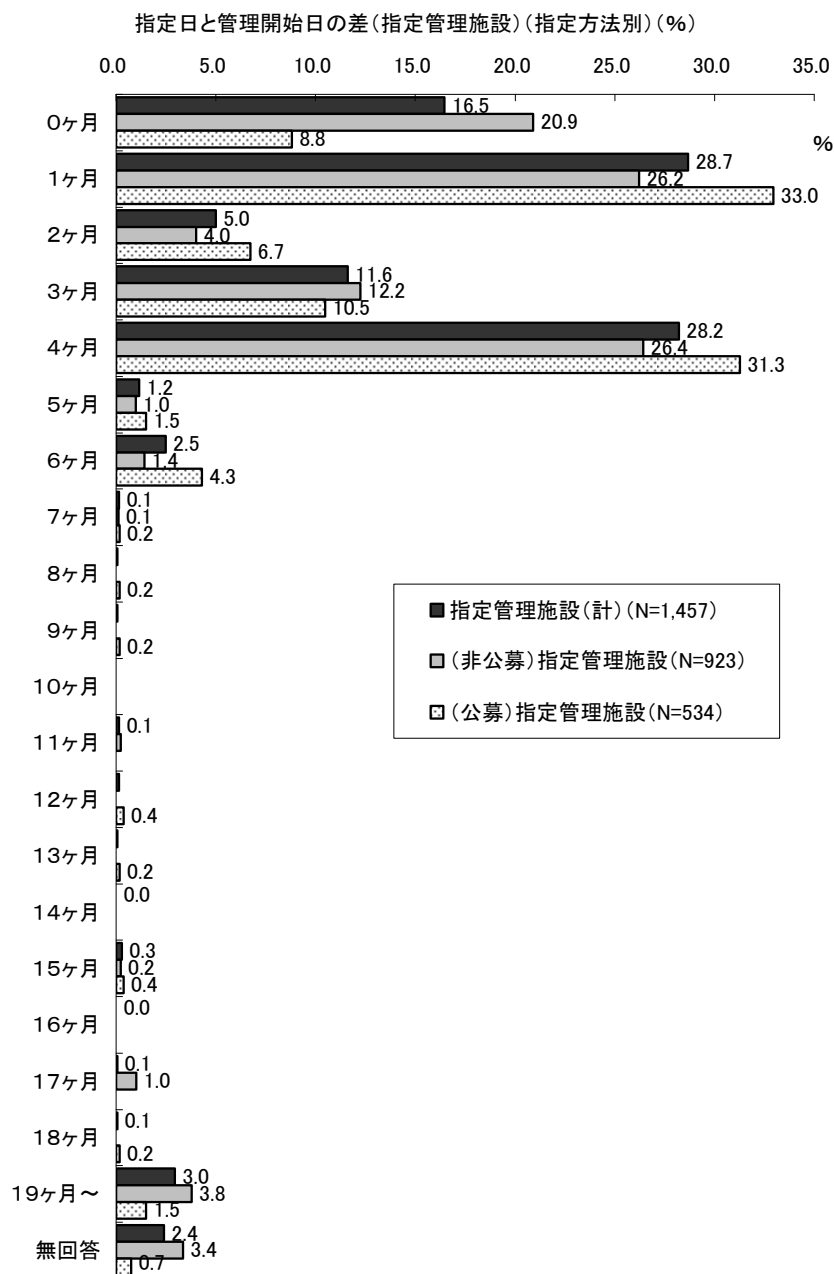


指定管理者の 指定日	2005 年				2006 年										無回答
	～2 月	3 月	4～11	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月～	
非公募 (N=923)	40	23	52	246	92	31	193	152	0	28	6	8	19	4	29
公募 (N=534)	38	17	37	156	37	29	146	41	0	14	2	4	8	3	2

2006年4月に管理開始した文化施設等が多く(前頁グラフ上)(非公募指定施設の77.6%、公募指定施設の79.4%)、これに向けて2005年末から2006年春にかけて指定管理者の指定をした設置団体が多いことがわかる(前頁グラフ下)。

また、個々の指定管理施設における指定日から管理開始日までの期間を求めた結果(下のグラフ)、「1ヶ月」と「4ヶ月」が多い。先に示したように、管理開始日は2006年4月に集中していることから、2006年4月の管理開始に向けて、2005年度12月議会または3月議会で議決したケースが多いものと推測できる。

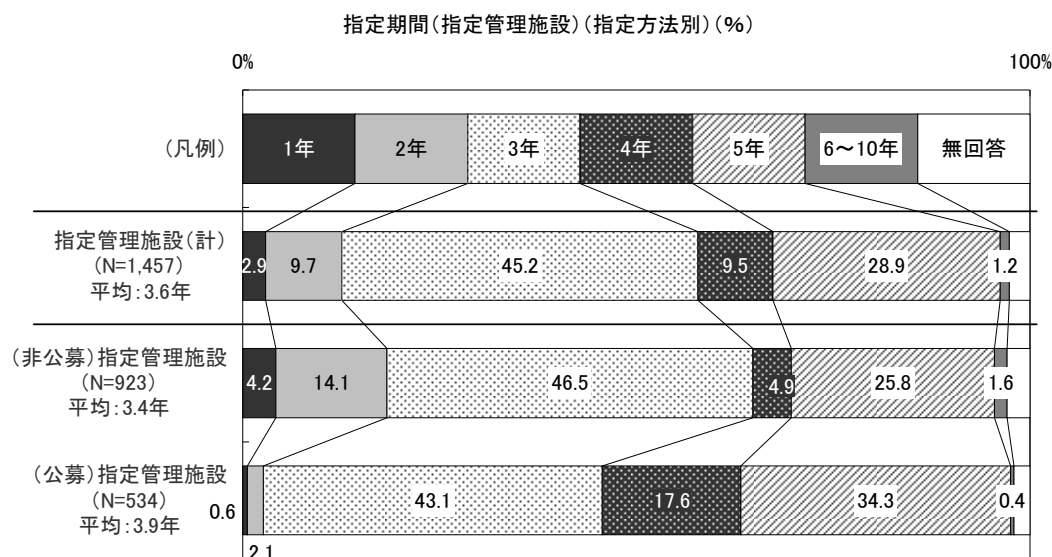
指定日から管理開始日までの期間を指定方法別にみると、公募指定施設では「1ヶ月」(33.0%)と「4ヶ月」(31.3%)が多い。非公募指定施設でも「1ヶ月」(26.2%)と「4ヶ月」(26.4%)が最も多いが、「0ヶ月」のところも20.9%ある。



■ 指定期間

指定管理施設全体では、指定期間は「3 年」とする施設が 45.2%で最も多く、次に多いのは「5 年」(28.9%) である。平均では 3.6 年である。

これを指定方法別に比較すると、非公募指定施設(平均 3.4 年)の方が、公募指定施設(平均 3.9 年)よりも指定期間が短い傾向があることがわかる。いずれも「3 年」が最も多いが、「1 年」と「2 年」は非公募指定施設の方が多いのに対し、「4 年」以上は公募指定施設の方が多い。



これまでみてきたように、①2006 年 4 月に管理開始した文化施設が多い、②指定期間は概ね 3 年または 5 年である、③現在は公募によらず随意指定した指定管理施設や直営施設が多いが、今後(概ね 5 年程度)は「指定管理へ、公募へ」と移行する施設が増加するとみられる。こうしたことから、「2009 年 4 月」または「2011 年 4 月」の管理開始へ向けた準備を進めなければならない設置主体が多いことが推察できる。

先にみたように、指定日から管理開始日までの間は 1 ヶ月または 4 ヶ月が多く、非公募指定施設では 0 ヶ月のところも多かった。また、次項で示すように、公募の場合の応募期間は 1 ヶ月ほどであった。現在の指定管理者は各設置者とも初めての導入であり、地方自治法改正により従来の管理委託から指定管理への移行期限が定められていたこともあって、十分な準備や移行のための時間的余裕が持てなかったケースも多かったようだ。

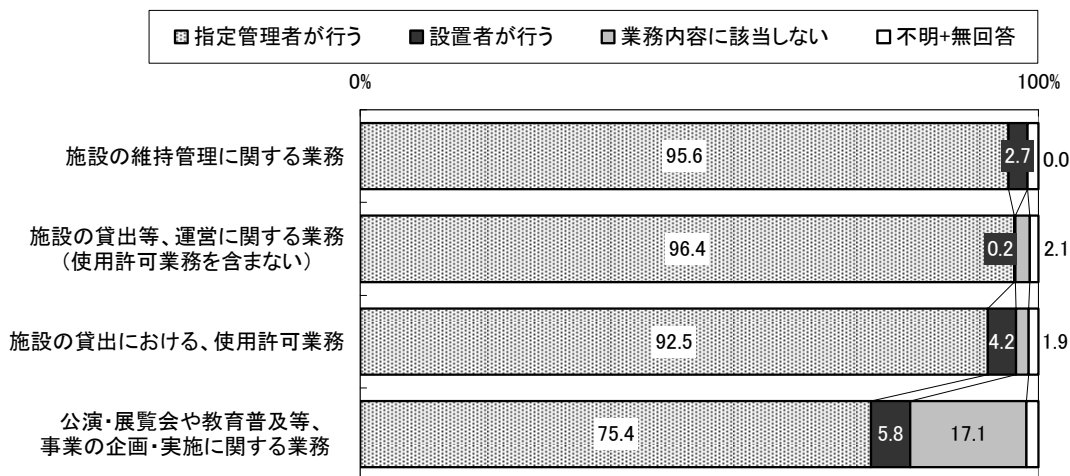
こうした実態を踏まえれば、2009 年 4 月の管理開始に向けて本年 2007 年の後半から本格的に公募等の準備を始める設置主体が多いものと思われる。

■業務の内容と担い手（指定管理者か設置者か）

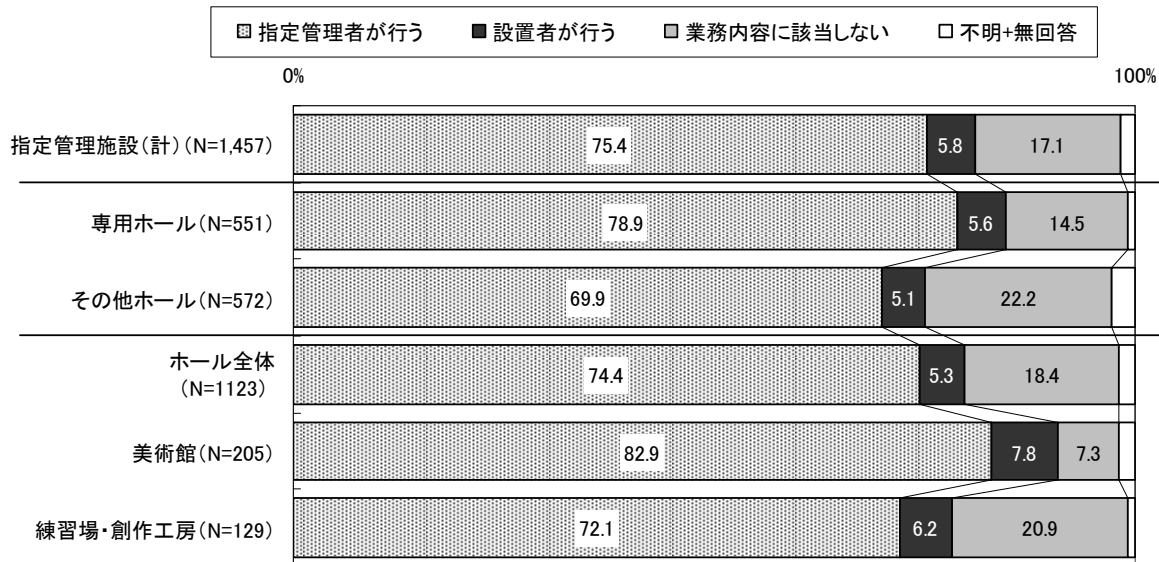
次の4つの業務内容についてそれぞれ業務の担い手を尋ねたところ（グラフ上）、いずれの業務内容でも「指定管理者が行う」ところが圧倒的に多い。中で、「公演・展覧会や教育普及等、事業の企画・実施」業務は「設置者が行う」の割合がやや多い。

「公演・展覧会や教育普及等、事業の企画・実施」業務の担い手について施設内容別にみると（グラフ下）、大きな差異は見られない。中で、美術館を指定方法別にみると（下表）、美術館の公募指定施設では「事業の企画・実施」を「設置者が行う」ところがやや多い。

業務の担い手（指定管理施設）（N=1,457）（％）



「公演・展覧会や教育普及等、事業の企画・実施」業務の担い手（指定管理施設）（施設内容別）（％）



「公演・展覧会や教育普及等、事業の企画・実施」業務の担い手（指定管理施設・美術館）（指定方法別）（％）

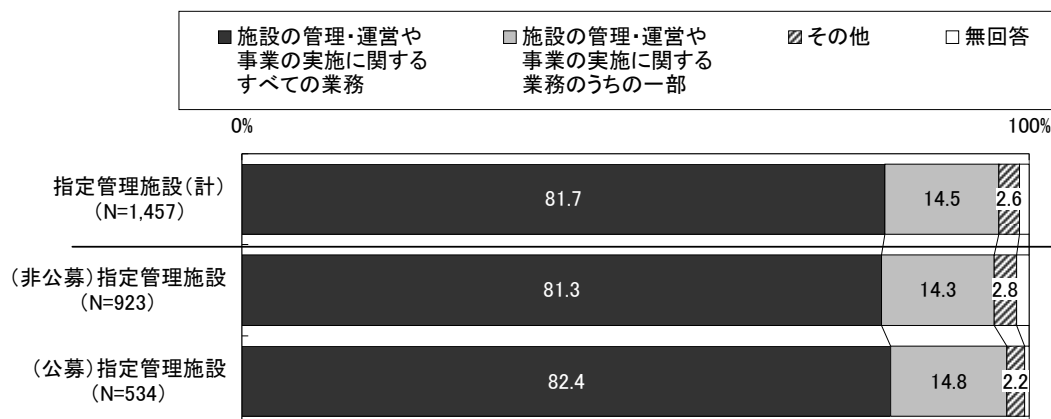
	指定管理者が行う	設置者が行う	業務内容に該当しない	不明+無回答
美術館（計）（N=205）	82.9	7.8	7.3	2.0
（非公募）美術館（N=141）	87.2	3.5	7.1	2.1
（公募）美術館（N=64）	73.4	17.2	7.8	1.6

■業務の範囲（全部か一部か）

指定管理者が行う業務の範囲については、指定管理施設全体では「施設の管理・運営や事業の実施に関するすべての業務」を指定管理者が行うところが 81.7%を占める。「一部（いわゆる上下分離など）」は 14.5%である。

これを指定管理者の指定方法別にみても、大きな違いはない。

業務の範囲(指定管理施設)(指定方法別)(%)

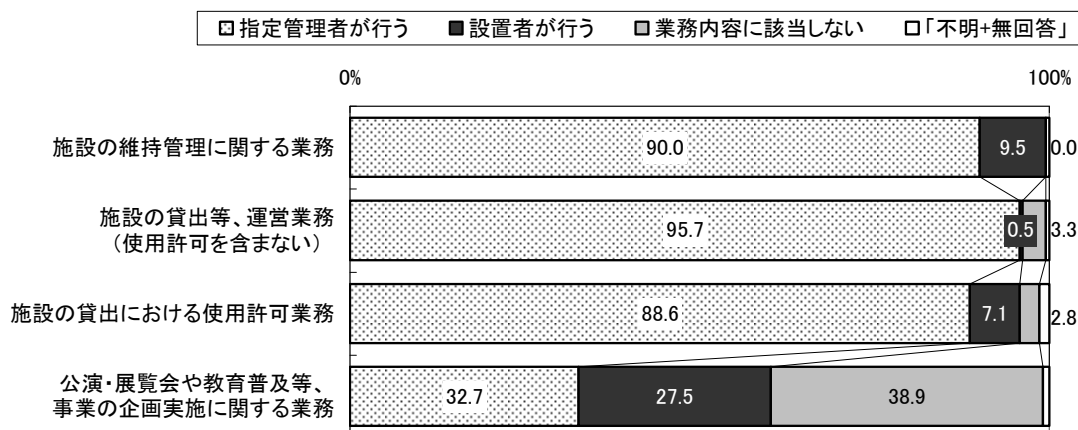


■設置主体側が実施する業務内容

先の「業務の範囲（全部か一部か）」で指定管理者が行う業務の範囲が「一部（いわゆる上下分離など）」と答えた 14.5%の施設（211 施設）について、「業務の内容と担い手」の回答結果をクロス集計した結果が以下である。

指定管理者の「業務の範囲」が一部だけの指定管理施設に限ってみると、「公演・展覧会や教育普及等、事業の企画・実施に関する業務」を設置主体が行うところが 27.5%あり、これら 4 つの業務内容の中では最も多いことがわかる。

業務の担い手(指定管理者が行う「業務の範囲」が「一部だけ」の指定管理施設)
(N=211) (%)

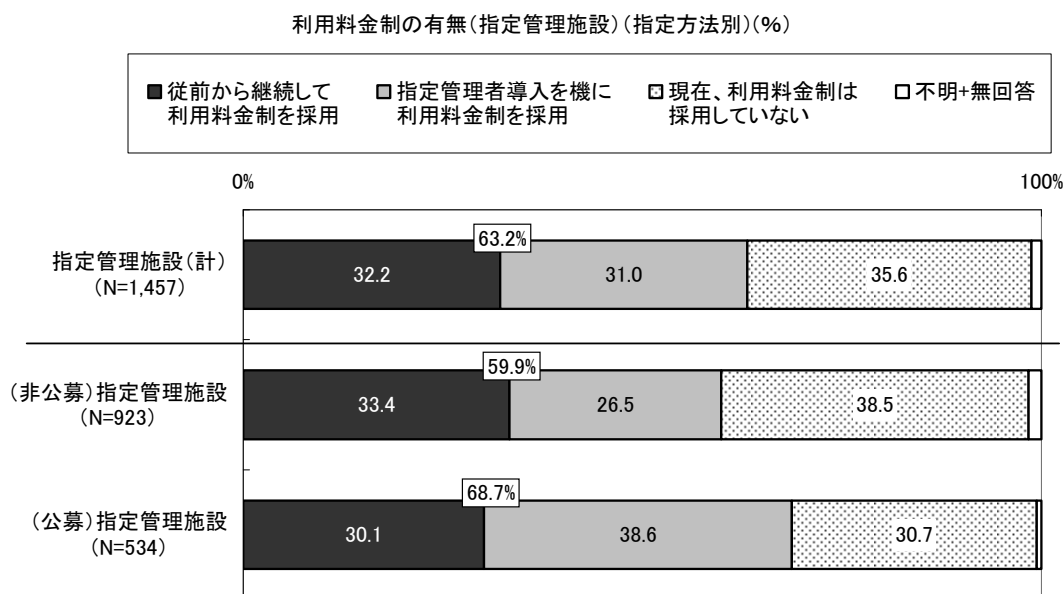


■利用料金制の有無

指定管理施設全体（下のグラフ一番上）の内、利用料金制²⁴を採用しているのは 63.2%である。その内、「従前から継続して利用料金制を採用」しているところは 31.0%、「指定管理者導入を機に利用料金制を採用」したところは 31.0%である。

これを指定管理者の指定方法別に比較する（下のグラフの中と下）。

利用料金制を採用しているところは、非公募指定施設では 59.9%、公募指定施設では 68.7%である。その内、「従前から継続」は非公募指定施設（33.4%）の方が公募指定施設（30.1%）よりやや多いが、「指定管理者導入を機に」は非公募指定施設（26.5%）より公募指定施設（38.6%）の方が 12.1 ポイント多い。



²⁴ 地方自治法第244条の2の第8項「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」同第9項「前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。」

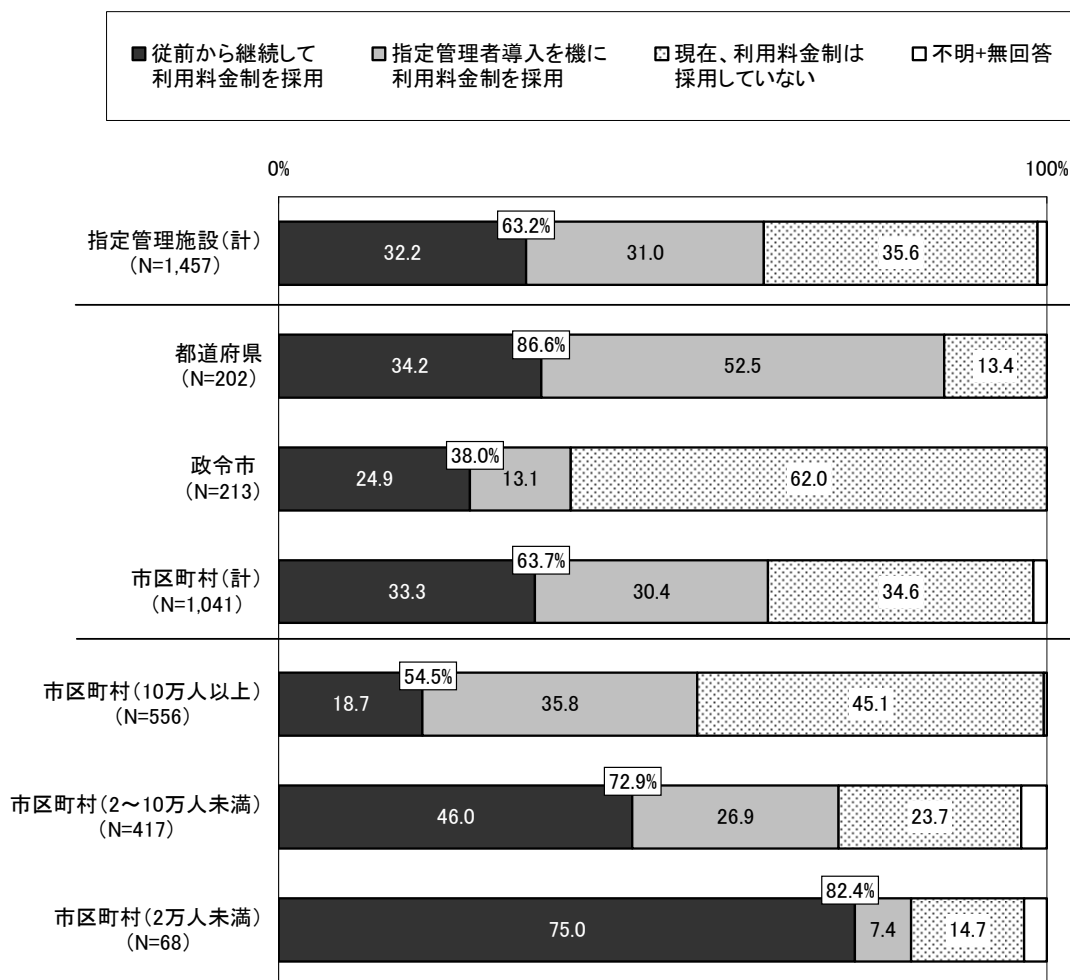
これを設置主体別にみる。

都道府県では、利用料金制を採用している指定管理施設が 86.6%と大多数になっており、特に「指定管理者導入を機に」採用したところは 52.5%で、他の設置主体に比べて著しく多くなっている。

これに対し、政令市では利用料金制を採用している指定管理施設が 38.0%で、他の設置主体に比べて最も少ない。その内、「指定管理者導入を機に」は 13.1%である。

市区町村を人口規模別に比較すると、人口規模が少なくなるほど利用料金制を採るところが多くなり、人口 2 万人未満の市区町村では 82.4%に及ぶ。利用料金制採用の内訳をみると、「従前から継続」は人口規模が少なくなるほど割合が高くなり、「指定管理者導入を機に」は、逆に人口規模が少なくなるほど少なくなっている。

利用料金制の有無(指定管理施設)(設置主体別)(%)



■債務負担行為の有無

次年度以降の指定管理料に関する債務負担行為の有無を尋ねたところ、指定管理施設全体では（グラフ上）、「指定管理料のすべてについて債務負担行為を行っている」が41.2%、「指定管理料の一部について債務負担行為を行っている」が1.6%あった。これに対し、「債務負担行為は行わず、年度協定等で次年度以降に決める」のは48.1%である。

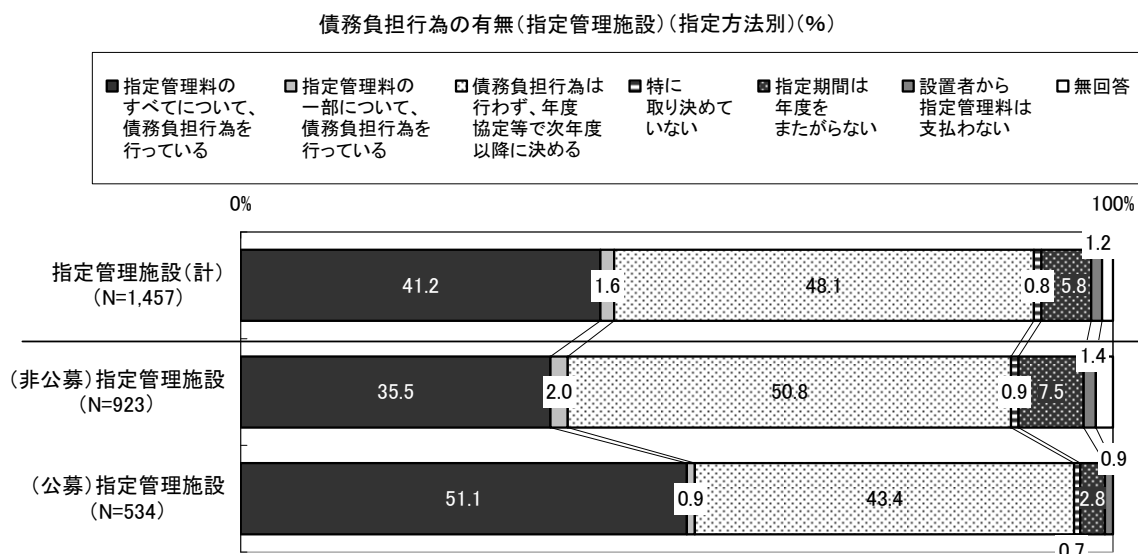
このように、指定管理施設全体では、債務負担行為を行う指定管理施設より行わない施設の方がやや多くなっている。

これを、指定管理者の指定方法別にみる。

非公募指定管理施設では、「指定管理料のすべてについて債務負担行為を行っている」（35.5%）より、「債務負担行為は行わず、年度協定等で次年度以降に決める」（50.8%）の方が多い。

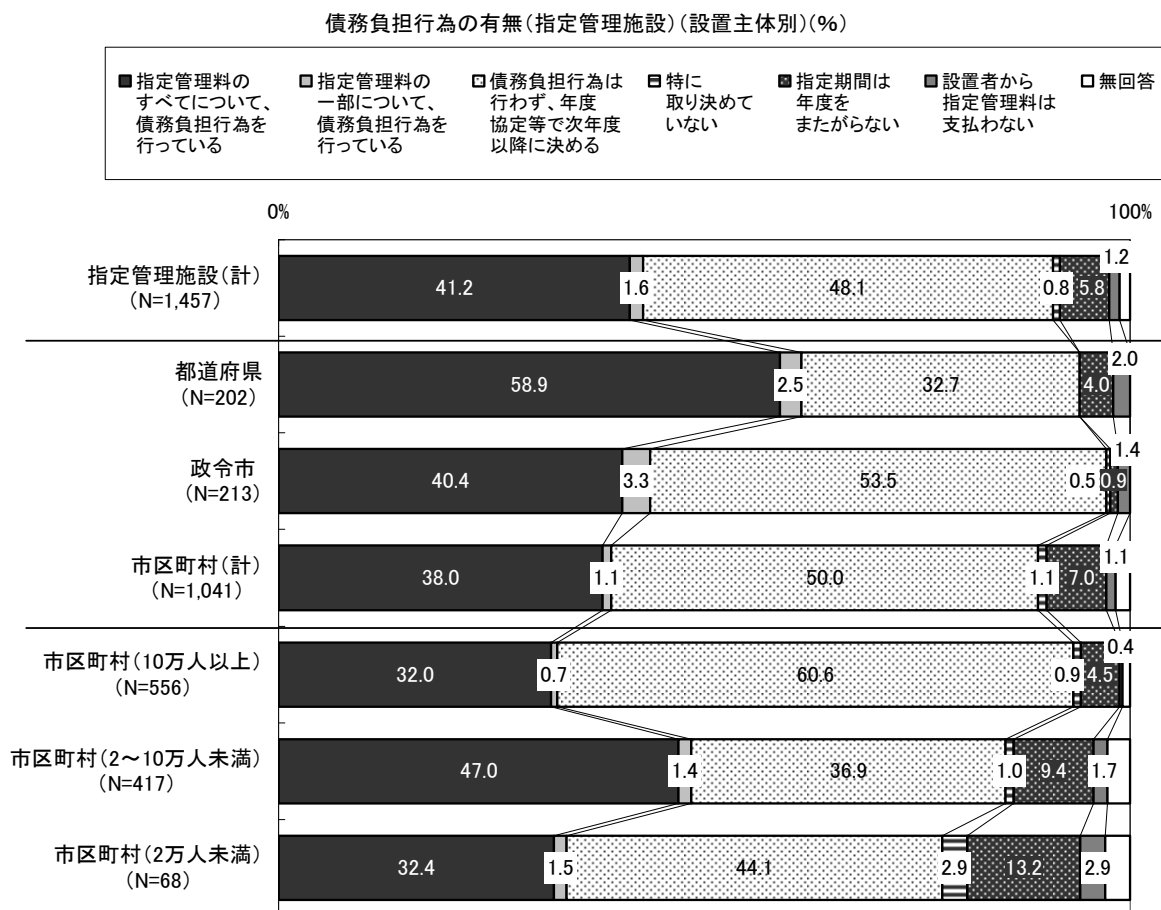
公募指定施設では逆に、「指定管理料のすべてについて債務負担行為を行っている」（51.1%）より、「債務負担行為は行わず、年度協定等で次年度以降に決める」（43.4%）の方が少ない。

総じて、公募指定施設の方が、非公募指定施設より、債務負担行為を行って次年度以降の支払い金額を取り決めているところが多いことがわかる。



債務負担行為の有無を、設置主体別に比較する。

都道府県では「指定管理料のすべてについて債務負担行為を行っている」(58.9%)が他の設置主体に比べて最も多く、「債務負担行為は行わず、年度協定等で次年度以降に決める」(32.7%)は最も少ない。政令市や市区町村(全体)に比べて、債務負担行為を行って次年度以降の支払い金額を取り決めているところが多いことがわかる。



■モニタリング・実績評価の実施方法

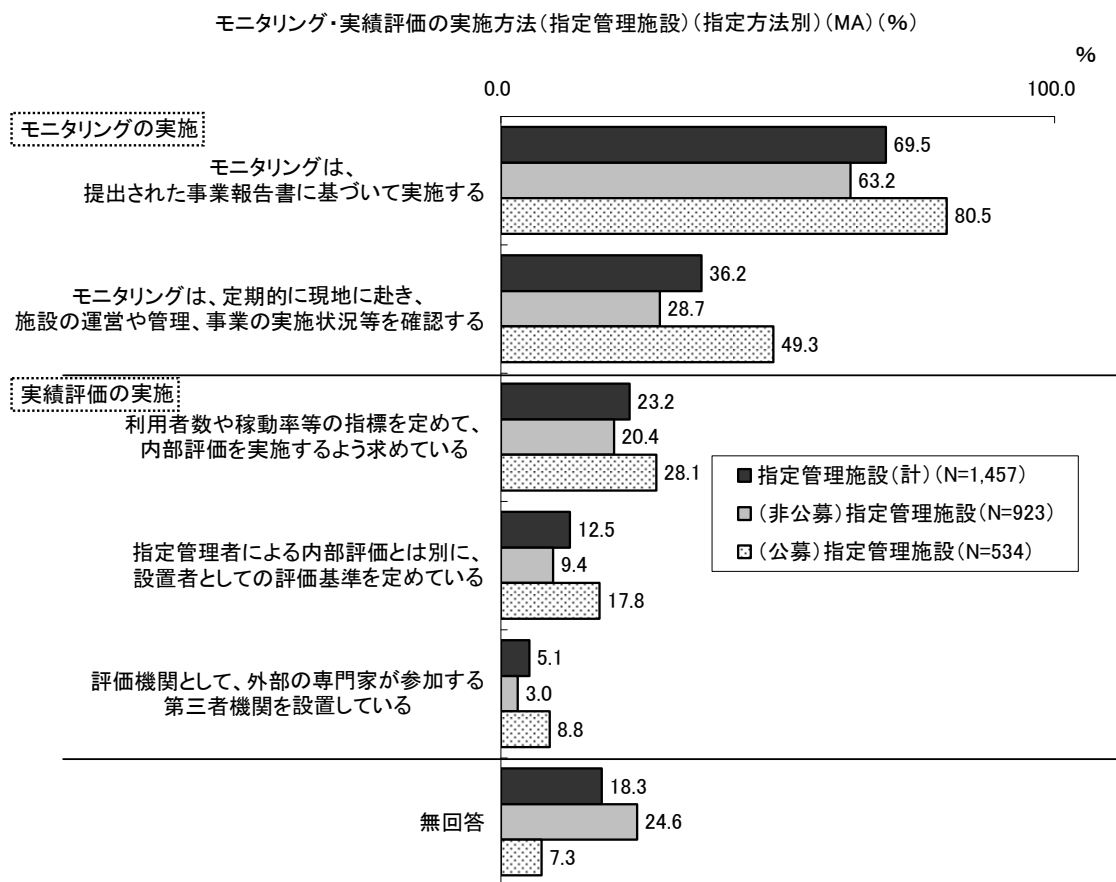
指定管理施設におけるモニタリングの実施²⁵及び指定管理者の実績評価について、実施方法別に複数回答を求めた。

モニタリングに関しては、指定管理施設全体の 69.5%が「提出された事業報告書に基づいて実施する」と答えた。「定期的に現地に赴き、施設の運営や管理、事業の実施状況等を確認する」は 36.2%である。

これを指定方法別に比較すると、公募指定施設ではいずれのモニタリング方法でも実施率が高い。特に「現地に赴いて確認」は、非公募指定施設の 28.7%に対し、公募指定施設では 49.3%で実施している。

実績評価に関しては、指定管理施設全体の 23.2%が「利用者数や稼働率等の指標を定めて内部評価を実施するよう求めている」と答え、12.5%が「指定管理者による内部評価とは別に設置者としての評価基準を定めている」と答えた。「評価機関として外部の専門家が参加する第三者機関を設置している」は 5.1%である。

これを指定方法別に比較すると、公募指定施設ではいずれの評価方法でも実施率が高い。

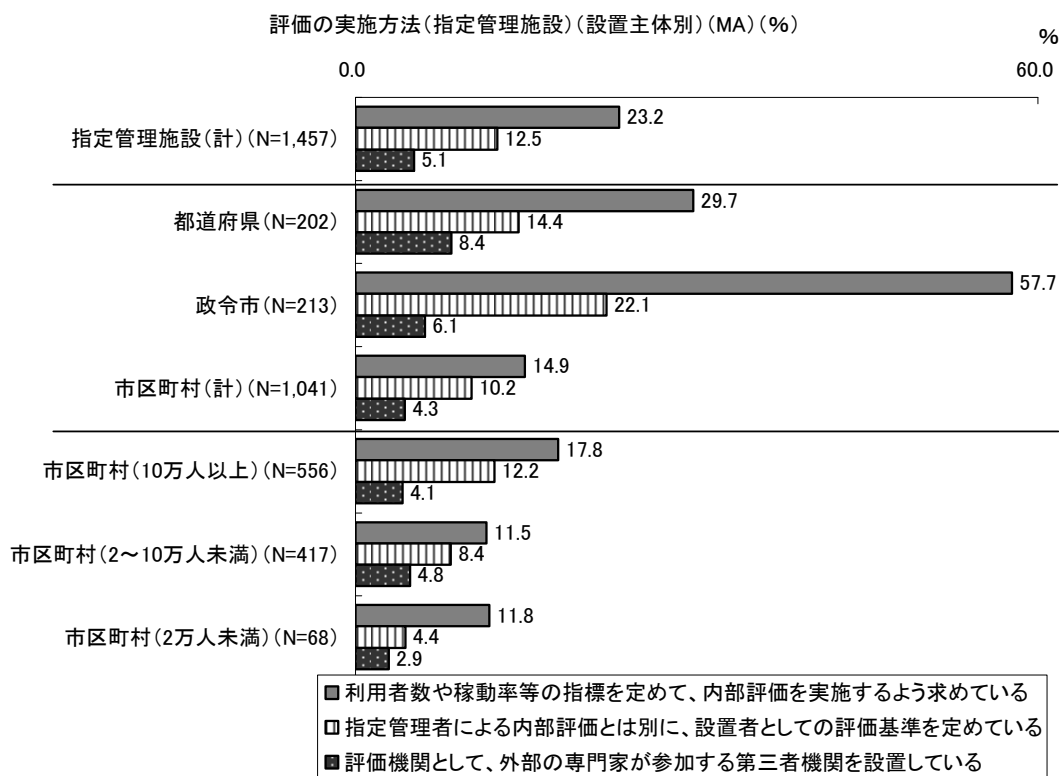
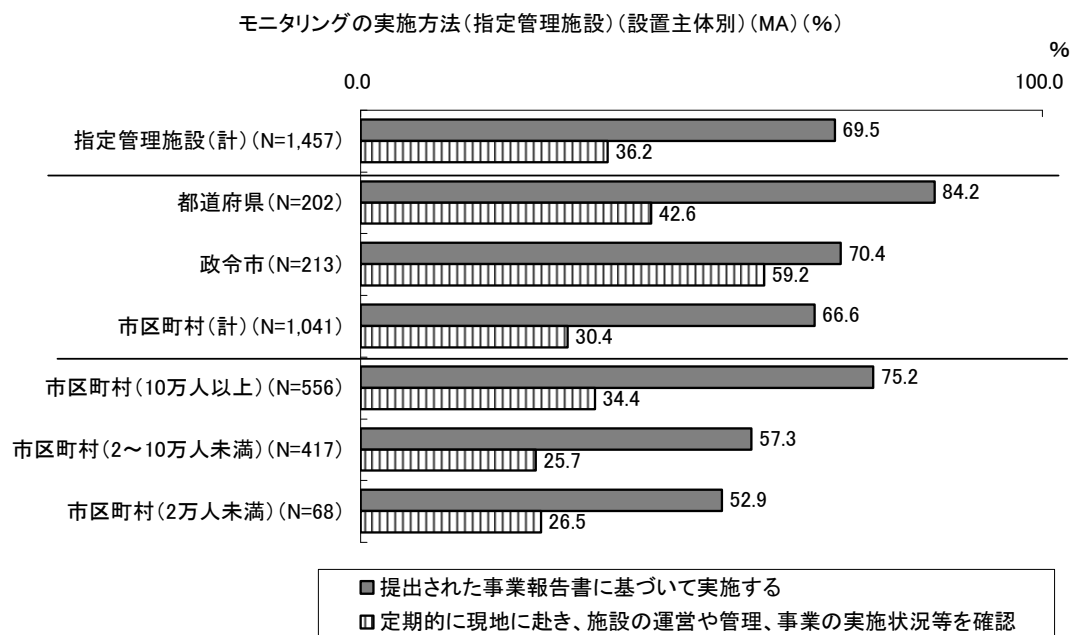


²⁵ 地方自治法第244条の2の第10項「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」

これを設置主体別に比較する。

モニタリングでは（グラフ上）、「事業報告書に基づいて」実施する指定管理施設は、都道府県、政令市、人口 10 万人以上の市区町村では 7 割超だが、人口 10 万人未満の市区町村では 6 割に満たない。「現地赶赴いて確認」は政令市で最も多く、59.2%である。

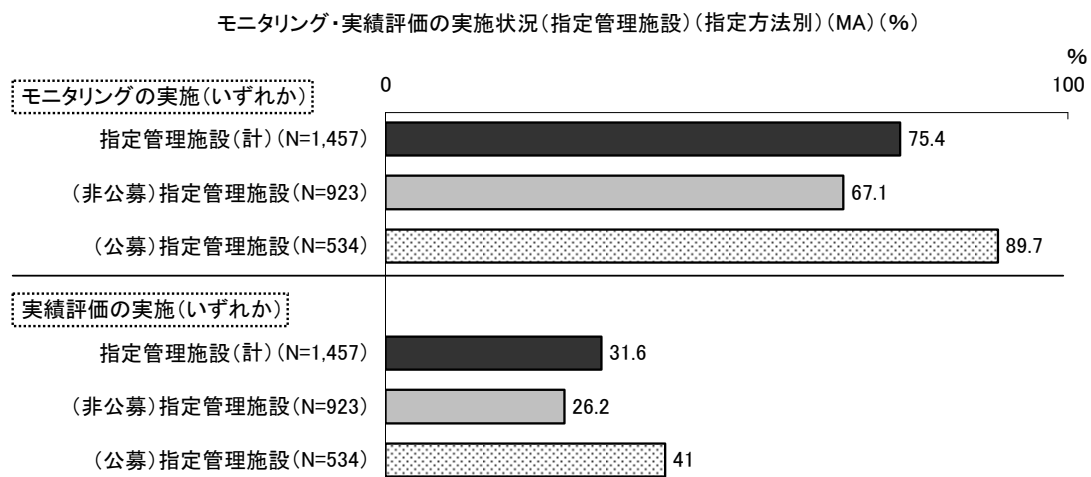
実績評価では（グラフ下）、「内部評価」の実施率は政令市で特に高い（57.7%）。「設置者の評価基準」も政令市に多い（22.1%）。「第三者機関の設置」は都道府県が高い（8.4%）。



次に、選択肢ごとに回答の重なりを求め、いずれかひとつでも実施した割合を示す。

モニタリングは指定管理施設全体の 75.4%がいずれかを実施し、実績評価は 31.6%が
いずれかを実施している。²⁶ モニタリングはある程度実施されている一方で、実績評価に関
しては現状では実施に至る指定管理施設が多くないことがわかる。

また、指定管理者の指定方法別に比較すると、モニタリングでも実績評価でも、公募指
定施設の方が非公募指定施設より実施率が高くなっている。



参考: 各回答の重なり モニタリング(①、②)及び実績評価(③、④、⑤)の実施(MA)(%)

	モニタリングの実施				実績評価の実施							
	① だけ	② だけ	①かつ② (いずれも)	①または②の いずれか	③ だけ	④ だけ	⑤ だけ	③かつ④かつ⑤ (いずれも)	③かつ④で、 ⑤ではない	③かつ⑤で、 ④ではない	④かつ⑤で、 ③ではない	③、④、⑤の いずれか
指定管理施設(計)(N=1,457)(N=923)	39.1	5.8	30.4	75.4	16.0	5.2	2.1	0.8	5.3	1.1	1.2	31.6
(非公募)指定管理施設(N=923)	38.4	3.9	24.8	67.1	15.1	4.2	1.1	0.8	3.9	0.7	0.5	26.2
(公募)指定管理施設(N=534)	40.4	9.2	40.1	89.7	17.6	6.9	3.7	0.9	7.7	1.9	2.2	41.0
都道府県(N=202)	47.5	5.9	36.6	90.1	18.3	6.4	2.5	2.5	5.4	3.5	0.0	38.6
政令市(N=213)	18.8	7.5	51.6	77.9	43.7	2.8	0.9	0.0	14.1	0.0	5.2	66.7
市区町村(計)(N=1,041)	41.8	5.5	24.9	72.1	9.9	5.5	2.2	0.7	3.5	0.9	0.6	23.2
10万人以上(N=556)	47.1	6.3	28.1	81.5	12.4	6.5	2.0	1.1	4.0	0.4	0.7	27.0
2～10万人未満(N=417)	35.5	3.8	21.8	61.2	6.7	4.6	2.6	0.2	3.1	1.4	0.5	19.2
2万人未満(N=68)	36.8	8.8	17.6	63.2	8.8	2.9	1.5	0.0	1.5	1.5	0.0	16.2

＜モニタリング＞ ①提出された事業報告書に基づいて実施する ②定期的に現地に赴き、施設の運営や管理、事業の実施状況等を確認する
＜実績評価＞ ③利用者数や稼働率等の指標を定めて内部評価を実施するよう求めている ④指定管理者による内部評価とは別に設置者としての評価基準を定めている ⑤評価機関として外部の専門家が参加する第三者機関を設置している

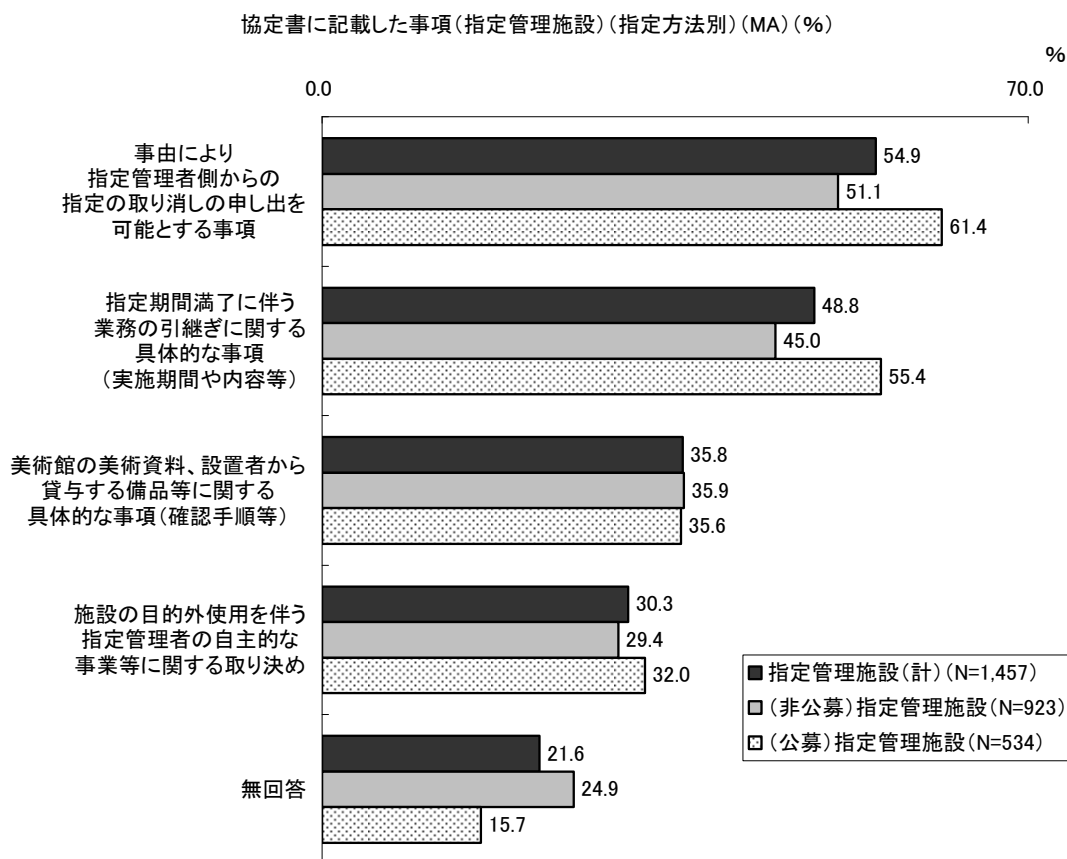
²⁶ モニタリングおよび指定管理の実績評価は、おおむね選択肢に示したいずれかの方法で実施していると見られることから、これを現時点での実施率とみなすことができるだろう。

■ 協定書の記載事項

協定事項をいくつか例示して協定書への記載の有無を尋ねた結果が以下である。

指定管理施設全体では、記載したとする回答の多い順に、「事由により指定管理者側からの指定の取り消しの申し出を可能とする事項」(54.9%)、「指定期間満了に伴う業務の引継ぎに関する具体的な事項(実施機関や内容等)」(48.8%)、「美術館の美術資料、設置者から貸与する備品等に関する具体的な事項(確認手順等)」(35.8%)²⁷、「施設の目的外使用を伴う指定管理者の自主的な事業等に関する取り決め」(30.3%)、となっている。

これを指定方法別に比較すると、「引継ぎに関する具体的な事項」と「指定管理者からの指定取り消しの申し出」では、公募指定施設の方が非公募指定施設よりそれぞれ 10 ポイントほど多い。

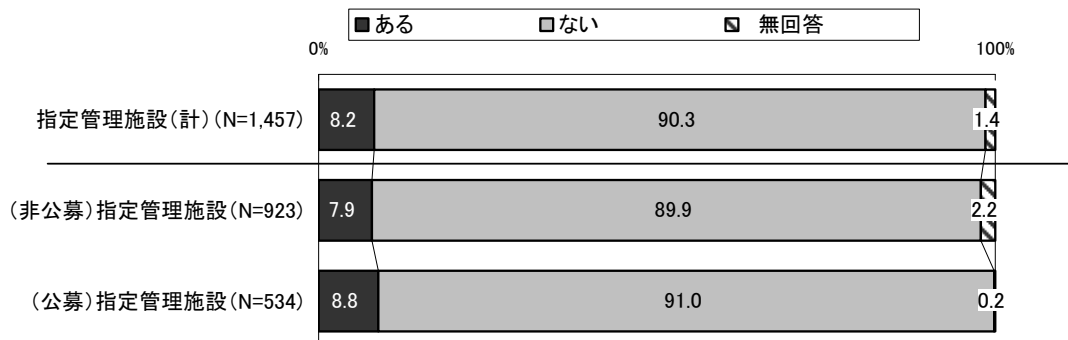


²⁷ 「美術館の美術資料、設置者から貸与する備品等に関する具体的な事項(確認手順等)」について、施設内容別に「美術館」をみると、指定管理施設全体の美術館(N=205)で 46.8%、非公募指定施設の美術館(N=141)で 48.9%、公募指定施設の美術館(N=64)で 42.2%、となる。

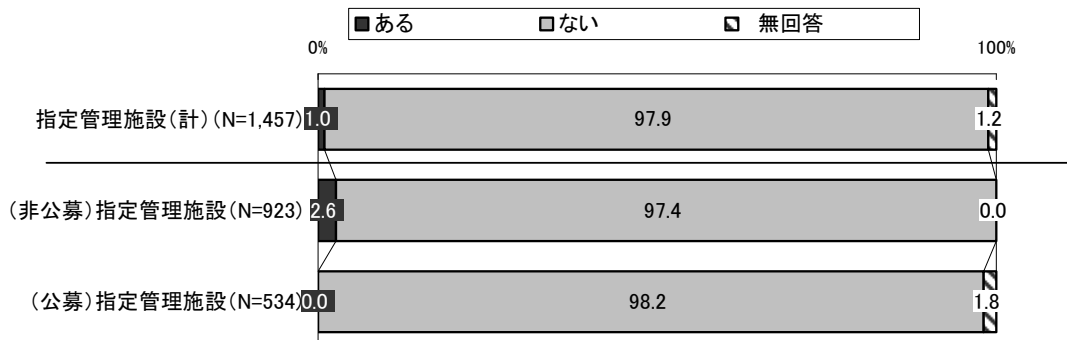
■ 協定内容の変更及び指定管理者取り消しの有無

調査時点までの間に、協定内容の変更をしたことがある指定管理施設は、全体の 8.2% である。指定管理者の指定を取り消し、又は業務の停止を行ったことがあるのは全体の 1.0% である。

協定内容変更の有無(指定管理施設)(指定方法別)(%)



指定管理者の指定取り消し・業務の停止の有無(指定管理施設)(指定方法別)(%)

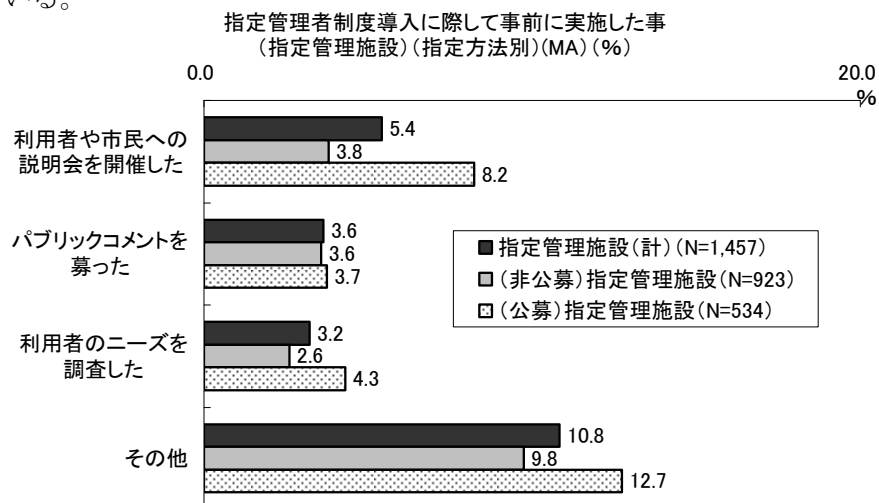


■ 指定管理者制度導入にあたっての事前周知等

指定管理者制度を導入するにあたっての市民や利用者に対する事前の周知やニーズ調査等の具体例を示し、実施の有無を尋ねた。

指定管理施設全体では、「利用者や市民への説明会を開催した」が 5.4%、「パブリックコメントを募った」が 3.6%、「利用者のニーズを調査した」は 3.2%で、いずれの実施もごくわずかである。他に、「その他」が 10.8%ある²⁸。

指定方法別に比較すると、いずれも、公募指定施設の方が非公募指定施設より実施率が高くなっている。



設置主体別に比較すると、いずれの項目でも、都道府県や政令市に比べて市区町村の方が実施率が高く、また、市区町村の中でも人口規模が小さくなるほどいずれも高くなる傾向が見られる。特に人口 2 万人未満の市区町村では「説明会を開催」(11.8%)や「ニーズを調査」(14.7%)の実施率が高く、地域への周知や説明が比較的なされたといえるだろう。

指定管理者制度導入に際して事前に実施した事(指定管理施設)(設置主体別)(MA)(%)

	利用者や市民への説明会開催	パブリックコメントを募った	利用者のニーズを調査した	その他	無回答
指定管理施設(計)(N=1,457)	5.4	3.6	3.2	10.8	78.7
都道府県(N=202)	3.5	3.0	1.0	2.5	90.1
政令市(N=213)	2.3	0.0	0.9	9.4	87.3
市区町村(計)(N=1,041)	6.4	4.5	4.1	12.8	74.6
10万人以上(N=556)	3.6	3.6	3.1	10.4	80.8
2～10万人未満(N=417)	9.4	5.3	3.8	15.8	68.1
2万人未満(N=68)	11.8	7.4	14.7	13.2	64.7

²⁸ 「その他」の自由回答は、「ホームページや広報誌での告知」が 41 件(2.8%に該当)などである。

3. 公募及び選定

ここでは、公募により指定管理者を選定した施設について、公募および選定のプロセス等について、概況をみる。

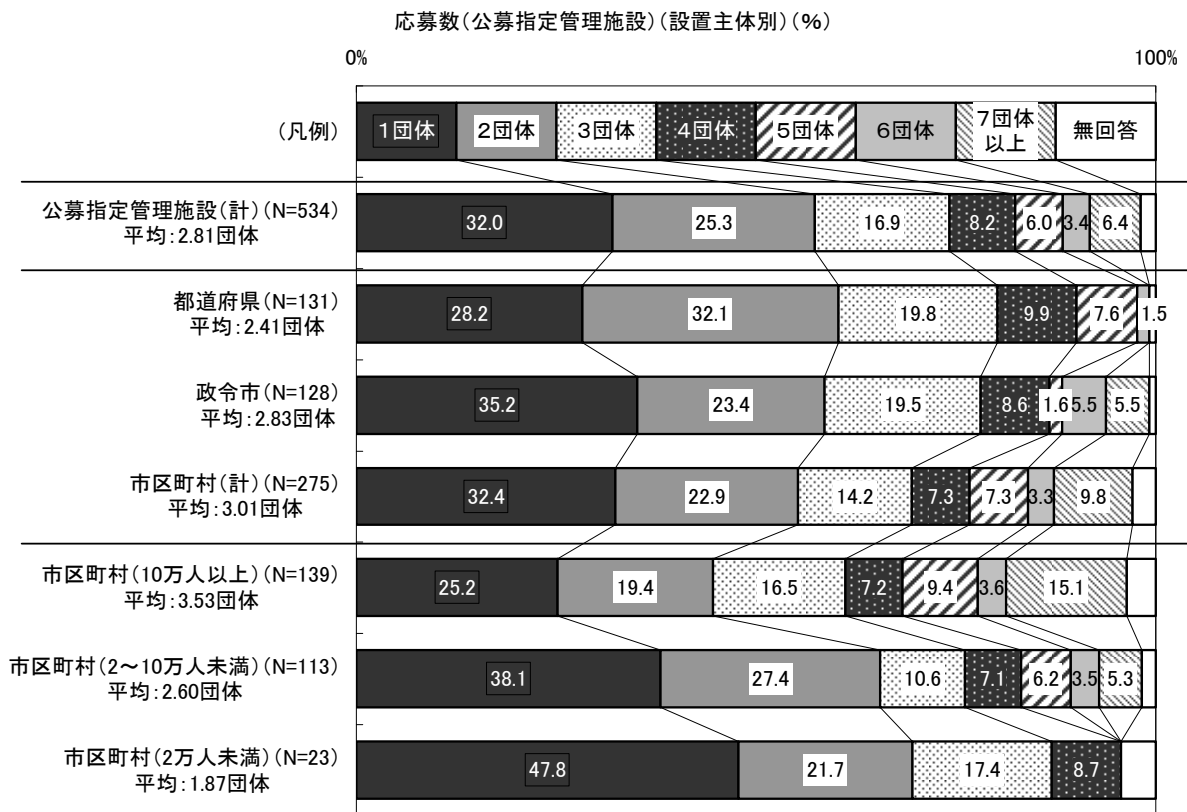
■応募数

公募した結果、実際に応募のあった団体数（再公募を除く）は、公募指定施設全体の平均で 2.81 である。応募数の内訳をみると、応募数が 1 団体だけだったケースが 32.0%を占めている。

平均応募団体数を設置主体別にみると、都道府県では 2.41 団体、政令市では 2.83 団体、市区町村（計）では 3.01 団体である。

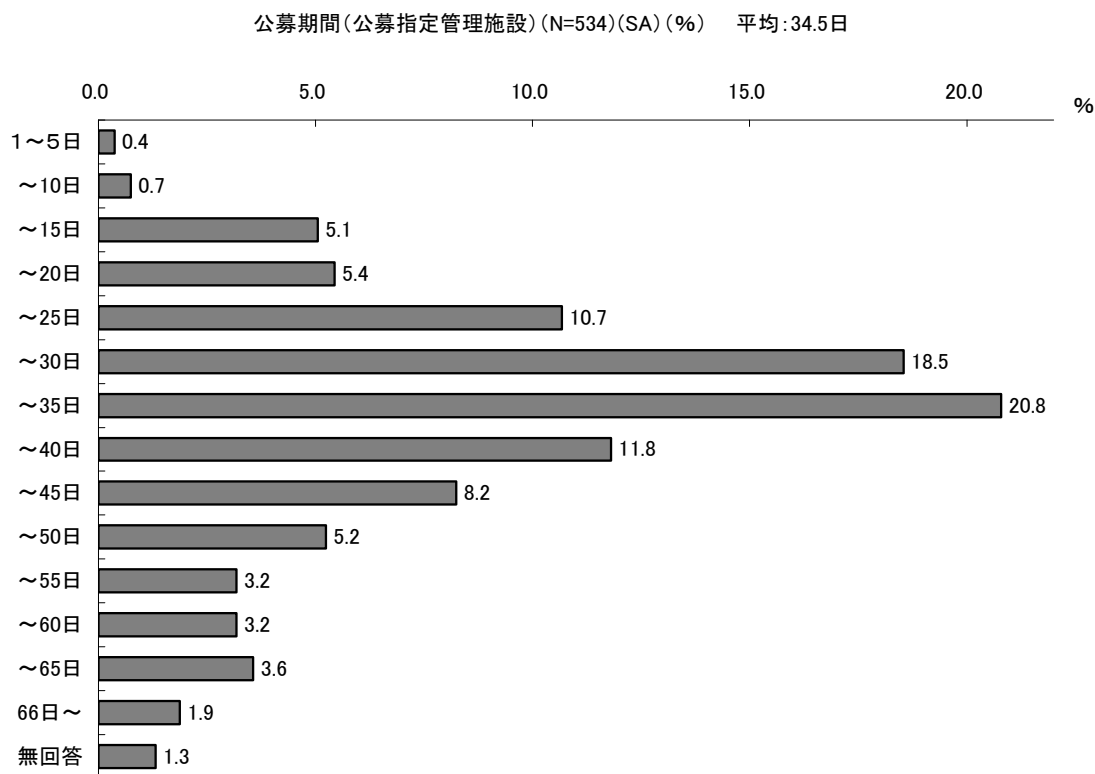
市区町村を人口規模別に比較すると、人口 10 万人以上の市区町村では応募数の多いケースが多く、1 団体だけの応募だったのは 25.2%にとどまり、平均で 3.53 団体である。

人口規模が小さくなるほど応募数の多いケースが少なく、人口 2 万人未満の市区町村では半数近い 47.8%が 1 団体だけの応募だった。



■ 公募期間

公募の告知をし、応募要項を開示してから応募締切までの間の日数は、公募指定施設全体の平均日数で 34.5 日である。最頻値は「31 日～35 日」に 20.8%、「26 日～30 日」に 18.5% であり、26 日～35 日の間に 39.3% が集中したことになる。



平均公募日数を設置主体別に比較すると、都道府県(37.5 日)では政令市や市区町村(計)に比べてやや長めである。市区町村を人口規模別にみると、人口 10 万人以上の市区町村(38.0 日)に比べて、人口 10 万人未満の市区町村ではいずれもやや短めである。

施設内容別では、平均日数にあまり差異がない。

公募期間(公募指定施設)(設置主体別)

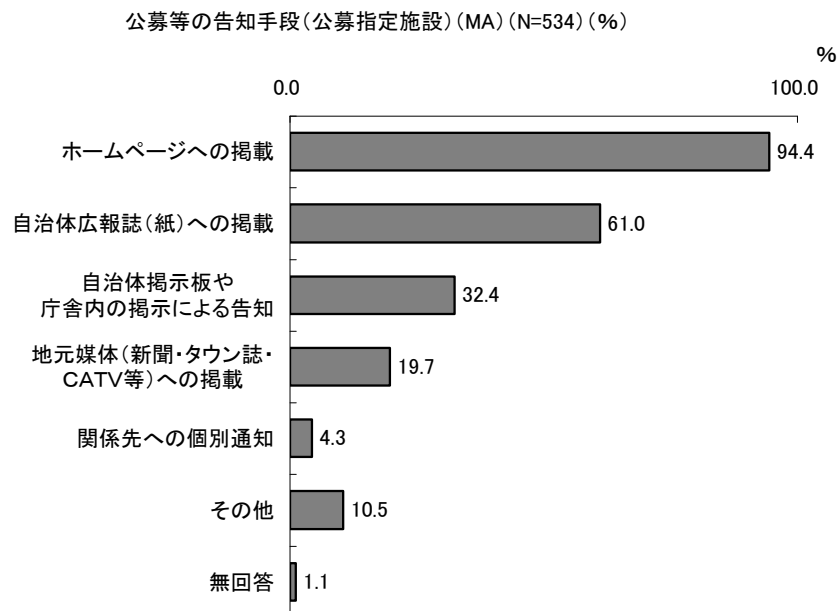
	公募指定 施設(計) (N=534)	設置主体別					
		都道府県 (N=131)	政令市 (N=128)	市区町村(計) (N=275)	10 万人以上 (N=139)	2～10 万人未満 (N=113)	2 万人未満 (N=23)
平均(日)	34.5	37.5	33.7	33.5	38.0	28.7	29.6

公募期間(公募指定施設)(施設内容別)

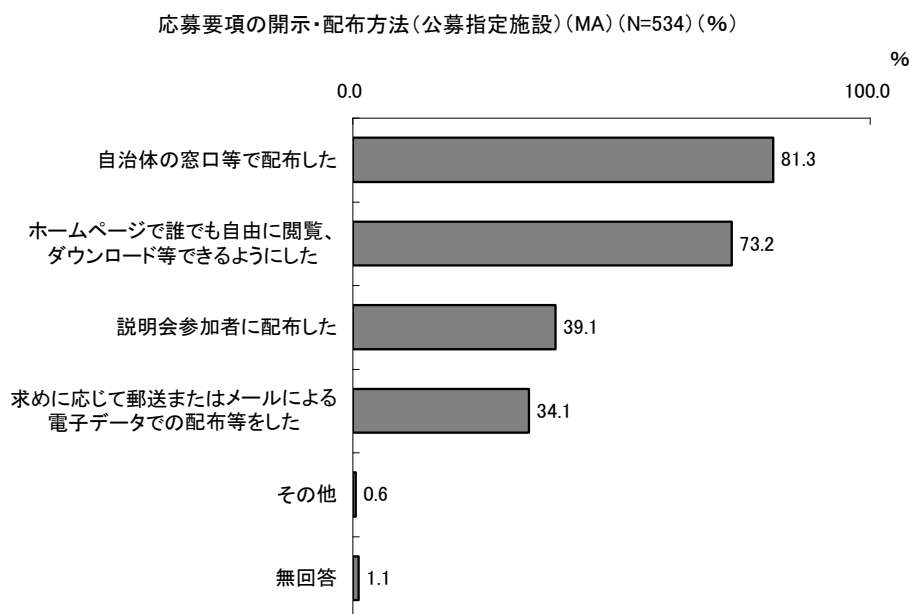
	公募指定 施設(計) (N=534)	施設内容別				
		ホール全体 (N=416)	専用ホール (N=197)	その他ホール (N=219)	美術館 (N=64)	練習場・創作工房 (N=54)
平均(日)	34.5	35.0	34.2	35.8	32.0	33.6

■公募の周知方法と応募要項の開示方法

指定管理者の公募を周知する手段として、ほとんどの公募指定施設が実施したのは「ホームページへの掲載」(94.4%)である。他では多い順に、「自治体広報誌(紙)への掲載」(61.0%)、「自治体掲示板や庁舎内の掲示」(32.4%)、「地元媒体への掲載」(19.7%)、「その他」(10.5%)²⁹である。「関係先への個別通知」も4.3%あった。



応募要項の開示・配布方法は、「自治体の窓口等で配布」(81.3%)、「ホームページからダウンロード」(73.2%)の実施率が高い。



²⁹ 「その他」の自由回答は、「記者クラブへ発表」20件(3.7%に該当)、「公報へ掲載」12件(2.2%に該当)など。

公募の周知手段を設置主体別に比較する。

実施率の高い手段をみると、「ホームページへの掲載」は都道府県と政令市（いずれも 97.7%）に比べて市区町村（計）はやや少なく（91.3%）、人口 2 万人未満の市区町村では 69.6%である。「自治体広報誌（紙）への掲載」は、都道府県と政令市（いずれも 50%未満）に比べて市区町村は多い（市区町村計で 77.1%）。

特徴的なところで、「関係先への個別通知」は都道府県（2.3%）と政令市（ゼロ）に比べて市区町村で実施が多く（市区町村計で 7.3%）、2 万人未満では 17.4%と特に多い。

公募等の告知手段(MA) (%) (公募指定施設) (設置主体別)

	ホームページへの掲載	自治体広報誌（紙）への掲載	自治体掲示板や庁舎内の掲示による告知	地元媒体（新聞・タウン誌・CATV等）への掲載	関係先への個別通知	その他	無回答
公募指定管理施設(計) (N=534)	94.4	61.0	32.4	19.7	4.3	10.5	1.1
都道府県(N=131)	97.7	45.8	14.5	18.3	2.3	19.1	2.3
政令市(N=128)	97.7	42.2	35.9	12.5	0.0	15.6	0.8
市区町村(計) (N=275)	91.3	77.1	39.3	23.6	7.3	4.0	0.7
10 万人以上(N=139)	95.7	77.7	28.8	24.5	6.5	3.6	0.7
2～10 万人未満(N=113)	90.3	77.0	47.8	24.8	6.2	3.5	0.0
2 万人未満(N=23)	69.6	73.9	60.9	13.0	17.4	8.7	4.3

応募要項の開示・配布方法の実施順位を設置主体別に比較する。

政令市と市区町村（全体、人口 2 万人以上）では「自治体窓口で配布」が最も多く、「自由にダウンロード」がこれに次ぐのに対し、都道府県では逆転して「自由にダウンロード」（88.5%）が最も多い。人口 2 万人未満の市区町村では最多方法は「窓口で配布」だが、「求めに応じて」（56.5%）が他に比べて多く、「自由にダウンロード」よりも上位にある。

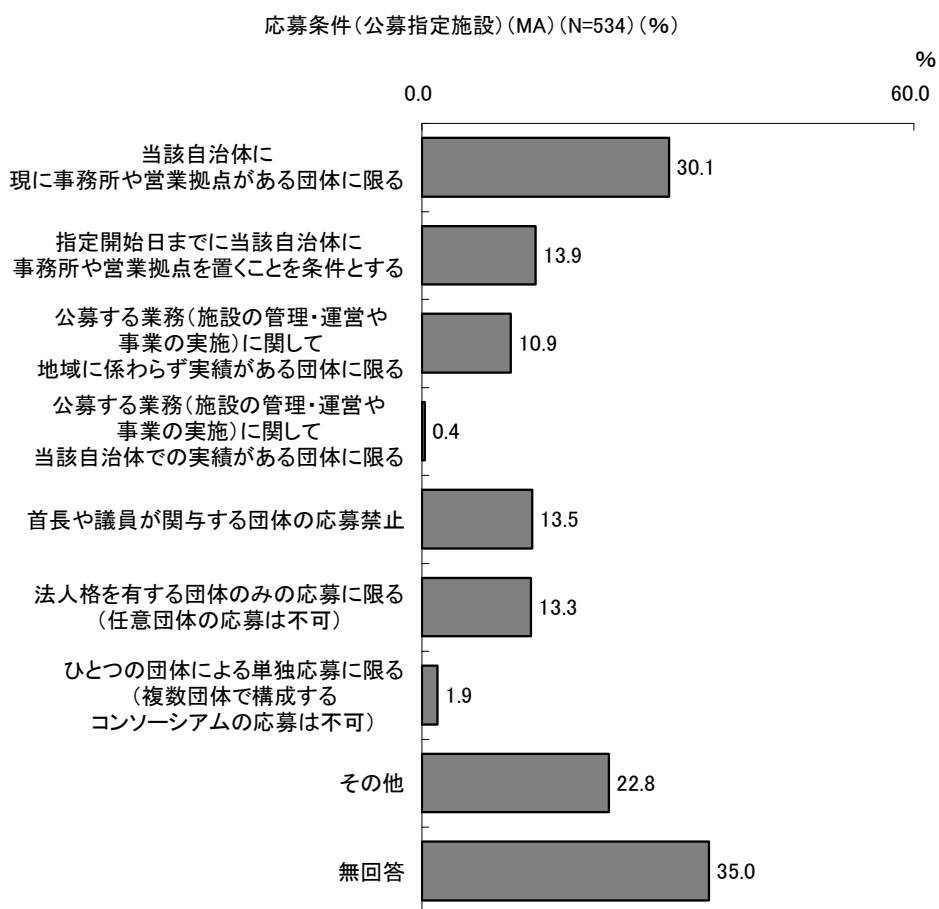
応募要項の開示・配布方法(MA) (%) (公募指定施設) (設置主体別)

	自治体の窓口等で配布した	ホームページでも自由に閲覧、ダウンロード等できるようにした	説明会参加者に配布した	求めに応じて郵送またはメールによる電子データでの配布等をした	その他	無回答
公募指定管理施設(計) (N=534)	81.3	73.2	39.1	34.1	0.6	1.1
都道府県(N=131)	77.1	88.5	45.8	32.8	1.5	2.3
政令市(N=128)	82.0	67.2	29.7	41.4	0.0	0.8
市区町村(計) (N=275)	82.9	68.7	40.4	31.3	0.4	0.7
10 万人以上(N=139)	81.3	72.7	44.6	28.1	0.7	0.7
2～10 万人未満(N=113)	86.7	68.1	38.1	30.1	0.0	0.0
2 万人未満(N=23)	73.9	47.8	26.1	56.5	0.0	4.3

■応募条件

一般的な欠格事項や条件³⁰以外に特に設けた応募条件について複数回答を求めたところ、回答の多かった上位2つは、営業拠点が当該自治体内にあるという条件であった。「当該自治体に現に事務所や営業拠点がある団体に限る」(30.1%)、「指定開始日までに当該自治体に事務所や営業拠点を置くことを条件とする」(13.9%)である。

これに、「首長や議員が関与する団体の応募禁止」(13.5%)、「任意団体の応募不可」(13.3%)、「公募する業務に関して地域にかかわらず実績がある団体に限る」(10.9%)が次ぐ。なお、「その他」が22.8%あった³¹。



³⁰ 一般的な欠格事項や条件の例として、調査票では「会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと／租税公課を滞納していないこと、一般競争入札の参加を制限されていないこと／指定管理者の取り消しを受けたことがないこと、本業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な経営状態にあること／等」を挙げた。

³¹ 「その他」の自由回答は、「説明会への参加」10件(1.9%に該当)などである。ほかの自由回答は、例示した一般的な欠格事項にあたる事柄や「暴力団、政治活動や宗教活動を主目的にする団体の排除」、「個人の応募を不可とする」(元々、法律で禁止されている)、などがほとんどである。

応募条件を設置主体別にみる。

都道府県では、先にみた上位 2 つの「当該自治体に現に事務所や営業拠点がある団体に限る」が 38.9%、「指定開始日までに当該自治体に事務所や営業拠点を置くことを条件とする」が 26.7%である。政令市（順に 28.9%、7.0%）や市区町村（全体で順に 26.5%、10.9%）と比較すると、営業拠点が当該自治体内にあるという応募条件は、特に都道府県に多いことがわかる。

政令市では、上位 2 つ以外の項目においても、「その他」を除くいずれの応募条件でも都道府県や市区町村（全体）に比べて回答の数が少ないかほぼ同等で、「無回答」（46.9%）は最も多い。このことから、政令市では他の設置主体に比べて、一般的な欠格事項等以外の応募条件をあまり示さなかったと言える。

応募条件(MA)(%) (公募指定施設) (設置団体別)	当該自治体に現に事務所や営業拠点がある団体に限る	指定開始日までに当該自治体に事務所や営業拠点を置くことを条件とする	公募する業務(施設)の管理・運営や事業の実施)に関して当該自治体での実績がある団体に限る	公募する業務(施設)の管理・運営や事業の実施)に関して当該自治体での実績がある団体に限る	首長や議員が関与する団体の応募禁止	法人格を有する団体のみの応募に限る(任意団体の応募は不可)	ひとつの団体による単独応募に限る(複数団体で構成するコンソーシアムの応募は不可)	その他	無回答
公募指定管理施設 (計) (N=534)	30.1	13.9	10.9	0.4	13.5	13.3	1.9	22.8	35.0
都道府県 (N=131)	38.9	26.7	14.5	0.8	14.5	11.5	0.0	25.2	26.0
政令市 (N=128)	28.9	7.0	6.3	0.0	1.6	7.8	0.0	30.5	46.9
市区町村(計) (N=275)	26.5	10.9	11.3	0.4	18.5	16.7	3.6	18.2	33.8
10万人以上 (N=139)	32.4	7.9	12.2	0.7	24.5	17.3	2.9	15.8	30.2
2~10万人未満 (N=113)	19.5	13.3	9.7	0.0	15.0	17.7	4.4	21.2	34.5
2万人未満 (N=23)	26.1	17.4	13.0	0.0	0.0	8.7	4.3	17.4	52.2

■公募に際する提示事項

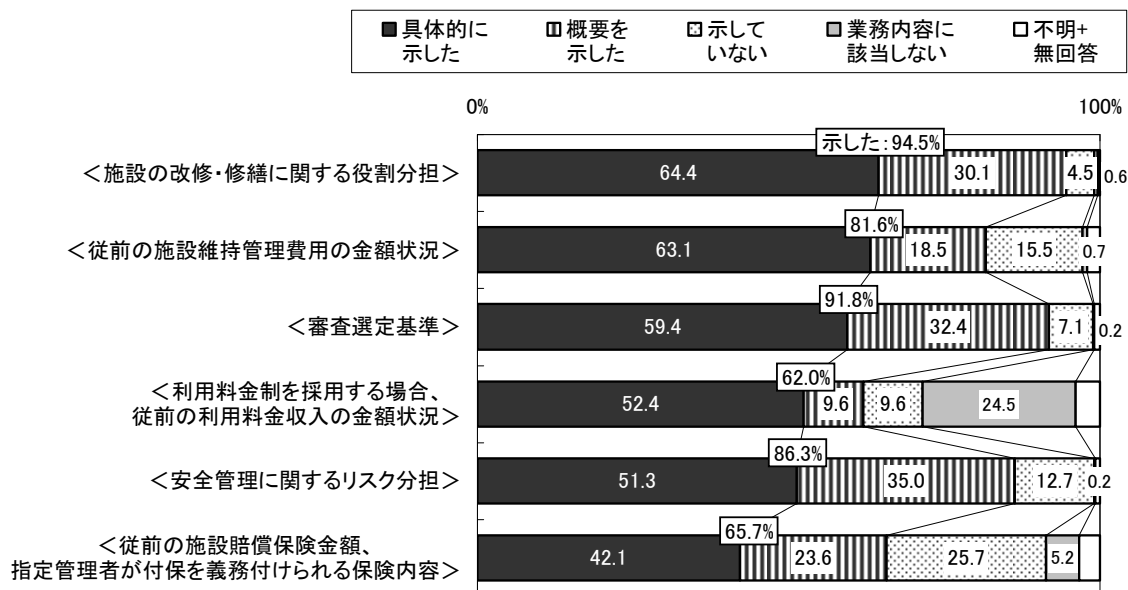
指定管理者の公募に際して事前に応募者に提示しておきたい事項を例示して応募要項や「業務の基準」における記載状況を尋ねた結果は、「具体的に示した」ものが多い順に下のグラフのようになった。

「具体的に示した」と「概要を示した」を合わせると、「施設の改修・修繕に関する役割分担」は94.5%、「従前の施設維持管理費用の金額状況」は81.6%、「審査選定基準」は91.8%、「利用料金制を採用する場合の従前の利用料金収入の金額状況」は62.0%、「安全管理に関するリスク分担」は86.3%、「従前の施設賠償保険金額や指定管理者が付保を義務付けられる保険内容」は65.7%である。

「示していない」が1割以上あるのは、多い順に、「従前の保険内容」（25.7%）、「従前の施設維持管理費用」（15.5%）、「安全管理に関するリスク分担」（12.7%）である。「施設改修・修繕の役割分担」を「示していない」のは4.5%で最も少ない。

公募でありながら「審査選定基準」を「示していない」と答えたところが7.1%、利用料金制を採用するのに従前の利用料金収入を「示していない」ところが9.6%ある。

応募要項や「業務の基準」における記載状況（公募指定施設）（N=534）（%）

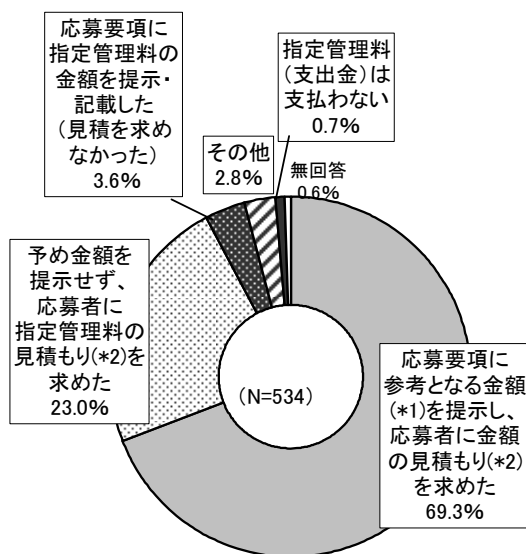


■ 指定管理料の提示方法

設置者側から支払う指定管理料（支出金）の提示については、「応募要項に参考となる金額を提示し、応募者に金額の見積もりを求めた」ところが 69.3%で最も多い。「予め金額を提示せず、応募団体に指定管理料の見積もりを求めた」23.0%と合わせると、公募指定施設全体の 92.3%において、応募者に指定管理料の見積もりを求めたことになる。

見積もりを求めずに「指定管理料の金額を（設置者側で）提示した」のは 3.6%である。

応募要項における指定管理料(支出金)の提示方法
(公募指定施設)(%)



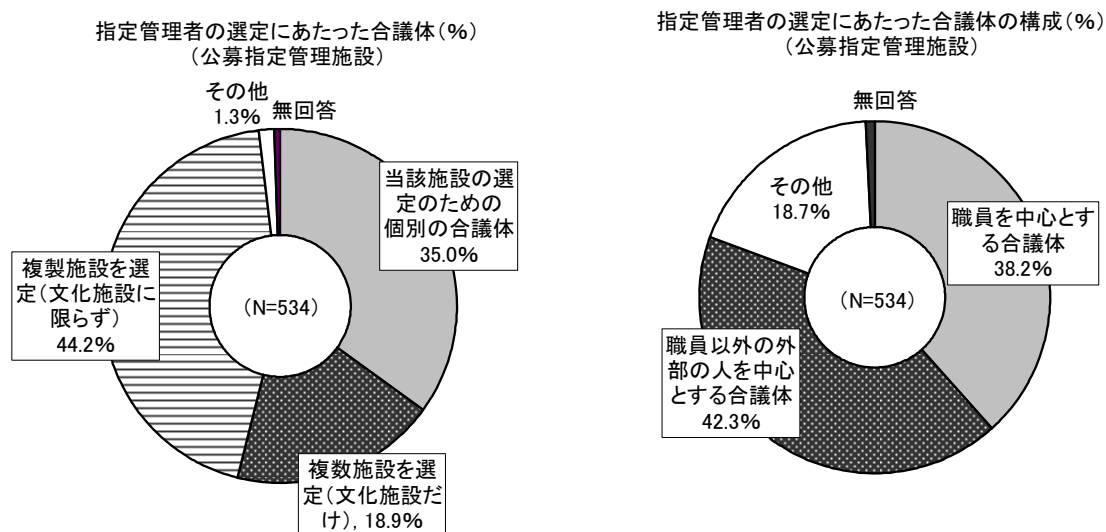
*1: 参考となる金額とは、指定管理料の上限金額や従前の管理委託料等を指します。

*2: 見積には、収支計画の収入から支出を差し引いた金額を指定管理料とする場合を含みます。

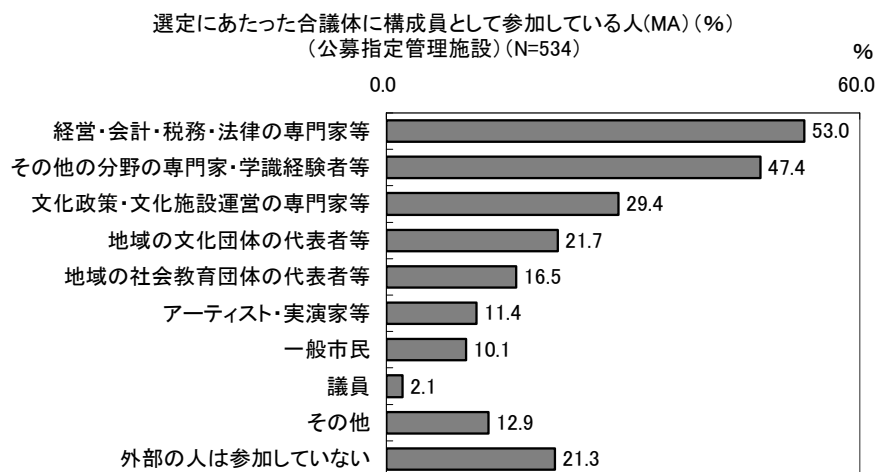
■選定委員会（指定管理者の選定にあたる合議体）

指定管理者の選定にあたった合議体は（グラフ左）、「当該施設の選定のための個別の合議体」が35.0%である。「複数施設を選定（文化施設だけ）」が18.9%、「複数施設を選定（文化施設に限らず）」が44.2%で、複数施設を選定する合議体だったケースは合計63.1%である。

合議体の構成は（グラフ右）、「職員を中心とする合議体」が38.2%、「外部の人を中心とする合議体」が42.3%で、外部中心のケースがやや多い。「その他」³²は18.7%である。



さらに、選定にあたった合議体の構成メンバーとしてどのような人が参加したかを複数回答で尋ねたところ、「経営・会計・税務・法律の専門家等」が参加したケースが最も多く（53.0%）、次いで「その他の分野の専門家・学識経験者等」（47.4%）となっている。「文化政策・文化施設運営の専門家等」は29.4%にとどまった。



³² 「その他」の自由回答は、職員と外部がほぼ同数だったという内容 63 件 (11.8%に該当) など。

指定管理者の選定にあたった合議体について、施設内容別に比較する。

「当該施設選定のための個別の合議体」だったとする割合をみると、美術館（20.3%）や練習場・創作工房（25.9%）に比べてホール（全体で 38.5%）の方が多し。専用ホールで 34.5%、その他ホールで最も多く 42.0%である。

また、合議体の構成については、ホールと美術館では「職員中心」よりも「外部中心」の方がやや多いが、練習場・創作工房では両者が逆転して「職員中心」（46.3%）の方が「外部中心」（33.3%）より 13.0 ポイント多い。

指定管理者の選定にあたった合議体（%）（公募指定施設）（施設内容別）

	合議体が選定する施設					合議体の構成			
	別の合議体 定のため 当施設の 個選	定複数 （文化 施設を 選だ	定複数 （文化 施設を 選に 限らず	その他	無回答	職員を中心 とする合議 体	職員以外 の中心を とする合議 体	その他	無回答
公募指定管理施設 （計）（N=534）	35.0	18.9	44.2	1.3	0.6	38.2	42.3	18.7	0.7
専用ホール （N=197）	34.5	23.9	40.1	1.0	0.5	37.6	41.1	20.8	0.5
その他ホール （N=219）	42.0	11.4	45.2	0.9	0.5	37.0	43.4	18.7	0.9
ホール全体（N=275）	38.5	17.3	42.8	1.0	0.5	37.3	42.3	19.7	0.7
美術館（N=64）	20.3	20.3	53.1	4.7	1.6	37.5	50.0	10.9	1.6
練習場・創作工房 （N=54）	25.9	29.6	44.4	0.0	0.0	46.3	33.3	20.4	0.0

合議体構成メンバーの参加について施設内容別の特徴をみると、「文化政策・文化施設運営の専門家等」では専用ホール（38.1%）、美術館（35.9%）、練習場・創作工房（38.9%）に比べて「その他ホール」（17.4%）が著しく少ない。専用ホールでは「地域の文化団体の代表者」（28.9%）や「アーティスト実演家等」（18.8%）が他に比べて多く参加している。

選定にあたった合議体に構成員として参加している人（MA）（%）（公募指定施設）（施設内容別）

	経営・会計・税務・ 法律の専門家等	その他の分野の専 門家・学識経験者等	文化政策・文化施 設運営の専門家等	地域の文化団体の 代表者等	地域の社会教育団 体の代表者等	アーティスト・実演 家等	一般市民	議員	その他	外部の人は参加し ていない
公募指定管理施設 （計）（N=534）	53.0	47.4	29.4	21.7	16.5	11.4	10.1	2.1	12.9	21.3
専用ホール （N=197）	56.3	41.6	38.1	28.9	16.8	18.8	9.6	3.0	11.2	17.3
その他ホール （N=219）	51.1	52.5	17.4	20.1	17.4	4.1	12.8	0.9	16.4	24.2
ホール全体（N=275）	53.6	47.4	27.2	24.3	17.1	11.1	11.3	1.9	13.9	20.9
美術館（N=64）	48.4	48.4	35.9	12.5	14.1	12.5	6.3	3.1	9.4	17.2
練習場・創作工房 （N=54）	53.7	46.3	38.9	13.0	14.8	13.0	5.6	1.9	9.3	29.6

次に、設置主体別に比較する。

指定管理者の選定にあたった合議体について違いがあるのは「複数施設を選定」する合議体だったケースの内訳である。政令市では「文化施設だけ」(39.8%)より「文化施設に限らず」(28.9%)の方が少ないが、都道府県では逆転し(19.1%と39.7%)、市区町村(計)ではさらに両者の差が広がっている(9.1%と53.5%)。

合議体の構成では、都道府県と政令市では「職員中心」より「外部中心」の方が多いが、市区町村では逆転し、人口規模が小さくなるほど「職員中心」の割合が多くなる。

指定管理者の選定にあたった合議体(%) (公募指定施設) (設置団体別)

	合議体を選定する施設					合議体の構成			
	定当 議該 体施 設 の 選 定 の た め の 個 別	け 定 議 該 体施 設 を 選 定 た る	複 数 施 設 を 選 定 た る (文 化 施 設 に 限 ら ず)	複 数 施 設 を 選 定 た る (文 化 施 設 に 限 ら ず)	複 数 施 設 を 選 定 た る (文 化 施 設 に 限 ら ず)	職 員 を 中 心 と す る 合 議 体	職 員 以 外 の 外 部 の 人 を 中 心 と す る 合 議 体	そ の 他	無 回 答
公募指定管理施設 (計) (N=534)	35.0	18.9	44.2	1.3	0.6	38.2	42.3	18.7	0.7
都道府県 (N=131)	37.4	19.1	39.7	2.3	1.5	17.6	66.4	14.5	1.5
政令市 (N=128)	31.3	39.8	28.9	0.0	0.0	26.6	46.1	27.3	0.0
市区町村(計) (N=275)	35.6	9.1	53.5	1.5	0.4	53.5	29.1	16.7	0.7
10万人以上 (N=139)	36.0	15.1	46.8	2.2	0.0	48.9	32.4	18.7	0.0
2～10万人未満 (N=113)	35.4	3.5	60.2	0.9	0.0	54.0	27.4	17.7	0.9
2万人未満 (N=23)	34.8	0.0	60.9	0.0	4.3	78.3	17.4	0.0	4.3

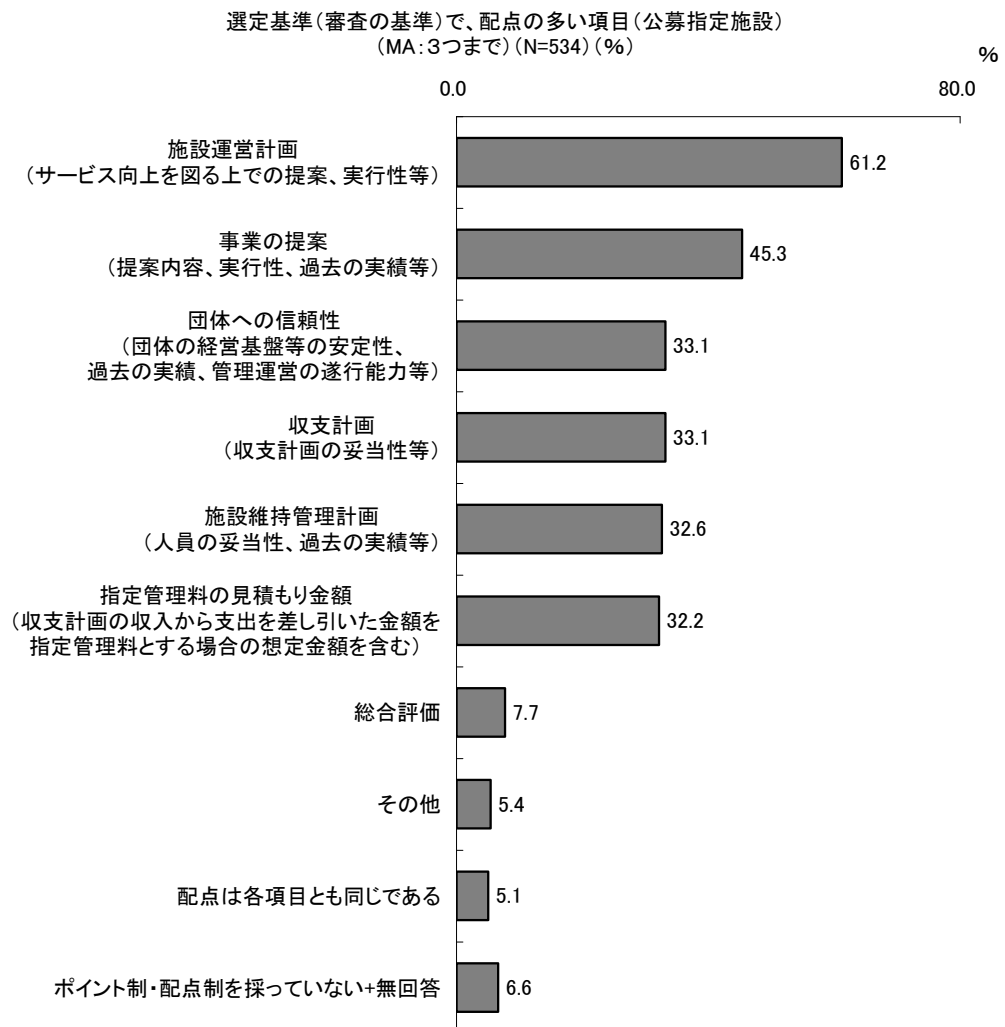
合議体構成メンバーの「文化政策・文化施設運営の専門家等」参加率をみると、都道府県 33.6%、政令市 50.0%、市区町村(計)は17.8%で人口10万人未満では1割以下である。

選定にあたった合議体に構成員として参加している人(MA) (設置団体別)

	専 門 家 等	税 務 ・ 法 律 の 専 門 家 等	経 営 ・ 会 計 の 専 門 家 等	そ の 他 の 分 野 の 専 門 家 等	文 化 政 策 ・ 文 化 施 設 運 営 の 専 門 家 等	文 化 施 設 運 営 の 専 門 家 等	地 域 の 文 化 団 体 の 代 表 者 等	地 域 の 文 化 団 体 の 代 表 者 等	育 児 の 代 表 者 等	ア ー ティ スト ・ 実 演 家 等	一 般 市 民	議 員	そ の 他	外 部 の 人 は 参 加 し て い な い
公募指定管理施設 (計) (N=534)	53.0	47.4	29.4	21.7	16.5	11.4	10.1	2.1	12.9	21.3				
都道府県 (N=131)	69.5	64.9	33.6	19.8	19.1	19.1	7.6	0.0	14.5	10.7				
政令市 (N=128)	64.1	53.9	50.0	27.3	18.0	14.8	5.5	0.0	12.5	16.4				
市区町村 (計) (N=275)	40.0	36.0	17.8	20.0	14.5	6.2	13.5	4.0	12.4	28.7				
10 万人以上 (N=139)	48.9	44.6	26.6	19.4	11.5	10.8	9.4	1.4	14.4	22.3				
2～10 万人未満 (N=113)	33.6	28.3	9.7	21.2	18.6	1.8	20.4	7.1	12.4	31.0				
2 万人未満 (N=23)	17.4	21.7	4.3	17.4	13.0	0.0	4.3	4.3	0.0	56.5				

■選定基準（「審査の基準」）

予め定めた「審査の基準」において、配点が多い項目を3つまで選択してもらったところ、「施設運営計画」（61.2%）が最も多く、次いで「事業の提案」（45.3%）が挙げられた。「団体への信頼性」、「収支計画」、「施設維持管理計画」、「指定管理料の見積もり金額」の4つは33%前後でほぼ同じである。



設置主体別に、「配点が多い3項目」になる割合の上位の項目について比較する。

都道府県では、「施設運営計画」(62.6%)、「事業の提案」(55.0%)に次いで「指定管理料の見積もり金額」(43.5%)が多い。

政令市では、「施設運営計画」(78.1%)が他の設置主体より多く、また、「事業の提案」(55.5%)に次いで「収支計画」(44.5%)が多くなっている。

市区町村(全体)では、他の設置主体よりやや少ないながら「施設運営計画」(52.7%)が最上位で、「施設維持管理計画」(38.5%)、「団体への信頼性」(36.4%)がこれに次ぐ。

なお、人口2万人未満の市区町村では、「ポイント制・配点制を採っていない+無回答」(39.1%)が他の設置主体に比べて際立って多い。

選定基準(審査の基準)で配点の多い項目(MA:3つまで)(%) (公募指定施設)(設置主体別)

	施設運営計画(サービス向上を図る上での提案、実行性等)	事業の提案(提案内容、実行性、過去の実績等)	団体への信頼性(*1)	収支計画(収支計画の妥当性等)	施設維持管理計画(人員の妥当性、過去の実績等)	指定管理料の見積もり金額(*2)	総合評価	その他	配点は各項目とも同じである	ポイント制・配点制を採っていない+無回答
公募指定管理施設(計)(N=534)	61.2	45.3	33.1	33.1	32.6	32.2	7.7	5.4	5.1	6.5
都道府県(N=131)	62.6	55.0	34.4	24.4	17.6	43.5	8.4	9.2	3.8	3.8
政令市(N=128)	78.1	55.5	25.0	44.5	35.2	31.3	0.8	3.1	2.3	3.1
市区町村(計)(N=275)	52.7	36.0	36.4	32.0	38.5	27.3	10.5	4.7	6.9	9.4
10万人以上(N=139)	63.3	40.3	36.7	29.5	46.8	29.5	7.2	4.3	5.8	3.6
2~10万人未満(N=113)	46.0	32.7	37.2	36.3	31.9	26.5	15.0	4.4	7.1	10.6
2万人未満(N=23)	21.7	26.1	30.4	26.1	21.7	17.4	8.7	8.7	13.0	39.1

*1 団体の経営基盤等の安定性、過去の実績、管理運営の遂行能力等

*2 収支計画の収入から支出を差し引いた金額を指定管理料とする場合の想定金額を含む

■選定プロセスの公開

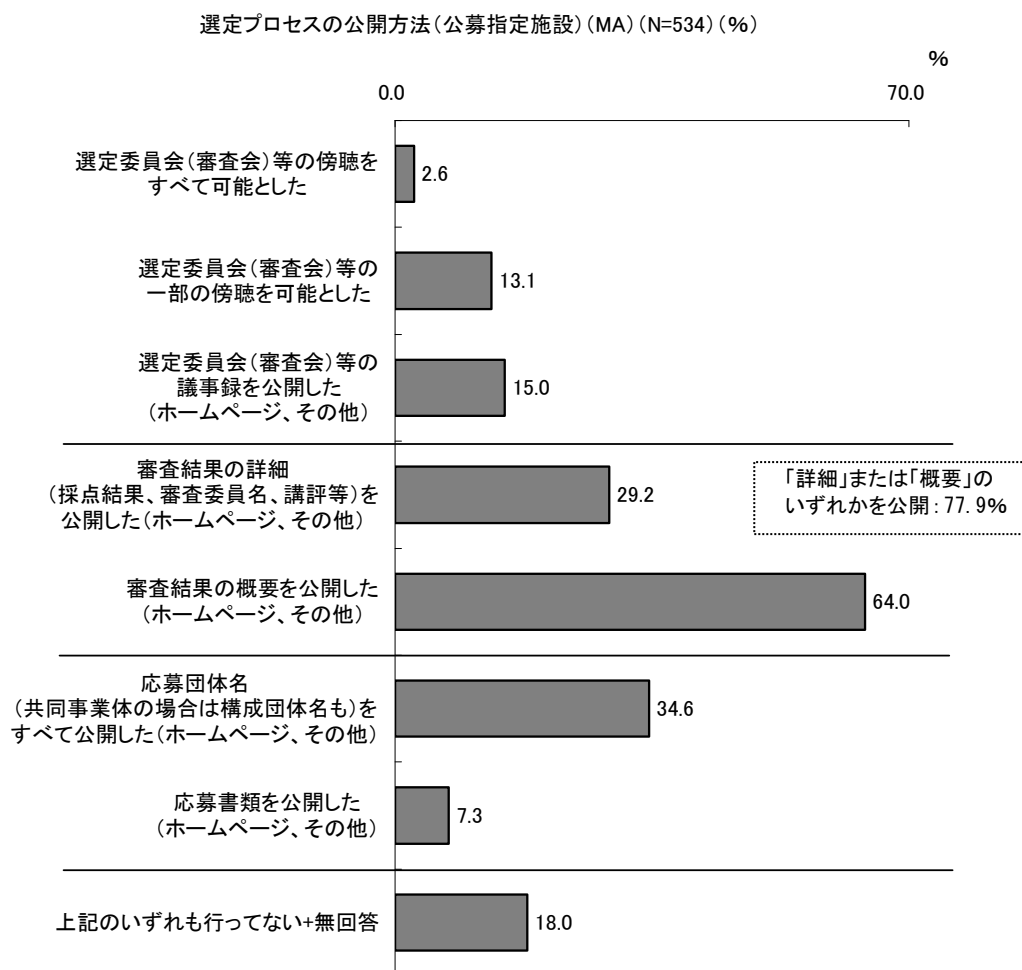
選定プロセスの公開について、複数回答を求めた結果が以下である。

まず、選定委員会の公開については、「傍聴をすべて可能とした」は 2.6%、「一部の傍聴を可能とした」が 13.1%、「議事録を公開した」は 15.0%である。

審査結果については、「詳細を公開した」が 29.2%、「概要を公開した」が 64.0%である。この2つの回答の重なりをみると、「詳細」または「概要」のいずれかを公開したところは 77.9%となった。公募指定施設の内 22.1%では、審査結果について詳細も概要も公開していないことになる。

「応募団体名をすべて公開」は 34.6%、「応募書類を公開」は 7.3%である。

また、これら選定プロセスの公開をいずれも行っていない（無回答を含む）ところが 18.0%ある。



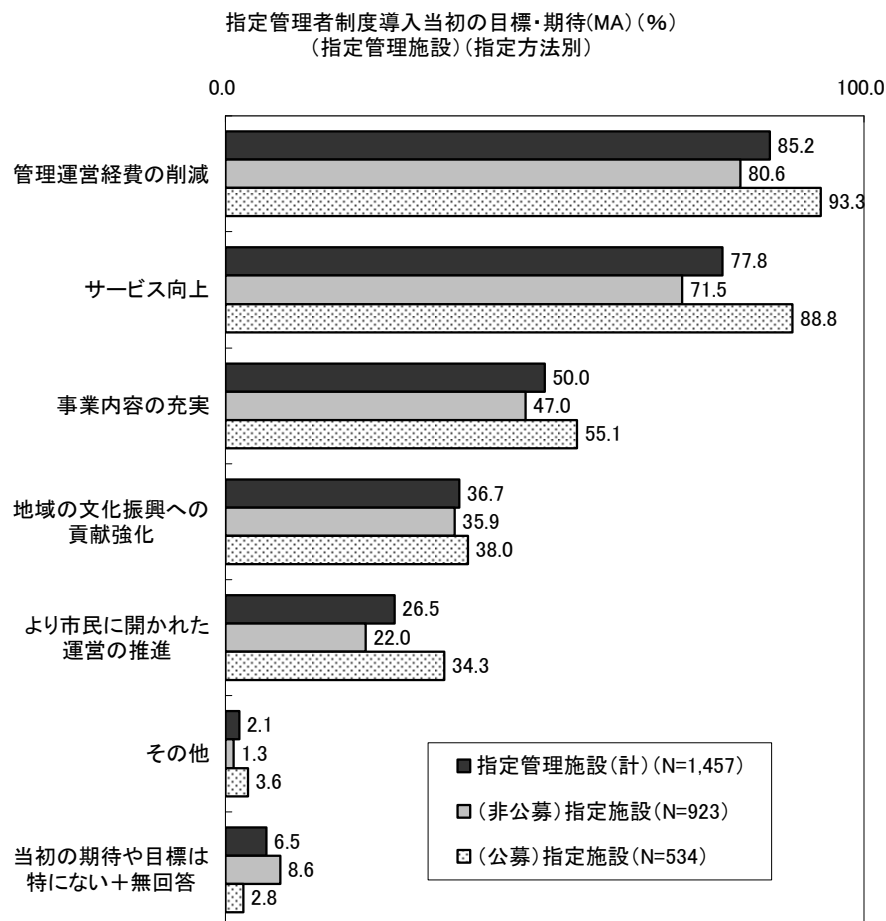
4. 導入効果及び今後の課題

公募・非公募を問わず指定管理者制度を導入している施設について、導入効果等をみる。

■当初の目標・期待

指定管理者制度を導入するに際して当初に期待したことや目標について、指定管理施設全体では「管理運営経費の削減」(85.2%)と「サービス向上」(77.8%)が最も多く挙げられた。また、「事業内容の充実」への期待・目標も50.0%あった。

これを指定管理者の指定方法別に比較すると、いずれの項目についても、非公募指定施設より公募指定施設の方が高い傾向が見られる。同様に、数値はわずかだが、「当初の期待や目標は特になし+無回答」は非公募指定施設で8.6%あり、公募指定施設(2.8%)よりやや多い結果となっている。



当初の目標を施設内容別、及び設置主体別に比較する。

施設内容別の差異はあまり見られない。中では、その他ホールの「事業内容の充実」(43.2%)と「地域の文化振興への貢献強化」(25.3%)に対する当初の期待は、他に比べてやや少ない。

設置主体別に、期待する項目間の順位をみると、いずれの設置主体においても上位2つは同様に、「管理運営経費の削減」と「サービス向上」への期待が最も大きい。

政令市では、いずれの項目においても他の設置主体に比べて当初の期待が高いが、「地域の文化振興への貢献強化」については他の設置主体よりやや少ない。

人口2万人未満の市区町村では、「事業内容の充実」「地域の文化振興への貢献強化」「より市民に開かれた運営の推進」の各項目において他の設置主体より高くなっており、「管理運営経費の削減」と「サービス向上」への期待に比して相対的にそれ以外の期待が大きい傾向がみられる。

指定管理者制度導入当初の目標・期待(MA)(%) (指定管理施設)(施設内容別)(設置主体別)

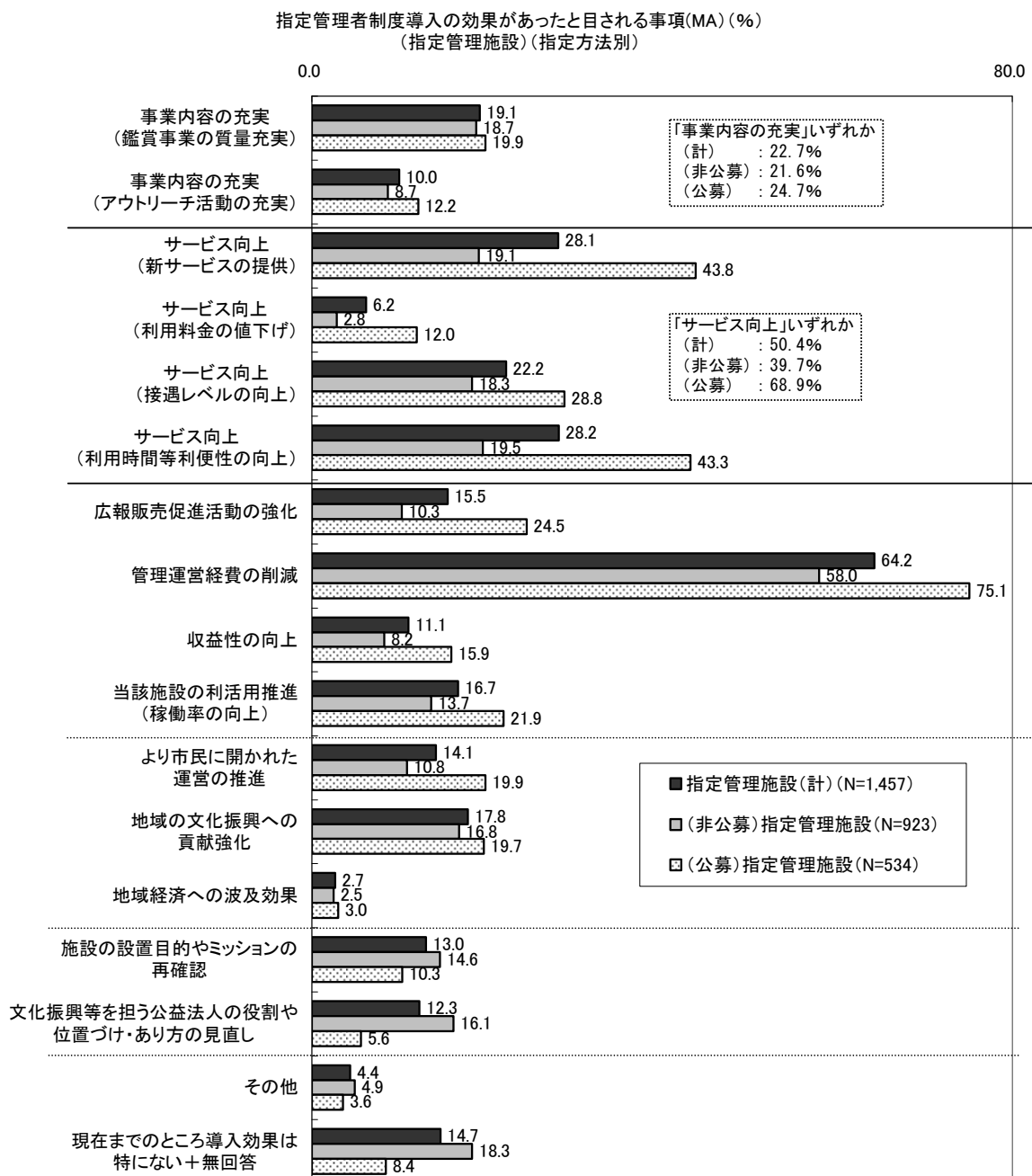
	管理運営経費の削減	サービス向上	事業内容の充実	地域の文化振興への貢献強化	より市民に開かれた運営の推進	その他	当初の期待や目標は特になく無回答
指定管理施設(計)(N=1,457)	85.2	77.8	50.0	36.7	26.5	2.1	6.5
(施設内容別)							
専用ホール(N=551)	86.2	80.2	54.1	45.9	26.3	0.9	5.8
その他ホール(N=572)	85.7	76.2	43.2	25.3	26.6	3.1	7.9
ホール全体(N=1,123)	85.9	78.2	48.5	35.4	26.4	2.0	6.9
美術館(N=205)	82.4	76.6	53.7	44.4	26.8	1.5	4.9
練習場・創作工房(N=129)	83.7	76.7	56.6	34.9	26.4	3.9	5.5
(設置主体別)							
都道府県(N=131)	85.1	82.7	53.0	33.7	20.3	4.0	5.0
政令市(N=128)	99.1	96.7	65.3	31.0	30.0	0.9	0.0
市区町村(計)(N=275)	82.5	73.1	46.3	38.4	27.0	1.9	8.0
10万人以上(N=139)	86.0	79.7	45.7	37.6	26.1	2.2	4.5
2~10万人未満(N=113)	80.3	67.4	46.0	37.4	27.1	1.2	12.0
2万人未満(N=23)	67.6	54.4	52.9	51.5	33.8	4.4	13.3

■導入効果

調査時点現在までのところ、指定管理者制度導入の効果があったと目される事項を尋ねたところ、指定管理施設全体で最も多いのは「管理運営経費の削減」(64.2%)である。

指定管理者の指定方法別に比較すると、いずれの導入効果についても、非公募指定施設より公募指定施設の方が効果があったとする率が高く、特にサービス向上に関する項目ではいずれも差が生じている。

逆に、非公募指定施設の方が効果があったとする率が高いのは「文化振興等を担う公益法人の役割や位置づけ・あり方の見直し」(非公募 16.1%、公募 5.6%)である。「施設の設置目的やミッションの再確認」もわずかながら非公募が多い。



施設内容別に導入効果を比較する。

下表のように、施設内容による違いはあまり見られないが、その中で他の施設内容に比べて差異がある項目を示す。

その他ホールでは、「事業内容の充実（鑑賞事業の質量充実）」や「地域の文化振興への貢献強化」に関して効果があったとする割合が他の施設に比べて低い。

美術館では「サービス向上（接客レベルの向上）」に関して効果があったとする割合が他に比べて低い。

練習場・創作工房では「広報販売促進活動の強化」に関して効果があったとする割合が他に比べて高い。

指定管理者制度の導入効果が「あったと目される事項(MA) (%) (指定施設) (施設内容別)

	指定管理施設 (計)			ホール (計)	美術館	練習場・ 創作工房
		専用ホール	その他ホール			
調査数	1,457	551	572	1,123	205	129
事業内容の充実(鑑賞事業の質量充実)	19.1	24.7	10.8	17.6	26.8	20.2
事業内容の充実(アウトリーチ活動の充実)	10.0	12.2	7.9	10.0	9.3	10.9
サービス向上(新サービスの提供)	28.1	27.6	27.3	27.4	28.8	33.3
サービス向上(利用料金の値下げ)	6.2	8.9	4.5	6.7	3.9	5.4
サービス向上(接客レベルの向上)	22.2	22.5	23.3	22.9	14.6	27.9
サービス向上(利用時間等利便性の向上)	28.2	29.8	28.0	28.9	24.4	28.7
広報販売促進活動の強化	15.5	14.3	15.4	14.9	13.7	24.0
管理運営経費の削減	64.2	66.8	60.0	63.3	67.8	66.7
収益性の向上	11.1	10.5	12.4	11.5	9.3	10.1
当該施設の利活用推進(稼働率の向上)	16.7	16.9	16.8	16.8	14.6	18.6
より市民に開かれた運営の推進	14.1	14.7	12.2	13.4	14.1	20.2
地域の文化振興への貢献強化	17.8	20.5	13.3	16.8	21.0	21.7
地域経済への波及効果	2.7	2.2	2.1	2.1	5.4	3.1
施設の設置目的やミッションの再確認	13.0	14.0	13.3	13.6	10.2	12.4
文化振興等を担う公益法人の役割や 位置づけ・あり方の見直し	12.3	16.0	9.6	12.7	9.3	13.2
その他	4.4	1.6	7.9	4.8	2.4	3.9
現在までのところ導入効果は特になし+無回答	14.7	13.2	15.0	14.2	16.1	17.1

設置主体別に導入効果を比較する。

都道府県では、「サービス向上（新サービスの提供）、（利用料金の値下げ）、（利用時間等利便性の向上）」や、「当該施設の利活用推進（稼働率の向上）」に効果があったとする割合が、他の設置主体に比べて高い。

政令市では、「サービス向上（接遇レベルの向上）」や「広報販売促進活動の強化」、「より市民に開かれた運営の推進」、「地域の文化振興への貢献強化」「施設の設置目的やミッションの再確認」に関して効果があったとする割合が他の設置主体に比べて高い。

市区町村では、「地域の文化振興への貢献強化」について人口 2 万人未満の市区町村における割合が高くなっている（29.4%）ことを除き、おおむねいずれの項目でも、都道府県や政令市に比べて効果があったとする割合が低く、人口規模が小さくなるほどさらに低くなる傾向がある。

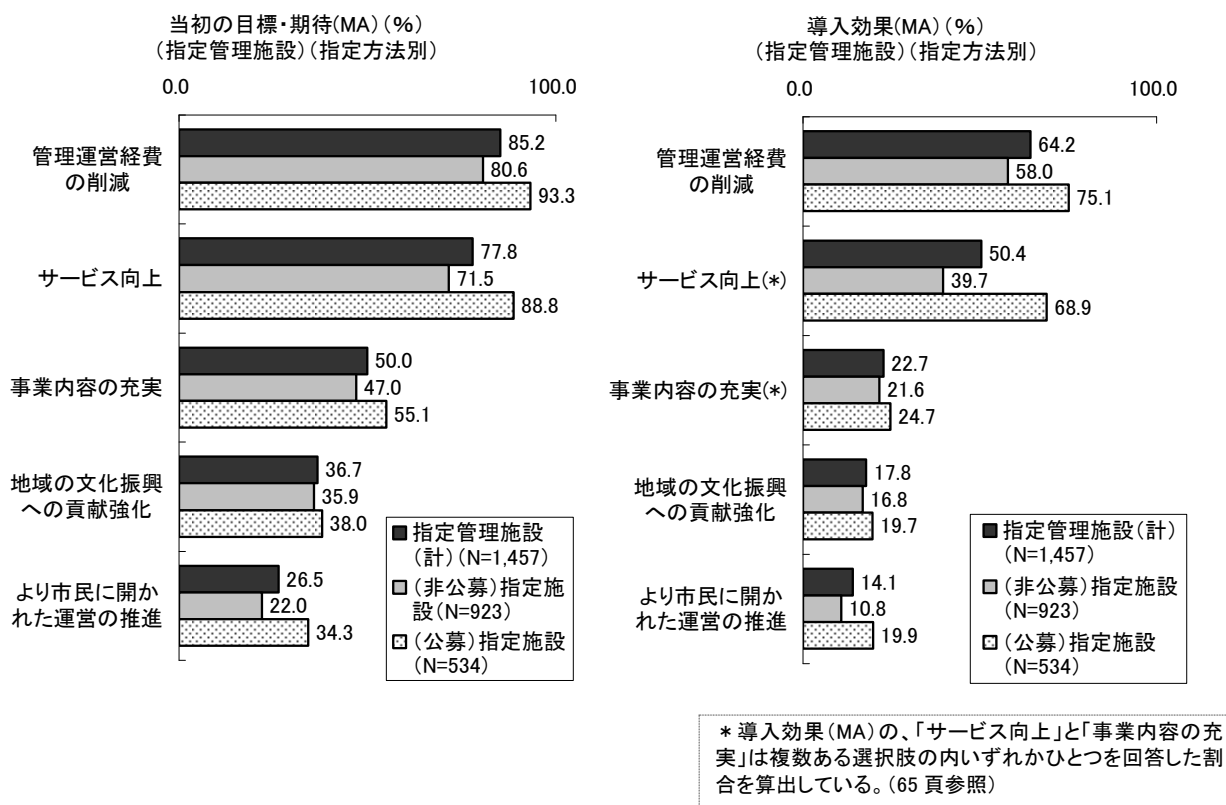
また、「現在までのところ導入効果は特にない」と答えたのは、都道府県では 6.9%、政令市では 0.9%であるのに対し、市区町村全体では 17.0%、人口 10 万人未満の市区町村では 2 割を超える結果となった。

指定管理者制度の導入効果があったと目される事項(MA)(%) (指定施設) (設置主体別)

	指定管理 施設(計)	都道府県	政令市	市区町村 (計)	市区町村 (人口別)		
					10 万人 以上	2～10 万 人	2 万人未 満
調査数	1,457	202	213	1,041	556	417	68
事業内容の充実(鑑賞事業の質量充実)	19.1	22.3	14.1	19.6	22.1	17.7	10.3
事業内容の充実(アウトリーチ活動の充実)	10.0	11.9	14.6	8.6	8.6	9.1	5.9
サービス向上(新サービスの提供)	28.1	55.0	34.7	21.6	27.0	15.3	16.2
サービス向上(利用料金の値下げ)	6.2	22.8	7.0	2.8	3.6	1.7	2.9
サービス向上(接遇レベルの向上)	22.2	20.3	31.5	20.7	23.0	17.5	20.6
サービス向上(利用時間等利便性の向上)	28.2	42.6	38.5	23.3	27.9	19.2	11.8
広報販売促進活動の強化	15.5	22.8	31.5	10.9	11.7	10.3	7.4
管理運営経費の削減	64.2	77.7	72.3	60.0	61.5	61.2	41.2
収益性の向上	11.1	12.9	9.9	11.0	11.5	11.3	4.4
当該施設の利活用推進(稼働率の向上)	16.7	30.2	7.5	15.9	19.2	12.2	11.8
より市民に開かれた運営の推進	14.1	16.3	27.2	11.0	10.1	12.5	10.3
地域の文化振興への貢献強化	17.8	14.4	27.7	16.5	15.5	15.8	29.4
地域経済への波及効果	2.7	1.5	3.3	2.8	2.7	2.2	7.4
施設の設置目的やミッションの再確認	13.0	11.9	25.4	10.8	14.4	7.0	4.4
文化振興等を担う公益法人の役割や 位置づけ・あり方の見直し	12.3	4.0	4.7	15.5	18.9	12.5	5.9
その他	4.4	4.0	16.0	2.0	3.2	0.5	1.5
現在までのところ導入効果は特にない+無回答	14.7	7.4	1.9	18.7	15.1	21.8	29.4

■当初の目標・期待と導入効果

「当初の目標・期待」（グラフ左）の結果と比較するために、前頁の「導入効果」の中から対応する項目だけを抜き出した（グラフ右）。



共通する各項目ごとに、「当初の目標・期待」に対する「導入効果」の割合を求めた結果が下表である（「当初」集計結果を1とした時の「効果」集計結果の割合。質問間クロス集計ではなく、2つの設問の集計結果同士を比較したもの）。

質問方法が異なるために項目間の比較はできないが、指定管理施設の指定方法別に比較すると、非公募指定施設より公募指定施設の方が、いずれの項目においても、「導入効果／当初の目標・期待」の割合が高いが、「事業内容の充実」だけは同じ結果となっている。

「当初の目標・期待」に対する「導入効果」の割合					
	減 管理 運営 経費の 削	サー ビス 向上 ※	事業 内容 の充 実※	地 域の 文化 振興 への 貢 献 強 化	た 運 営 の 推 進 より 市民 に開 かれ
指定管理施設(計)の集計結果	0.75	0.65	0.45	0.49	0.53
（非公募）指定施設の集計結果	0.72	0.55	0.46	0.47	0.49
（公募）指定施設の集計結果	0.81	0.78	0.45	0.52	0.58

■導入に際する課題等

指定管理者導入を検討する際に課題と思われた事項³³について、設置主体全体では、「指定管理者の実績評価のあり方」（29.8%）や「貸し館利用のあり方」（26.7%）が上位に挙げられた。政令市や都道府県、人口10万人以上の市区町村では、特に「B. 指定管理者導入後の事項」や「C. 設置主体に係る事項」における課題意識が強い。³⁴

指定管理者制度の導入または検討に際し、課題と思われた事項（設置主体別）（MA）（%）

	全体	都道府県	政令市	市区町村 (計)	10万人以上	2～10万人	2万人未満	合計 広域行政除く	広域行政
調査数	1,572	47	15	1,501	257	678	566	1,563	9
<A. 指定管理者の選定に係る事項>									
指定管理者の選定(全般)	20.7	25.5	20.0	21.3	30.7	22.4	14.0	21.4	11.1
指定管理者の公募(全般)	13.7	31.9	46.7	12.9	23.7	13.3	7.2	13.8	22.2
指定管理者の公募(選定基準)	13.2	23.4	33.3	12.8	25.7	13.0	6.5	13.3	0.0
指定管理者の公募(審査員の選定)	6.9	23.4	46.7	6.1	12.5	6.9	1.9	7.0	0.0
指定管理者の公募(選定プロセスの公開)	5.0	8.5	33.3	4.6	11.7	4.6	1.4	5.0	0.0
指定管理者の公募(候補団体の確保)	11.2	21.3	6.7	11.1	10.1	12.1	9.9	11.4	11.1
指定管理の内容等(指定期間)	10.6	34.0	20.0	10.0	21.8	10.0	4.1	10.8	0.0
指定管理の内容等(指定管理料)	21.9	34.0	33.3	21.9	32.7	23.0	14.7	22.3	0.0
指定管理の内容等(業務の範囲や内容)	25.7	48.9	33.3	25.5	38.1	26.0	18.0	26.3	0.0
その他	1.2	4.3	6.7	1.1	2.3	0.9	0.7	1.3	0.0
<B. 指定管理者導入後の事項>									
指定管理者の実績評価のあり方	29.8	74.5	80.0	28.6	52.9	31.6	12.7	30.5	0.0
モニタリングの実施方法	13.1	42.6	46.7	12.1	31.9	11.1	3.9	13.3	0.0
指定管理者の引継ぎ	10.9	27.7	40.0	10.3	21.4	10.6	4.4	11.1	11.1
その他	0.8	2.1	6.7	0.7	1.2	0.7	0.4	0.8	0.0
<C. 設置主体に係る事項>									
指定管理者選定に係る事務	13.2	19.1	20.0	13.2	24.9	13.3	7.4	13.4	0.0
指定管理者の変更に伴う引継ぎに係る事務	9.1	14.9	40.0	8.9	17.1	9.9	3.4	9.3	0.0
施設に付随する資産や備品の管理に係る事務	15.4	31.9	40.0	15.1	25.7	14.0	10.6	15.9	0.0
施設の長期(大規模)修繕計画の見直し	23.6	51.1	46.7	22.8	42.4	25.4	10.2	23.9	11.1
文化政策との関係	18.3	17.0	26.7	18.3	34.2	18.9	9.9	18.3	33.3
その他	0.7	2.1	6.7	0.7	0.4	0.9	0.4	0.8	0.0
<D. 施設管理や事業運営に係る事項>									
地域の文化団体等とのネットワークの継承	16.2	14.9	33.3	16.3	22.6	19.2	9.2	16.4	33.3
施設の管理運営や事業の実施の一部が指定管理となる場合の関係者間の連携	14.8	25.5	20.0	14.8	18.3	16.7	10.1	15.2	11.1
施設としての事業の継承	17.0	27.7	46.7	16.5	26.8	16.5	11.1	17.1	33.3
事業の準備期間の確保や移行期間における事業展開	6.8	23.4	33.3	6.1	14.4	6.3	1.9	6.9	0.0
教育普及事業の実施(アウトリーチ、ワークショップ、講座など)	9.7	12.8	13.3	9.7	14.8	9.7	7.1	9.8	11.1
貸し館利用のあり方(減免、優先利用等との関係)	26.7	31.9	60.0	26.5	43.2	28.0	16.4	27.0	22.2
専門人材の育成	16.5	40.4	46.7	15.5	31.9	15.6	7.8	16.6	11.1
施設管理における安全性の確保	12.9	21.3	20.0	12.9	19.5	14.3	7.4	13.2	11.1
その他	1.5	8.5	6.7	1.3	2.3	1.3	0.5	1.5	0.0
<E. 指定管理者導入による影響等に係る事項>									
既存財団との関係	11.8	29.8	53.3	11.1	29.6	10.3	3.0	12.0	11.1
市民との関係	16.4	6.4	20.0	16.9	18.3	19.5	12.7	16.6	11.1
議会との関係	3.9	4.3	6.7	3.9	7.8	4.1	1.8	3.9	0.0
その他	1.6	4.3	6.7	1.5	2.3	1.5	1.1	1.6	0.0
<F. その他>									
指定管理者制度に関する検討は行っていない	28.4	2.1	0.0	29.6	4.3	25.1	45.8	28.5	66.7
課題は特にない	4.5	0.0	0.0	4.8	3.5	4.9	5.1	4.6	0.0
無回答	8.3	4.3	6.7	8.5	6.2	8.4	9.7	0.0	0.0

³³ 施設ごとではなく設置主体ごとに文化施設等の全般にわたる考えを尋ねた(指定管理施設の有無を問わず)。

³⁴ 表中の網掛けは各設置主体における上位5つ。

次に、公募・非公募を問わず、指定管理施設を有する設置主体だけを集計した結果が次頁のグラフである。

指定管理施設を有する設置主体は 566 団体ある（広域行政 1 団体を含む）。課題に関して最も多くあげられた項目は「指定管理者の実績評価のあり方」（55.5%）で、2 位の「施設の長期（大規模）修繕計画の見直し」（41.7%）に比べて 13.8 ポイント多くなっている。

次いで、「貸し館利用のあり方（減免、優先利用等との関係）」（38.5%）、「指定管理の内容等（指定管理料）」（34.5%）、「指定管理の内容等（業務の範囲や内容）」（34.3%）である。

次の 74 頁に示した数表は、公募指定施設を有する設置主体（以下、「公募あり」）、非公募指定施設を有するが公募指定施設は持っていない設置主体（以下、「公募なし」）、指定方法に限らず指定管理施設等を持たない直営館だけの設置主体とで集計した結果である。

「公募あり」は 222 団体、「公募なし」は 344 団体（広域行政 1 団体を含む）、「指定管理施設なし」は 1,006 団体である（広域行政 8 団体を含む）。

指定管理施設を有する団体でみると、課題として挙げられた割合が最も多かったのは「指定管理者の実績評価のあり方」で、「公募あり」で 62.6%、「公募なし」で 50.9%である。

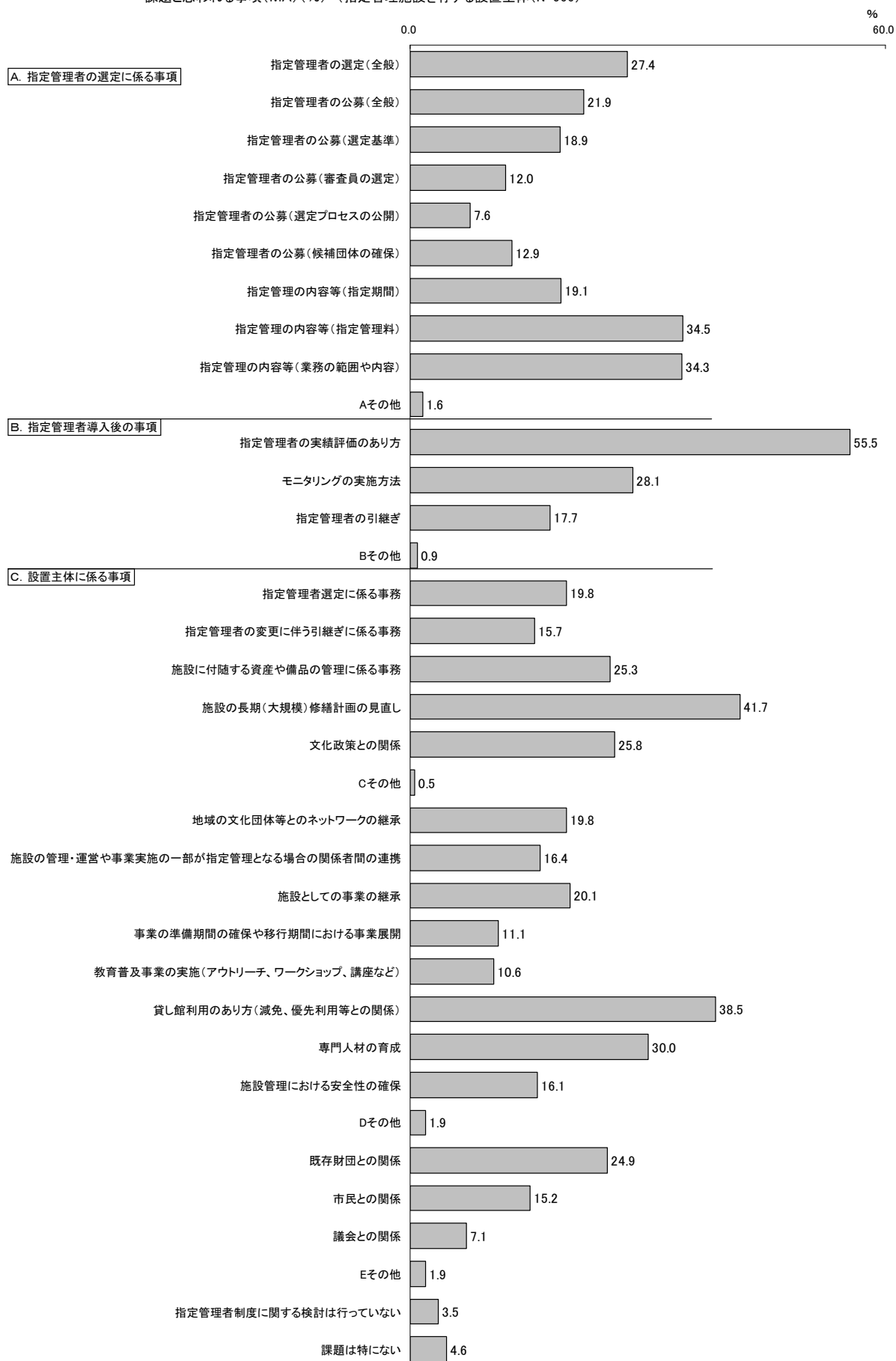
次いで「施設の長期（大規模）修繕計画の見直し」が「公募あり」で 45.9%、「公募なし」で 39.0%である。

さらに、「貸し館利用のあり方（減免、優先利用等との関係）」が「公募あり」で 41.0%、「公募なし」で 36.9%である。

「公募あり」では、全般にいずれの事項についても課題として挙げる割合が高い傾向がある。しかし、「A. 指定管理者の選定に係る事項」に関しては、「公募なし」が課題として挙げる割合が高い項目が多い。

指定管理施設を持たない設置団体においては、「検討は行っていない」とする団体が多いが、中では、「指定管理の内容等（業務の範囲や内容）」（20.9%）、「貸し館利用のあり方（減免、優先利用等との関係）」（20.1%）を課題とするところが多い。

課題と思われる事項(MA)(%) (指定管理施設を有する設置主体(N=566)



指定管理者制度の導入または検討に際し、課題と思われた事項(指定管理施設の有無別)(MA)(%)

指定管理施設の有無別	全体	指定管理施設あり団体			指定管理施設なし団体
		公募あり	公募なし		
調査数	1,572	566	222	344	1,006
<A.指定管理者の選定に係る事項>					
指定管理者の選定(全般)	20.7	27.4	19.8	32.3	17.0
指定管理者の公募(全般)	13.7	21.9	18.5	24.1	9.1
指定管理者の公募(選定基準)	13.2	18.9	20.7	17.7	9.9
指定管理者の公募(審査員の選定)	6.9	12.0	17.6	8.4	4.0
指定管理者の公募(選定プロセスの公開)	5.0	7.6	9.9	6.1	3.5
指定管理者の公募(候補団体の確保)	11.2	12.9	14.0	12.2	10.2
指定管理の内容等(指定期間)	10.6	19.1	18.5	19.5	5.8
指定管理の内容等(指定管理料)	21.9	34.5	31.5	36.3	14.8
指定管理の内容等(業務の範囲や内容)	25.7	34.3	34.7	34.0	20.9
その他	1.2	1.6	2.3	1.2	1.0
<B.指定管理者導入後の事項>					
指定管理者の実績評価のあり方	29.8	55.5	62.6	50.9	15.4
モニタリングの実施方法	13.1	28.1	32.4	25.3	4.7
指定管理者の引継ぎ	10.9	17.7	20.7	15.7	7.2
その他	0.8	0.9	1.4	0.6	0.7
<C.設置主体に係る事項>					
指定管理者選定に係る事務	13.2	19.8	16.7	21.8	9.5
指定管理者の変更に伴う引継ぎに係る事務	9.1	15.7	17.6	14.5	5.4
施設に付随する資産や備品の管理に係る事務	15.4	25.3	24.8	25.6	9.8
施設の長期(大規模)修繕計画の見直し	23.6	41.7	45.9	39.0	13.4
文化政策との関係	18.3	25.8	23.0	27.6	14.0
その他	0.7	0.5	0.9	0.3	0.8
<D.施設管理や事業運営に係る事項>					
地域の文化団体等とのネットワークの継承	16.2	19.8	24.3	16.9	14.2
施設の管理運営や事業の実施の一部が指定管理となる場合の関係者間の連携	14.8	16.4	18.9	14.8	13.9
施設としての事業の継承	17.0	20.1	25.2	16.9	15.2
事業の準備期間の確保や移行期間における事業展開	6.8	11.1	15.8	8.1	4.4
教育普及事業の実施(アウトリーチ、ワークショップ、講座など)	9.7	10.6	14.4	8.1	9.2
貸し館利用のあり方(減免、優先利用等との関係)	26.7	38.5	41.0	36.9	20.1
専門人材の育成	16.5	30.0	31.1	29.4	8.8
施設管理における安全性の確保	12.9	16.1	18.5	14.5	11.1
その他	1.5	1.9	3.6	0.9	1.2
<E.指定管理者導入による影響等に係る事項>					
既存財団との関係	11.8	24.9	24.8	25.0	4.5
市民との関係	16.4	15.2	18.0	13.4	17.1
議会との関係	3.9	7.1	4.5	8.7	2.1
その他	1.6	1.9	2.3	1.7	1.4
<F.その他>					
指定管理者制度に関する検討は行っていない	28.4	3.5	1.4	4.9	42.4
課題は特にない	4.5	4.6	4.1	4.9	4.5
無回答	8.3	4.8	5.0	4.7	10.3

表中の網掛けは各設置主体における上位5つ。

参考資料

■主な集計結果一覧

◎地方公共団体（広域行政除く）における文化施設等の概況（P3～13）

文化施設等の設置状況	全国の地方公共団体設置率	85.7%	(1,563 団体)
	都道府県設置率	100.0%	(47 団体)
	政令市設置率	100.0%	(15 団体)
	市区町村設置率	85.2%	(1,501 団体)
	市区町村設置率(人口 10 万人以上)	98.1%	(257 団体)
	市区町村設置率(人口 2～10 万人未満)	93.5%	(678 団体)
	市区町村設置率(人口 2 万人未満)	73.1%	(566 団体)
全国の文化施設等を設置している団体における管理運営形態別設置状況	直営施設設置率	84.4%	(1,319 団体)
	指定管理施設設置率	36.1%	(565 団体)
(指定管理者選定方法別)	非公募指定施設設置率	25.9%	(405 団体)
	公募指定施設設置率	14.2%	(222 団体)
直営施設設置状況	都道府県設置率	80.9%	(38 団体)
	政令市設置率	66.7%	(10 団体)
	市区町村設置率	84.7%	(1,271 団体)
	市区町村設置率(人口 10 万人以上)	74.3%	(191 団体)
	市区町村設置率(人口 2～10 万人未満)	79.8%	(541 団体)
	市区町村設置率(人口 2 万人未満)	95.2%	(539 団体)
指定管理施設設置状況	都道府県設置率	97.9%	(46 団体)
	政令市設置率	100.0%	(15 団体)
	市区町村設置率	33.6%	(504 団体)
	市区町村設置率(人口 10 万人以上)	80.2%	(206 団体)
	市区町村設置率(人口 2～10 万人未満)	36.0%	(244 団体)
	市区町村設置率(人口 2 万人未満)	9.5%	(54 団体)
文化振興等を目的とした法人 (文化財団等)設置状況	全国の地方公共団体設置率	25.5%	(465 団体)
	都道府県設置率	95.7%	(45 団体)
	政令市設置率	100.0%	(15 団体)
	市区町村設置率	23.0%	(405 団体)
	市区町村設置率(人口 10 万人以上)	67.2%	(176 団体)
	市区町村設置率(人口 2～10 万人未満)	26.9%	(195 団体)
	市区町村設置率(人口 2 万人未満)	4.4%	(34 団体)

◎文化施設等の概況（P17～27）

施設数	総施設数	4,265 施設
施設内容	ホール数	3,317 施設 (77.8%)
	うち、専用ホール数	1,151 施設 (27.0%)
	うち、その他ホール数	2,166 施設 (50.8%)
	美術館数	657 施設 (15.4%)
	練習場・創作工房数	291 施設 (6.8%)
文化施設等を有する設置主体 1 団体ごとの平均施設数	ホール平均数	2.12 施設
	うち、専用ホール平均数	0.73 施設
	うち、その他ホール平均数	1.39 施設
	美術館平均数	0.42 施設
	練習場・創作工房平均数	0.19 施設
開館年 (%は開館年の無回答を除く)	2000 年以降開館数	656 施設 (15.6%)
	うち、ホール	442 施設 (13.5%)
	うち、美術館	144 施設 (22.1%)
	うち、練習場・創作工房	70 施設 (24.8%)
管理運営形態	直営施設	2,808 施設 (65.8%)
	指定管理施設	1,457 施設 (34.2%)
	うち、非公募指定施設	923 施設 (21.6%)
	うち、公募指定施設	534 施設 (12.5%)
従前の管理運営形態	直営施設	2,782 施設 (65.2%)
	管理委託制度	1,279 施設 (30.0%)
	現・直営施設の前・直営	93.9%
	現・指定管理施設の前・直営	10.0%
今後の管理運営形態（予定）	直営予定	1,265 施設 (29.7%)
	指定管理予定	1,632 施設 (38.3%)
	今後検討する	1,022 施設 (24.0%)
	現・直営施設の直営予定	45.0%
	現・指定管理施設の指定管理予定	92.7%
指定管理者の公募を 行わなかった理由 (公募を行わなかった施設を母数として)	(直営施設)	
	直営のほうが施設の管理運営がうまくいく	43.4%
	文化施設の指定管理先行事例を精査してから	25.1%
	直営のほうが文化施策がうまくいく	21.9%
	(非公募指定施設)	
	指定団体であれば最も施設管理がうまくいく	52.2%
	公募による指定管理本格導入を見据えた暫定措置 として随意指定	41.2%
	指定団体であれば最も文化施策がうまくいく	37.4%

◎指定管理施設（P31～50、P64～73）

指定管理施設数	指定管理施設総施設数	1,457 施設
指定管理者の団体種別	財団法人・社団法人	1,064 施設 (73.0%)
	公共団体・公共的団体	80 施設 (5.5%)
	NPO 法人	51 施設 (3.5%)
	株式会社・有限会社など（営利法人）	143 施設 (9.8%)
	共同事業体（JV）等のコンソーシアム	75 施設 (5.1%)
従前の関係 （%はコンソーシアムを除く）	従前の管理委託先と同一団体	1,059 施設 (76.6%)
	一部の業務を委託されていた団体	64 施設 (4.6%)
設置主体との関係	設置主体が出資等をした団体	1,099 施設 (75.4%)
管理開始日	2006 年 4 月の管理開始率（非公募）	77.6%
	（公募）	79.4%
指定日から管理開始日 までの期間	1 ヶ月	28.7%
	4 ヶ月	28.2%
指定期間	3 年	45.2%
	5 年	28.9%
指定管理者が行う 業務の範囲	すべて	81.7%
	一部	14.5%
利用料金制	利用料金制を採用している	920 施設 (63.2%)
債務負担行為	債務負担行為を行っている（指定料のすべて、一部）	624 施設 (42.8%)
	債務負担行為は行わず年度協定等で次年度以降に決める	701 施設 (48.1%)
モニタリング・実績評価	モニタリング実施率	75.4%
	実績評価実施率	31.6%
当初の目標・期待	管理運営経費の削減	85.2%
	サービス向上	77.8%
	事業内容の充実	50.0%
導入効果	管理運営経費の削減	64.2%
	サービス向上	50.4%
	事業内容の充実	22.7%
導入に際する課題 （指定管理施設を有する 設置主体団体数を母数として）	指定管理者の実績評価のあり方	55.5%
	施設の長期（大規模）修繕計画の見直し	41.7%
	貸し館利用のあり方	38.5%

◎公募指定管理施設（P51～63）

公募指定管理施設数	公募指定管理施設総施設数	534 施設
応募数	平均応募数	2.81 団体
公募期間	平均公募期間	34.5 日
指定管理料の提示方法	応募要項に参考となる金額を提示、応募者に金額の見積もりを求めた	69.3%
	予め金額を提示せず、応募者に指定管理料の見積もりを求めた	23.0%
	応募要項に指定管理料の金額を提示（見積もりを求めなかった）	3.6%
選定委員会	複数の施設を選定（文化施設だけ）	44.2%
	当該施設の選定のための個別の合議体	35.0%
	複数の施設を選定（文化施設に限らず）	18.9%
（選定委員会の構成）	職員以外の外部の人を中心とする合議体	42.3%
	職員を中心とする合議体	38.2%
選定基準（配点の多い項目）	施設運営計画	61.2%
	事業の提案	45.3%
	団体への信頼性	33.1%
	収支計画	33.1%

平成18年度 地域の公立文化施設実態調査

基本調査要綱

すべての団体の方にご記入いただきます

〔この調査について〕

1. 本調査は、貴団体の「公の施設」の内、「文化施設等」について、指定管理者制度の導入状況を中心に伺うものです。
2. 特に断りのない限り、設問にはすべて、**平成19年1月1日現在の**状況をお答えください
3. 設問は、概ね、当てはまる選択肢の番号に○印をつけていただくようになりますが、番号やアルファベット、言葉を入力していただく設問もあります。設問ごとに、「○はひとつだけ」「○はいくつでも」、「当てはまる記号を入力」、「年号を西暦で記入」等の注意事項に従ってご記入ください。

2. 特に断りのない限り、設問にはすべて、平成19年1月1日現在の状況をお答えください

3. 設問は、概ね、当てはまる選択肢の番号に○印をつけていただくようになりますが、番号やアルファベット、言葉を入力していただく設問もあります。設問ごとに、「○はひとつだけ」「○はいくつでも」、「当てはまる記号を記入」、「年号を西暦で記入」等の注意事項に従ってご記入ください。

F1. まず、貴団体について、以下の項目を記入してください

全国地方公共団体コード(5桁)					
団体名					
団体の種別(いずれかに○印)	1. 普通地方公共団体		2. 特別地方公共団体		
本調査ご担当課名					
回答ご担当者氏名					
連絡先電話番号、FAX番号	TEL:		FAX:		
連絡先メールアドレス	@				

▼
団体の種別が「2.特別地方公共団体」の場合は、
設立年月と、構成する地方公共団体をすべて、下欄に記入して下さい

設立時期	西暦で（	年	月）
構成団体名	(9法人以上ある場合は、欄外にご記入ください。)		

F2. 貴団体における、文化振興に関する財団等についてお答えください

貴団体が出資等をした、文化振興等を目的とする法人(*)がありますか。
(いづれかの番号に○印をつけてください)

* 生涯学習やスポーツ振興等を主な目的とする法人でも、
文化振興が目的の中に含まれる法人があれば、ご記入ください。

1. ある

2. ない

下記に、法人の正式名称をご記入ください（9法人以上ある場合は、欄外にご記入ください。）

--	--	--	--	--	--	--	--	--

Q1. 貴団体ににおける「文化施設等」について伺います。

(1) 貴団体には、左記に該当する「文化施設等」がありますか。

(いずれかの番号に○印をつけてください)

1. ある	2. ない
貴団体に「文化施設等」がひとつもない場合、質問は終了です。最後に、「総括チェック票」をご記入ください。	

(2) 貴団体の「文化施設等」の、管理運営状況を伺います。

現在の管理運営状況が、次の「A.」～「C.」に該当する施設の有無をお知らせください。(それぞれ、あてはまる番号に○印)

「1.ある」の場合は、施設数を記入してください。複合施設の数え方は以下を参照してください。

■複合施設の数え方

例えば

- 文化ホールと美術館と図書館を主たる施設とする複合施設は・・・いずれも直営であれば、「A.直営施設」に該当し、施設数は「1」。
- 各施設ごとに異なる指定管理者を随意指定した場合、文化ホールと美術館が「C.公庫」により「指定管理」に該当し、施設数は管理運営主体単位に数えるので「2」。(図書館は「文化施設等」の対象外)

管理運営主体が同一であれば「1」施設。

主たる施設の管理運営主体が異なる場合は、「ホール」「美術館」「練習場・創作工房」についてだけ、管理運営主体単位で数えてください。

A. 直営で管理運営している施設

1. ある

該当する施設数

施設

2. ない

「調査票A」をご記入ください

B. 公募等により選定した指定管理者(*)が管理運営している施設

* 複数の候補者を指名して提案を募り、その中から選定した場合を含む。

1. ある

該当する施設数

施設

2. ない

「調査票B」をご記入ください

C. 公募等によらずに随意指定した指定管理者(*)が管理運営する施設

* 一旦公募を行ったが決定に至らなかった等の経緯がある場合も、現在の指定管理者を随意指定した場合はここに該当する。

1. ある

該当する施設数

施設

2. ない

「調査票C」をご記入ください

貴団体に「文化施設等」がある場合は、施設ごとに、「調査票A」、「調査票B」、「調査票C」の中からあてはまる調査票すべてをご記入の上、最後に、「調査票D」と「総括チェック票」をご記入ください。

本調査における「文化施設等」とは

「公の施設」の内、「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」、及びそれらを含む「複合施設」を指す

但し、「公の施設」には、特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び合併特別区により設置された施設を含む。

本調査における「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」、「複合施設」とは、以下の通り。

■「ホール」とは・・・

芸術文化のための施設であるかどうかを問わず、舞台及び客席(いずれも可動式を含む)を有し、舞台芸術の公演や映像作品上映会などを行う施設。

「ホール」は、さらに次の2つに区分する。

■「ホール専用施設」

オペラハウス、コンサートホール、劇場、能楽堂、多目的ホール、映像ホールなど、舞台芸術の公演等を主用途とする施設。

■「ホール機能を有するその他の施設」

舞台芸術以外の利用を主用途とする施設(アリーナ、体育館、メッセ、会議場、公会堂、公民館)であっても、舞台及び客席(可動式を含む)や舞台設備等を有し、舞台芸術の公演も行う施設。

■「美術館」とは・・・

博物館法の規定に関わりなく、美術作品の展覧会などを行う専用施設(*)。

* 収蔵品の有無は問わない。専ら貸し会場としてのみ運営される施設も含むが、ホールに付属する市民ギャラリーなどの、付属施設は該当しない。

■「練習場・創作工房」とは・・・

音楽・演劇等の舞台芸術の練習、又は美術の創作を行う専用施設(*)。

* ホールに付属する練習室や、美術館に付属する創作工房などの、付属施設は該当しない。

■「複合施設」とは・・・

上記の「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」のいずれかが含まれる複合施設。

「複合施設」は、さらに次の2つに区分する。

■「文化施設等だけの複合施設」

「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」だけからなる複合施設(*)。

* 但し、いずれかひとつの内容だけを複数有する施設は「複合施設」に該当しない。
例えば、大ホールと小ホールからなる文化ホールの場合は、「ホール」に該当する。

■「その他の施設との複合施設」

「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」のいずれかを含む、その他の施設(*)との複合施設。

* 図書館、博物館、資料館、宿泊施設、アリーナ、体育館、メッセ、会議場など

調査票B

公募等により指定管理者を選定した「文化施設等」を有する団体の方にご記入いただきます

【調査票B ご記入上の注意】

- 「基本調査票」Q1(2)-Bでお客様になつた施設（公募等による指定管理）について、施設ごとにお答えください。
- 各頁とも、左側の質問や選択肢を真ながら、右側に、施設ごとに、回答だけを記入いただくようになっています。
- 本用紙には、4施設までのご回答を記入いただけます。「施設整理番号」欄には、調査管理の都合上、1、2、・・・と、施設の数だけ、通番で、整理番号を記入してください。また、各頁の右上に団体名をご記入ください。
- 該当する施設が5つ以上ある場合は、お手数ですが、コピーするか、同じ合わせWebサイトからファイルダウンロードして印刷し、「調査票B」のすべての頁を追加してご対応下さい。追加分の整理番号は、5、6、・・・となります。追加頁にも右上欄の団体名をご記入ください。

Q1. 基本調査票のQ1(2)-Bでのご記入の施設について、概要を伺います。

(1) 施設名称(正式名称、愛称)	回答の記入は 右欄へ	[]	[]	[]	[]
公募等により指定管理者を選定した施設の正式名称(設置条例に記載された名称)を、右欄に記入してください。愛称等がある場合には、右欄下の()内に記入してください。		()	()	()	()
(2) 施設内容	(Oはひとつだけ)	(Oはひとつ)	(Oはひとつ)	(Oはひとつ)	(Oはひとつ)
施設内容(「基本調査票」に示した区分)を次の区分の中から選び、右欄の該当する番号に○印を付けてください。					
1. ホール専用施設 3. 美術館	2. ホール機能を有する他の施設 4. 練習場・創作工房	1. 2. 3. 4. 5. 6. (4)へ	1. 2. 3. 4. 5. 6. (4)へ	1. 2. 3. 4. 5. 6. (3)へ	1. 2. 3. 4. 5. 6. (3)へ
5. 文化施設等だけの複合施設	6. その他の施設との複合施設				
(3) 複合施設の施設内容(上の(2)で「5」または「6」の施設について)	(Oはあてはまるものすべて)	(Oはいくつでも)	(Oはいくつでも)	(Oはいくつでも)	(Oはいくつでも)
複合施設の主たる施設内容を次の区分から選んでください。(複数ある場合はあてはまるものすべてを選ぶ)					
1. ホール専用施設 3. 美術館	2. ホール機能を有する他の施設 4. 練習場・創作工房	1. 2. 3. 4. (1) (2) (3) (4)	1. 2. 3. 4. (1) (2) (3) (4)	1. 2. 3. 4. (1) (2) (3) (4)	1. 2. 3. 4. (1) (2) (3) (4)
(4) オープン年月		(西暦で)	(西暦で)	(西暦で)	(西暦で)
施設が開館した年月を、西暦でご記入ください。		年 月 年 月 年 月	年 月 年 月 年 月	年 月 年 月 年 月	年 月 年 月 年 月
(5) PFIの有無	(Oはひとつだけ)	(Oはひとつ)	(Oはひとつ)	(Oはひとつ)	(Oはひとつ)
PFI事業により建設された施設か否かをお答えください。					
1. PFI事業により建設・運営されている	2. PFI事業によるものではない	1. 2. (1) (2)	1. 2. (1) (2)	1. 2. (1) (2)	1. 2. (1) (2)
(6) 従前の管理運営形態	(Oはひとつだけ)	(Oはひとつ)	(Oはひとつ)	(Oはひとつ)	(Oはひとつ)
指定管理者制度を導入する前の、従前の管理運営形態を次の中から選び、管理委託の場合は従前の委託先名称をご記入ください。					
1. 新設施設である 3. 管理委託制度	2. 直営 ⇒「3」は従前の管理委託先名称を()内にご記入ください	1. 2. 3. (1) (2) (3) 従前の管理委託先名称	1. 2. 3. (1) (2) (3) 従前の管理委託先名称	1. 2. 3. (1) (2) (3) 従前の管理委託先名称	1. 2. 3. (1) (2) (3) 従前の管理委託先名称
(7) 今後の管理運営の予定	(Oはひとつだけ)	(Oはひとつ)	(Oはひとつ)	(Oはひとつ)	(Oはひとつ)
当該施設の管理運営形態について、今後(概ね5年間程度)のご予定をお答えください。					
1. 直営とする 3. 指定管理者(公募は実施しない) 5. 指定管理者か直営かを、今後、検討する	2. 指定管理者(公募を実施する) 4. 指定管理者(選定方法は未定)	1. 2. 3. 4. 5. 6. (1) (2) (3) (4) (5) (6)	1. 2. 3. 4. 5. 6. (1) (2) (3) (4) (5) (6)	1. 2. 3. 4. 5. 6. (1) (2) (3) (4) (5) (6)	1. 2. 3. 4. 5. 6. (1) (2) (3) (4) (5) (6)

★施設整理番号は、記入するすべての公募指定管理施設に対して、1、2、・・・と、通番で記入。
該当する施設が5つ以上ある場合は、用紙を追加して、5、6、・・・。

団体に記入ください

★前ページでご記入の通番と同じ施設整理番号を記入してください。

施設整理番号		(公募)	施設整理番号	(公募)	施設整理番号	(公募)	施設整理番号	(公募)
Q3. 指定管理者の選定に至るプロセスについて伺います。		(1) 指定管理者制度導入に際する事前準備等 (Oはあてはまるものにすべて) 当該施設に指定管理者制度を導入するに際し、事前に、次のようなことを実施しましたか。 利用者や地域住民、一般市民等に対して事前に行ったことがあれば、すべて選んでください。 1. 利用者のニーズを調査した 2. 利用者や市民への説明会を開催した 3. パブリックコメントを募った 4. その他(具体的に)	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. ()	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. ()	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. ()	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. ()	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. ()	
		(2) 指定管理者の選定手続き あらためて伺います。指定管理者の公募等選定手続きは、次のいずれの方法をとりましたか(※)。 1. 公募した 2. 複数の候補者を指名し、提案を募った 3. その他(具体的に)	(Oはひとつ) 1. 2. 3. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. ()		
Q4. 公募の手続き等について伺います。		(1) 公募等の告知手段 公募等の告知について、次の中に実施したものがあれば、すべて選んでください。 1. ホームページへの掲載 2. 自治体広報誌(紙)への掲載 3. 自治体掲示板や庁舎内の掲示による告知 4. 関係先への個別通知 5. 地元媒体(新聞、タウン誌、CATV等)への掲載 6. その他(具体的に)	(Oはいくつでも) (Oはひとつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()	(Oはいくつでも) (Oはひとつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()	(Oはいくつでも) (Oはひとつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()	(Oはいくつでも) (Oはひとつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()	(Oはいくつでも) (Oはひとつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()	
		(2) 応募要項の開示・配布方法 応募要項の開示、配布方法について、実施したものをすべて選んでください。 1. ホームページで誰でも自由に閲覧、ダウンロード等できるようにした 2. 求めに応じて郵送、またはメールによる電子データでの配布等をした 3. 自治体の窓口等で配布した 5. その他(具体的に)	(Oはいくつでも) (Oはひとつでも) 1. 2. 3. 4. 5. ()	(Oはいくつでも) (Oはひとつでも) 1. 2. 3. 4. 5. ()	(Oはいくつでも) (Oはひとつでも) 1. 2. 3. 4. 5. ()	(Oはいくつでも) (Oはひとつでも) 1. 2. 3. 4. 5. ()		
(3) 応募期間 公募の告知をし、応募要項を開示または配布開始してから応募締切までの間は、何日間ありましたか。		() (日間)	() (日間)	() (日間)	() (日間)	() (日間)	() (日間)	
(4) 応募数 応募数(※)を、最初の公募時と再公募時ごとに、右欄に記入してください。 (応募がなかった場合は0)と記入してください。再公募を実施しなかった場合は「なし」に○をつけてください。)		() (団体)	() (団体)	() (団体)	() (団体)	() (団体)	() (団体)	
(5) 応募条件 一般的な資格事項や条件(※)のほかに、応募条件として特に設けた項目はありますか。 次の中にあてはまるものがあれば、いくつでも選んでください。 1. 法人格を有する団体のみの応募に限る(任意団体の応募は不可) 2. ひとつの団体による単独応募に限る(複数団体で構成するコンソーシアムの応募は不可) 3. 首長や議員が関与する団体の応募禁止 4. 当該自治体に、現に、事務所や営業拠点がある団体に限る 5. 指定開始日までに、当該自治体に事務所や営業拠点を置くことを条件とする 6. 公募する業務(施設の管理・運営や事業の実施)に関して、当該自治体での実績がある団体に限る 7. 公募する業務(施設の管理・運営や事業の実施)に関して、地域に係らず、実績がある団体に限る 8. その他(具体的に)		(Oはあてはまるものにすべて) 一般的に資格事項や条件(※)のほかに、応募条件として特に設けた項目はありますか。 次の中にあてはまるものがあれば、いくつでも選んでください。 1. 法人格を有する団体のみの応募に限る(任意団体の応募は不可) 2. ひとつの団体による単独応募に限る(複数団体で構成するコンソーシアムの応募は不可) 3. 首長や議員が関与する団体の応募禁止 4. 当該自治体に、現に、事務所や営業拠点がある団体に限る 5. 指定開始日までに、当該自治体に事務所や営業拠点を置くことを条件とする 6. 公募する業務(施設の管理・運営や事業の実施)に関して、当該自治体での実績がある団体に限る 7. 公募する業務(施設の管理・運営や事業の実施)に関して、地域に係らず、実績がある団体に限る 8. その他(具体的に)	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. ()	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. ()	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. ()	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. ()		

※一般的な資格事項や条件の例
会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと／租税公課を滞納していないこと
一般競争入札の参加を制限されていないこと／指定管理者の取り消しを受けたことがないこと
本業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な経営状態にあること／等

★前ページでご記入の通番と同じ施設整理番号を記入してください。

	施設整理番号	(公募)	施設整理番号	(公募)	施設整理番号	(公募)	施設整理番号	(公募)
(4) 選定プロセスの公開 選定プロセスの公開について、あてはまるものをすべて選び、右欄の番号に○印をつけてください。 「1.」～「7.」のいずれも行っていない場合は、「8.」を選んでください。 1. 選定委員会（審査会）等の傍聴をすべて、可能とした 2. 選定委員会（審査会）等の一部の傍聴を可能とした（公開ヒアリングなど） 3. 選定委員会（審査会）等の議事録を公開した（ホームページ、その他） 4. 審査結果の詳細（採点結果、審査委員名、講評等）を公開した（ホームページ、その他） 5. 審査結果の概要を公開した（ホームページ、その他） 6. 応募団体名（共同事業体の場合は構成団体名も）をすべて公開した（ホームページ、その他） 7. 応募書類を公開した（ホームページ、その他） 8. 「1.」～「7.」のいずれも行っていない	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.	(○はいつでも)	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.	(○はいつでも)	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.	(○はいつでも)	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.	(○はいつでも)
(5) 選定基準（審査の基準） (○は3つまで) 予め定めた「審査の基準」において、配点が多い項目を3つまで選んでください。 いずれの項目も配点が同じ場合は「9.」を、配点制を採っていない場合は「10.」を選んでください。 1. 団体への信頼性（団体の経営基礎等の安定性、過去の実績、管理運営の遂行能力等） 2. 収支計画（収支計画の内容の妥当性等） 3. 指定管理料の見積もり金額 4. 収支計画の収入から支出を差し引いた金額を指定管理料とする場合の想定金額を含む） 5. 施設維持管理計画（人員の妥当性、過去の実績等） 6. 施設運営計画（サービス向上を図る上での提案、実行性等） 7. 事業の提案（提案内容、実行性、過去の実績等） 8. その他（具体的に） 9. 配点は、各項目とも同じである 10. ポイント制、配点制を採っていない。	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	(○は3つまで) (1つ、2つでもよい)	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	(○は3つまで) (1つ、2つでもよい)	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	(○は3つまで) (1つ、2つでもよい)	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	(○は3つまで) (1つ、2つでもよい)
Q7. 指定管理の内容について伺います。		(○はひとつ)		(○はひとつ)		(○はひとつ)		(○はひとつ)
(1) 業務の範囲 当該施設において指定管理者が行う「業務の範囲」について、いずれかを選んでください。 1. 施設の管理・運営や事業の実施に関するすべての業務 2. 施設の管理・運営や事業の実施に関する業務のうちの一部（いわゆる上下分離など） 3. その他（具体的に）		(○はひとつ)	1. 2. 3. ()	(○はひとつ)	1. 2. 3. ()	(○はひとつ)	1. 2. 3. ()	(○はひとつ)
(2) 業務の内容と担い手 次のA.～D.に示した業務内容について、それぞれ次の3つの中からあてはまる番号を選んでください。 1. 指定管理者が行う 2. 設置者が行う 3. 業務内容に該当しない A. 施設の維持管理に関する業務 B. 施設の貸出等、運営に関する業務（使用許可業務を含まない） C. 施設の貸出における、使用許可業務 D. 公演・展覧会や教育普及等、事業の企画・実施に関する業務		(○はそれぞれひとつ)	A. (1. 2. 3.) B. (1. 2. 3.) C. (1. 2. 3.) D. (1. 2. 3.)	(○はそれぞれひとつ)	A. (1. 2. 3.) B. (1. 2. 3.) C. (1. 2. 3.) D. (1. 2. 3.)	(○はそれぞれひとつ)	A. (1. 2. 3.) B. (1. 2. 3.) C. (1. 2. 3.) D. (1. 2. 3.)	(○はそれぞれひとつ)

団体に記入ください

★前ページでご記入の通番と同じ施設整理番号を記入してください。

	施設整理番号 (公募)	施設整理番号 (公募)	施設整理番号 (公募)	施設整理番号 (公募)
(3) 利用料金制度の有無 利用料金制度の採用について、あてはまるものを選んでください。 1. 従前から継続して利用料金制度を採用 2. 指定管理者導入を機に利用料金制度を採用 3. 現在、利用料金制度は採用していない	(○はひとつ)	(○はひとつ)	(○はひとつ)	(○はひとつ)
	1. 2.	1. 2.	1. 2.	1. 2.
	3.	3.	3.	3.
(4) 債務負担行為の有無 指定期間が年度をまたがる場合の、指定管理料(貴団体からの支出金)について伺います。 次年度以降の支払い金額の取り決めについて、あてはまるものを選んでください。 指定期間が年度をまたがない場合は「5.」を、指定管理料(支出金)を支払わない場合は「6.」を選んでください。 1. 指定管理料のすべてについて、債務負担行為を行っている 2. 指定管理料の一部について、債務負担行為を行っている 3. 債務負担行為は行わず、年度協定等で次年度以降に決めることになっている 4. 特に決めていない 5. 指定期間は年度をまたがらない 6. 設置者から指定管理料は支払わない	(○はひとつ)	(○はひとつ)	(○はひとつ)	(○はひとつ)
	1. 2.	1. 2.	1. 2.	1. 2.
	3.	3.	3.	3.
	4.	4.	4.	4.
	5.	5.	5.	5.
	6.	6.	6.	6.
(5) モニタリング・評価の実施方法 モニタリングや評価に際し、当該施設に対して実施しているものが以下にあれば、すべて選んでください。 1. モニタリングは、提出された事業報告書に基づいて実施する 2. モニタリングは、定期的に現地に赴き、施設の運営や管理、事業の実施状況等を確認する 3. 利用者数や稼働率等の指標を定めて、内部評価を実施するよう求めている 4. 指定管理者による内部評価とは別に、設置者としての評価基準を定めている 5. 評価機関として、外部の専門家が参加する第三者機関を設置している	(○はいくつでも) (該当するものがなければ○はつけない)	(○はいくつでも) (該当するものがなければ○はつけない)	(○はいくつでも) (該当するものがなければ○はつけない)	(○はいくつでも) (該当するものがなければ○はつけない)
	1.	1.	1.	1.
	2.	2.	2.	2.
	3.	3.	3.	3.
	4.	4.	4.	4.
	5.	5.	5.	5.
(6) 協定 指定管理者と交わした協定書において、次の内、記載した事項があれば、すべて選んでください。 1. 指定期間満了に伴う業務の引継ぎに関する具体的な事項(実施期間や内容等) 2. 美術館の美術資料、設置者から貸与する備品等に関する具体的な事項(確認手順等) 3. 施設の目的外使用を伴う、指定管理者の自主的な事業等に関する取り決め 4. 事由により、指定管理者側からの指定の取り消しの申し出を可能とする事項	(○はいくつでも) (該当するものがなければ○はつけない)	(○はいくつでも) (該当するものがなければ○はつけない)	(○はいくつでも) (該当するものがなければ○はつけない)	(○はいくつでも) (該当するものがなければ○はつけない)
	1.	1.	1.	1.
	2.	2.	2.	2.
	3.	3.	3.	3.
	4.	4.	4.	4.
(7) 協定内容の変更の有無 これまでに、協定内容の変更をしたことがありますか。 1. ある 2. ない	(○はひとつ)	(○はひとつ)	(○はひとつ)	(○はひとつ)
	1.	1.	1.	1.
	2.	2.	2.	2.
(8) 指定管理者の取り消し これまでに、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の停止を行ったことがありますか。 1. ある 2. ない	(○はひとつ)	(○はひとつ)	(○はひとつ)	(○はひとつ)
	1.	1.	1.	1.
	2.	2.	2.	2.

団体名にご記入ください

★前ページでご記入の通番と同じ施設整理番号を記入してください。

	施設整理番号 (非公募)	施設整理番号 (非公募)	施設整理番号 (非公募)	施設整理番号 (非公募)
Q3. 指定管理者の選定に至るプロセスについて伺います。				
(1) 指定管理者制度導入に際する事前準備等 当該施設に指定管理者制度を導入するに際し、事前に、次のようなことを実施しましたか。 利用者や地域住民、一般市民等に対して事前に行ったことがあれば、すべて選んでください。 1. 利用者のニーズを調査した 2. 利用者や市民への説明会を開催した 3. パブリックコメントを募った 4. その他(具体的に)	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. ()	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. ()	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. ()	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. ()
(2) 公募等の実施の有無 随意指定に至るまでの間に、指定管理者の公募等を行った経緯はありましたか。 1. 公募等を行ったが選定に至らなかった経緯がある (応募等がなかった／選定基準を満たす応募者がなかった／解決に至らなかった、等) 2. 公募等は行わず、特定の団体を随意指定した 3. その他(具体的に)	(Oはひとつ) 1. 2. 3. 4. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. 4. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. 4. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. 4. ()
(3) 公募等を行わない理由(上の(2)で「2.」の施設について) 指定管理者の公募等を行わなかった理由を、次の中から選んでください。 1. 公募の手続きをする時間的余裕がなかった 2. 指定団体の他に指定管理者の担い手がない 3. 指定団体であれば最も文化施策がうまくいく 4. 指定団体であれば最も施設管理がうまくいく 5. 公募による指定管理本格導入を見据えた暫定措置として随意指定とした 6. その他(具体的に)	(Oはいくつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()	(Oはいくつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()	(Oはいくつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()	(Oはいくつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()
Q4. 指定管理の内容について伺います。				
(1) 業務の範囲 当該施設において指定管理者が行う「業務の範囲」について、いずれかを選んでください。 1. 施設の管理・運営や事業の実施に関するすべての業務 2. 施設の管理・運営や事業の実施に関する業務のうちの一部(いわゆる上下分離など) 3. その他(具体的に)	(Oはひとつ) 1. 2. 3. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. ()
(2) 業務の内容と担い手 次のA.～D.に示した業務内容について、それぞれ次の3つの中からあてはまる番号を選んでください。 1. 指定管理者が行う 2. 設置者が行う 3. 業務内容に該当しない	(Oはそれぞれひとつ) A. (1. 2. 3.) B. (1. 2. 3.) C. (1. 2. 3.) D. (1. 2. 3.)	(Oはそれぞれひとつ) A. (1. 2. 3.) B. (1. 2. 3.) C. (1. 2. 3.) D. (1. 2. 3.)	(Oはそれぞれひとつ) A. (1. 2. 3.) B. (1. 2. 3.) C. (1. 2. 3.) D. (1. 2. 3.)	(Oはそれぞれひとつ) A. (1. 2. 3.) B. (1. 2. 3.) C. (1. 2. 3.) D. (1. 2. 3.)
(3) 利用料金制の有無 利用料金制の採用について、あてはまるものを選んでください。 1. 従前から継続して利用料金制を採用 2. 指定管理者導入を機に利用料金制を採用 3. 現在、利用料金制は採用していない	(Oはひとつ) 1. 2. 3. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. ()
(4) 債務負担行為の有無 指定期間が年度をまたがる場合の、指定管理料(貴団体からの支出金)について伺います。 次年度以降の支払い金額の取り決めについて、あてはまるものを選んでください。 指定期間が年度をまたがらない場合は「5.」を、指定管理料(支出金)を支払わない場合は「6.」を選んでください。 1. 指定管理料のすべてについて、債務負担行為を行っている 2. 指定管理料の一部について、債務負担行為を行っている 3. 債務負担行為は行わず、年度協定等で次年度以降に決めることになっている 4. 特に取り決めていない 5. 指定期間は年度をまたがらない 6. 設置者から指定管理料は支払わない	(Oはひとつ) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()	(Oはひとつ) 1. 2. 3. 4. 5. 6. ()

団体に記入ください

★前ページでご記入の通番と同じ施設整理番号を記入してください。

	施設整理番号 (非公募)	施設整理番号 (非公募)	施設整理番号 (非公募)	施設整理番号 (非公募)
(5) モニタリング・評価の実施方法 モニタリングや評価に際し、当該施設に対して実施しているものが以下にあれば、すべて選んでください。 1. モニタリングは、提出された事業報告書に基づいて実施する 2. モニタリングは、定期的・現地に赴き、施設の運営や管理、事業の実施状況等を確認する 3. 利用者数や稼働率等の指標を定めて、内部評価を実施するよう求めている 4. 指定管理者による内部評価とは別に、設置者としての評価基準を定めている 5. 評価機関として、外部の専門家が参加する第三者機関を設置している	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. 5.	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. 5.	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. 5.	(非公募) 施設整理番号 (Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. 5.
(6) 協定 指定管理者と交わした協定書において、次の内、記載した事項があれば、すべて選んでください。 1. 指定期間満了に伴う業務の引継ぎに関する具体的な事項(実施期間や内容等) 2. 美術館の美術資料、設置者から貸与する備品等に関する具体的な事項(確認手順等) 3. 施設の目的外使用を伴う、指定管理者の自主的な事業等に関する取り決め 4. 事由により、指定管理者側からの指定の取り消しの申し出を可能とする事項	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4.	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4.	(Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4.	(非公募) 施設整理番号 (Oはいくつでも) (該当するものがなければOはつけない) 1. 2. 3. 4. 5.
(7) 協定内容の変更の有無 これまでに、協定内容の変更をしたことがありますか。 1. ある 2. ない	(Oはひとつ) 1. 2.	(Oはひとつ) 1. 2.	(Oはひとつ) 1. 2.	(非公募) 施設整理番号 (Oはひとつ) 1. 2.
(8) 指定管理者の取り消し これまでに、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の停止を行ったことがありますか。 1. ある 2. ない	(Oはひとつ) 1. 2.	(Oはひとつ) 1. 2.	(Oはひとつ) 1. 2.	(非公募) 施設整理番号 (Oはひとつ) 1. 2.
Q5. 指定管理者制度の導入効果等について伺います。				
(1) 当初の目標、期待 当該施設において指定管理者を指定するに際し、当初に期待した効果や、目標として設定した事項はありましたか。次の中にあてはまるものがあれば、すべて選んでください。 当初の期待や目標が特になかった施設は、「7.」に○印をつけてください。 1. 事業内容の充実 2. サービス向上 3. 管理運営経費の削減 4. より市民に開かれた運営の推進 5. 地域の文化振興への貢献強化 6. その他(具体的に) 7. 当初の期待や目標は特にない	(Oはいくつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. () 7.	(Oはいくつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. () 7.	(Oはいくつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. () 7.	(非公募) 施設整理番号 (Oはいくつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. () 7.
(2) 導入効果 当該施設において、現在までのところ、指定管理者制度の導入効果があったと目される事項はありますか。次の中に該当する事項があれば、すべて選んでください。 現在までのところ、導入効果が特にないと目される施設は、「17.」に○印をつけてください。 1. 事業内容の充実(鑑賞事業の質量充実) 2. 事業内容の充実(アウトリーチ活動の充実) 3. サービス向上(新サービスの提供) 4. サービス向上(利用料金の値下げ) 5. サービス向上(接遇レベルの向上) 6. サービス向上(利用時間等利便性の向上) 7. 広報、販売促進活動の強化 8. 管理運営経費の削減 9. 収益性の向上 10. 当該施設の利活用推進(稼働率の向上) 11. より市民に開かれた運営の推進 12. 地域の文化振興への貢献強化 13. 地域経済への波及効果 14. 施設の設置目的やミッションの再確認(見直し) 15. 文化振興等を担う公益法人の役割や位置づけ、あり方の見直し 16. その他(具体的に) 17. 現在までのところ、導入効果は特にない	(Oはいくつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. () 17.	(Oはいくつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. () 17.	(Oはいくつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. () 17.	(非公募) 施設整理番号 (Oはいくつでも) 1. 2. 3. 4. 5. 6. () 7.

調査票D

管理運営形態を問わず、「文化施設等」を有する団体の方すべてにご記入いただきます

01. 最後に、貴団体の「文化施設等」への指定管理者制度の導入に関して伺います。

- (1) 貴団体の「文化施設等」で、指定管理者制度を導入または検討した結果、課題と思われる事項はありましたか。
- (2) その他、貴団体において文化政策を推進する上で、指定管理者制度全般に関してご意見等があれば、ご記入ください。

次の中にはまる事項があれば、いくつでも番号に○印をつけてください。
また、課題となる点や対応策等についてお考えのことがあれば、下欄に具体的に○記入ください。
(指定管理者制度に関して特に検討していない場合は「34」、検討した課題となる事項が特にない場合は「35」に○印をつけてください。)

(○はいくつでも)

<A. 指定管理者の選定に係る事項>	<D. 施設管理や事業運営に係る事項>
1. 指定管理者の選定(全般)	21. 地域の文化団体等とのネットワークの継承
2. 指定管理者の公募(全般)	22. 施設の管理・運営や事業の実施の一部が指定管理となる場合の関係者間の連携
3. 指定管理者の公募(選定基準)	23. 施設としての事業の継承
4. 指定管理者の公募(審査員の選定)	24. 事業の準備期間の確保や移行期間における事業展開
5. 指定管理者の公募(選定プロセスの公開)	25. 教育普及事業の実施(アウトリーチ、ワークショップ、講座など)
6. 指定管理者の公募(候補団体の確保)	26. 貸し館利用のあり方(減免、優先利用等との関係)
7. 指定管理の内容等(指定期間)	27. 専門人材の育成
8. 指定管理の内容等(指定管理料)	28. 施設管理における安全性の確保
9. 指定管理の内容等(業務の範囲や内容)	29. その他
10. その他	
<B. 指定管理者導入後の事項>	<E. 指定管理者導入による影響等に係る事項>
11. 指定管理者の実績評価のあり方	30. 既存財団との関係
12. モニタリングの実施方法	31. 市民との関係
13. 指定管理者の引継ぎ	32. 議会との関係
14. その他	33. その他
<C. 設置主体に係る事項>	<F. その他>
15. 指定管理者選定に係る事務	34. 指定管理者制度に関する検討は行っていない
16. 指定管理者の変更に伴う引継ぎに係る事務	35. 課題は特にない
17. 施設に付随する資産や備品の管理に係る事務	
18. 施設の長期(大規模)修繕計画の見直し	
19. 文化政策との関係	
20. その他	

★上記で選んだ事項について、課題となる点や対応策、その他ご検討内容などがあれば、具体的に○記入下さい。

■集計表

基本調査票(地方公共団体)

Q1(1)文化施設の有無

	調査数	ある	ない	無回答
全 体	1832	1572	237	23
	100.0	85.8	12.9	1.3
広域行政除く合計	1823	1563	237	23
	100.0	85.7	13.0	1.3
広域行政	9	9	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0

Q1(2)A直営で管理している施設の有無

	調査数	ある	ない	無回答
全 体	1572	1327	112	133
	100.0	84.4	7.1	8.5
広域行政除く合計	1563	1319	111	133
	100.0	84.4	7.1	8.5
広域行政	9	8	1	0
	100.0	88.9	11.1	0.0

Q1(2)B指定管理者が管理している施設の有無

	調査数	ある	ない	無回答
全 体	1572	222	499	851
	100.0	14.1	31.7	54.1
広域行政除く合計	1563	222	494	847
	100.0	14.2	31.6	54.2
広域行政	9	0	5	4
	100.0	0.0	55.6	44.4

Q1(2)C随意指定した指定管理者が管理運営する施設の有無

	調査数	ある	ない	無回答
全 体	1572 100.0	406 25.8	400 25.4	766 48.7
広域行政除く合計	1563 100.0	405 25.9	396 25.3	762 48.8
広域行政	9 100.0	1 11.1	4 44.4	4 44.4

F2. 貴団体が出資した文化振興等を目的とした法人の有無

	調査数	ある	ない	無回答
全 体	1832 100.0	465 25.4	1338 73.0	29 1.6
広域行政除く合計	1823 100.0	465 25.5	1329 72.9	29 1.6
広域行政	9 100.0	0 0.0	9 100.0	0 0.0

F2R. 出資等をした法人数

[illegible]

調査票D(設置主体)

Q1(1)課題と思われる事項(MA)

(MA)	調査数	指定管理者の選定(全般)	指定管理者の公募(全般)	指定管理者の公募(選定基準)	指定管理者の公募(審査員の選定)	指定管理者の公募(選定プロセスの公開)	指定管理者の公募(候補団体の確保)	指定管理の内容等(指定期間)	指定管理の内容等(指定管理料)	指定管理の内容等(業務の範囲や内容)	Aその他	指定管理者の実績評価のあり方	モニタリングの実施方法
全 体	1572 100.0	326 20.7	216 13.7	207 13.2	108 6.9	78 5.0	176 11.2	166 10.6	344 21.9	404 25.7	19 1.2	469 29.8	206 13.1
広域行政除く合計	1563 100.0	334 21.4	216 13.8	208 13.3	110 7.0	78 5.0	178 11.4	169 10.8	349 22.3	411 26.3	20 1.3	477 30.5	208 13.3
広域行政	9 100.0	1 11.1	2 22.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(MA)	調査数	指定管理者の引継ぎ	Bその他	指定管理者選定に係る事務	指定管理者の変更に伴う引継ぎに係る事務	施設に付随する資産や備品の管理に係る事務	施設の長期(大規模)修繕計画の見直し	文化政策との関係	Cその他	地域の文化団体等とのネットワークの継承	施設の一部が指定管理となる場合の関係者間の連帯	施設としての事業の継承	事業の準備期間の確保や移行期間における事業展開
全 体	1572 100.0	172 10.9	12 0.8	208 13.2	143 9.1	242 15.4	371 23.6	287 18.3	11 0.7	255 16.2	233 14.8	267 17.0	107 6.8
広域行政除く合計	1563 100.0	173 11.1	12 0.8	210 13.4	146 9.3	248 15.9	373 23.9	286 18.3	12 0.8	256 16.4	237 15.2	268 17.1	108 6.9
広域行政	9 100.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 11.1	3 33.3	0 0.0	3 33.3	1 11.1	3 33.3	0 0.0

(MA)	調査数	教育普及事業の実施	貸し館利用のあり方(減免、優先利用等との関係)	専門人材の育成	施設管理における安全性の確保	Dその他	既存財団との関係	市民との関係	議会との関係	Eその他	指定管理者制度に関する検討は行っていない	課題は特 にない	無回答
全 体	1572 100.0	153 9.7	420 26.7	259 16.5	203 12.9	23 1.5	186 11.8	258 16.4	61 3.9	25 1.6	447 28.4	71 4.5	131 8.3
広域行政除く合計	1563 100.0	153 9.8	422 27.0	259 16.6	206 13.2	24 1.5	188 12.0	259 16.6	61 3.9	25 1.6	446 28.5	72 4.6	131 8.4
広域行政	9 100.0	1 11.1	2 22.2	1 11.1	1 11.1	0 0.0	1 11.1	1 11.1	0 0.0	0 0.0	6 66.7	0 0.0	0 0.0

調査票A(直営), B(公募), C(非公募) 共通項目

施設内容

	調査数	ホール専用施設	ホール機能をもつその他の施設	美術館	練習場・創作工房	文化施設等だけの複合施設	その他の施設との複合施設	不 明
合 計	4265 100.0	744 17.4	1296 30.4	510 12.0	68 1.6	345 8.1	1302 30.5	0 0.0
調査A(直営)	2808 100.0	395 14.1	953 33.9	361 12.9	44 1.6	189 6.7	866 30.8	0 0.0
調査B(公募)	534 100.0	121 22.7	124 23.2	42 7.9	15 2.8	67 12.5	165 30.9	0 0.0
調査C(非公募)	923 100.0	228 24.7	219 23.7	107 11.6	9 1.0	89 9.6	271 29.4	0 0.0

複合施設の施設内容

	調査数	ホール専用施設	ホール機能をもつその他の施設	美術館	練習場・創作工房
合計	1647 100.0	407 24.7	870 52.8	147 8.9	223 13.5
調査A(直営)	1055 100.0	205 19.4	641 60.8	91 8.6	118 11.2
調査B(公募)	232 100.0	76 32.8	95 40.9	22 9.5	39 16.8
調査C(非公募)	360 100.0	126 35.0	134 37.2	34 9.4	66 18.3

オープン年

	調査数	1911年 ～1914年	1915年 ～1919年	1920年 ～1924年	1925年 ～1929年	1930年 ～1934年	1935年 ～1939年	1940年 ～1944年	1945年 ～1949年	1950年 ～1954年	1955年 ～1959年	1960年 ～1964年	1965年 ～1969年
合計	4265 100.0	2 0.0	1 0.0	0 0.0	5 0.1	5 0.1	2 0.0	2 0.0	3 0.1	13 0.3	17 0.4	70 1.6	158 3.7
調査A(直営)	2808 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 0.1	3 0.1	2 0.1	2 0.1	3 0.1	9 0.3	10 0.4	39 1.4	89 3.2
調査B(公募)	534 100.0	1 0.2	1 0.2	0 0.0	2 0.4	2 0.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 0.6	5 0.9	16 3.0	27 5.1
調査C(非公募)	923 100.0	1 0.1	0 0.0	0 0.0	1 0.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.1	2 0.2	15 1.6	42 4.6

	調査数	1970年 ～1974年	1975年 ～1979年	1980年 ～1984年	1985年 ～1989年	1990年 ～1994年	1995年 ～1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
合計	4265 100.0	277 6.5	347 8.1	554 13.0	512 12.0	801 18.8	779 18.3	107 2.5	113 2.6	86 2.0	88 2.1	97 2.3	88 2.1
調査A(直営)	2808 100.0	205 7.3	250 8.9	371 13.2	342 12.2	505 18.0	491 17.5	70 2.5	62 2.2	45 1.6	65 2.3	71 2.5	55 2.0
調査B(公募)	534 100.0	28 5.2	23 4.3	66 12.4	57 10.7	106 19.9	111 20.8	9 1.7	16 3.0	13 2.4	6 1.1	15 2.8	19 3.6
調査C(非公募)	923 100.0	44 4.8	74 8.0	117 12.7	113 12.2	190 20.6	177 19.2	28 3.0	35 3.8	28 3.0	17 1.8	11 1.2	14 1.5

	調査数	2006年	2007年	無回答
合計	4265 100.0	75 1.8	2 0.0	61 1.4
調査A(直営)	2808 100.0	60 2.1	0 0.0	57 2.0
調査B(公募)	534 100.0	6 1.1	1 0.2	1 0.2
調査C(非公募)	923 100.0	9 1.0	1 0.1	3 0.3

従前の管理運営形態

	調査数	新設施設である	直営	管理委託制度	不 明	無回答
合計	4265 100.0	116 2.7	2782 65.2	1279 30.0	45 1.1	43 1.0
調査A(直営)	2808 100.0	57 2.0	2636 93.9	78 2.8	1 0.0	36 1.3
調査B(公募)	534 100.0	35 6.6	83 15.5	410 76.8	6 1.1	0 0.0
調査C(非公募)	923 100.0	24 2.6	63 6.8	791 85.7	38 4.1	7 0.8

調査票A(直営), B(公募), C(非公募)共通項目

今後の管理運営形態

	調査数	引き続き 直営とする	指定管理 者(公募 を実施する)	指定管理 者(公募 は実施しない)	指定管理 者(選定 方法は未 定)	指定管理 者が直営 かを今後 検討する	その他	不 明	無回答
合計	4265 100.0	1265 29.7	742 17.4	271 6.4	619 14.5	1022 24.0	149 3.5	3 0.1	194 4.5
調査A(直営)	2808 100.0	1263 45.0	107 3.8	54 1.9	121 4.3	987 35.1	91 3.2	3 0.1	182 6.5
調査B(公募)	534 100.0	0 0.0	428 80.1	7 1.3	61 11.4	10 1.9	27 5.1	0 0.0	1 0.2
調査C(非公募)	923 100.0	2 0.2	207 22.4	210 22.8	437 47.3	25 2.7	31 3.4	0 0.0	11 1.2

調査票B(公募), C(非公募)共通項目

PFIの有無

	調査数	PFI事業 により建 設・運営 されてい る	PFI事業 によるも のではない	無回答
合計	1457 100.0	6 0.4	1423 97.7	28 1.9
調査B(公募)	534 100.0	2 0.4	523 97.9	9 1.7
調査C(非公募)	923 100.0	4 0.4	900 97.5	19 2.1

指定管理者の指定をした日

	調査数	2003年3 月	2003年11 月	2003年12 月	2004年1 月	2004年3 月	2004年4 月	2004年5 月	2004年6 月	2004年7 月	2004年8 月	2004年9 月	2004年10 月
合計	1457 100.0	4 0.3	1 0.1	2 0.1	2 0.1	9 0.6	21 1.4	1 0.1	11 0.8	1 0.1	2 0.1	2 0.1	6 0.4
調査B(公募)	534 100.0	4 0.7	1 0.2	2 0.4	2 0.4	2 0.4	3 0.6	1 0.2	7 1.3	0 0.0	0 0.0	1 0.2	5 0.9
調査C(非公募)	923 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 0.8	18 2.0	0 0.0	4 0.4	1 0.1	2 0.2	1 0.1	1 0.1

	調査数	2004年11 月	2004年12 月	2005年1 月	2005年2 月	2005年3 月	2005年4 月	2005年6 月	2005年9 月	2005年10 月	2005年11 月	2005年12 月	2006年1 月
合計	1457 100.0	1 0.1	12 0.8	2 0.1	1 0.1	40 2.7	28 1.9	2 0.1	2 0.1	44 3.0	13 0.9	402 27.6	129 8.9
調査B(公募)	534 100.0	1 0.2	8 1.5	1 0.2	0 0.0	17 3.2	7 1.3	0 0.0	0 0.0	24 4.5	6 1.1	156 29.2	37 6.9
調査C(非公募)	923 100.0	0 0.0	4 0.4	1 0.1	1 0.1	23 2.5	21 2.3	2 0.2	2 0.2	20 2.2	7 0.8	246 26.7	92 10.0

	調査数	2006年2 月	2006年3 月	2006年4 月	2006年6 月	2006年7 月	2006年8 月	2006年9 月	2006年10 月	2006年11 月	2007年3 月	2007年4 月	無回答
合計	1457 100.0	60 4.1	339 23.3	193 13.2	42 2.9	8 0.5	12 0.8	27 1.9	2 0.1	2 0.1	2 0.1	1 0.1	31 2.1
調査B(公募)	534 100.0	29 5.4	146 27.3	41 7.7	14 2.6	2 0.4	4 0.7	8 1.5	2 0.4	0 0.0	0 0.0	1 0.2	2 0.4
調査C(非公募)	923 100.0	31 3.4	193 20.9	152 16.5	28 3.0	6 0.7	8 0.9	19 2.1	0 0.0	2 0.2	2 0.2	0 0.0	29 3.1

指定管理者管理開始日

	調査数	2000年4 月	2003年4 月	2003年12 月	2004年2 月	2004年4 月	2004年7 月	2004年9 月	2004年10 月	2004年11 月	2004年12 月	2005年1 月	2005年2 月
合計	1457 100.0	1 0.1	3 0.2	1 0.1	2 0.1	32 2.2	7 0.5	4 0.3	7 0.5	3 0.2	1 0.1	1 0.1	1 0.1
調査B(公募)	534 100.0	0 0.0	3 0.6	1 0.2	2 0.4	7 1.3	3 0.6	3 0.6	4 0.7	3 0.6	0 0.0	1 0.2	1 0.2
調査C(非公募)	923 100.0	1 0.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	25 2.7	4 0.4	1 0.1	3 0.3	0 0.0	1 0.1	0 0.0	0 0.0

	調査数	2005年3 月	2005年4 月	2005年5 月	2005年7 月	2005年8 月	2005年9 月	2005年10 月	2005年11 月	2005年12 月	2006年1 月	2006年2 月	2006年4 月
合計	1457 100.0	1 0.1	72 4.9	2 0.1	1 0.1	2 0.1	1 0.1	8 0.5	1 0.1	2 0.1	1 0.1	1 0.1	1140 78.2
調査B(公募)	534 100.0	0 0.0	25 4.7	2 0.4	1 0.2	0 0.0	0 0.0	1 0.2	1 0.2	1 0.2	0 0.0	0 0.0	424 79.4
調査C(非公募)	923 100.0	1 0.1	47 5.1	0 0.0	0 0.0	2 0.2	1 0.1	7 0.8	0 0.0	1 0.1	1 0.1	1 0.1	716 77.6

	調査数	2006年6 月	2006年7 月	2006年8 月	2006年9 月	2006年10 月	2006年11 月	2007年3 月	2007年4 月	2009年3 月	2009年4 月	2009年8 月	2010年3 月
合計	1457 100.0	5 0.3	12 0.8	2 0.1	68 4.7	5 0.3	2 0.1	3 0.2	7 0.5	21 1.4	1 0.1	3 0.2	1 0.1
調査B(公募)	534 100.0	5 0.9	1 0.2	1 0.2	25 4.7	3 0.6	2 0.4	0 0.0	3 0.6	5 0.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0
調査C(非公募)	923 100.0	0 0.0	11 1.2	1 0.1	43 4.7	2 0.2	0 0.0	3 0.3	4 0.4	16 1.7	1 0.1	3 0.3	1 0.1

	調査数	2011年3 月	2015年3 月	2016年3 月	無回答
合計	1457 100.0	15 1.0	1 0.1	1 0.1	15 1.0
調査B(公募)	534 100.0	3 0.6	0 0.0	0 0.0	3 0.6
調査C(非公募)	923 100.0	12 1.3	1 0.1	1 0.1	12 1.3

調査票B(公募)、C(非公募)共通項目

指定期間

	調査数	平 均	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	無回答
合計	1457	—	42	141	659	139	421	4	1	1	1	10	38
	100.0		2.9	9.7	45.2	9.5	28.9	0.3	0.1	0.1	0.1	0.7	2.6
調査B(公募)	534	3.9	3	11	230	94	183	1	0	0	0	1	11
	100.0		0.6	2.1	43.1	17.6	34.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	2.1
調査C(非公募)	923	3.4	39	130	429	45	238	3	1	1	1	9	27
	100.0		4.2	14.1	46.5	4.9	25.8	0.3	0.1	0.1	0.1	1.0	2.9

指定管理者の団体種別

	調査数	株式会社・有限会社など(営利法人)	財団法人・社団法人	NPO法人(特定非営利活動法人)	公共団体(地方公共団体・公共組合など)	公共的団体(社会福祉法人・商工会・自治会など)	その他	上記の団体による共同事業体(JV)等のコンソーシアム	無回答
合計	1457	143	1064	51	8	72	40	75	4
	100.0	9.8	73.0	3.5	0.5	4.9	2.7	5.1	0.3
調査B(公募)	534	99	295	35	1	20	9	75	0
	100.0	18.5	55.2	6.6	0.2	3.7	1.7	14.0	0.0
調査C(非公募)	923	44	769	16	7	52	31	0	4
	100.0	4.8	83.3	1.7	0.8	5.6	3.4	0.0	0.4

貴団体との関連の有無

	調査数	現在の指定管理者は貴団体が出資等をした団体である	1以外	不 明
合計	1378	1083	293	2
	100.0	78.6	21.3	0.1
調査B(公募)	459	300	158	1
	100.0	65.4	34.4	0.2
調査C(非公募)	919	783	135	1
	100.0	85.2	14.7	0.1

当該施設の従前の管理委託先・業務委託先との関係

	調査数	当該施設の従前の管理委託先と同一団体である	当該施設で従前に一部の業務を委託されていた団体である	1・2のいずれでもない	不 明
合計	1378	1059	64	201	54
	100.0	76.9	4.6	14.6	3.9
調査B(公募)	459	285	40	125	9
	100.0	62.1	8.7	27.2	2.0
調査C(非公募)	919	774	24	76	45
	100.0	84.2	2.6	8.3	4.9

指定管理者制度導入に際する事前準備等(MA)

(MA)	調査数	利用者のニーズを調査した	利用者や市民への説明会を開催した	パブリックコメントを募った	その他	無回答
合計	1457	47	79	53	158	1146
	100.0	3.2	5.4	3.6	10.8	78.7
調査B(公募)	534	23	44	20	68	391
	100.0	4.3	8.2	3.7	12.7	73.2
調査C(非公募)	923	24	35	33	90	755
	100.0	2.6	3.8	3.6	9.8	81.8

業務の範囲

	調査数	施設の管理・運営や事業の実施に関するすべての業務	施設の管理・運営や事業の実施に関する業務のうちの一部	その他	無回答
合計	1457	1190	211	38	18
	100.0	81.7	14.5	2.6	1.2
調査B(公募)	534	440	79	12	3
	100.0	82.4	14.8	2.2	0.6
調査C(非公募)	923	750	132	26	15
	100.0	81.3	14.3	2.8	1.6

調査票B(公募)、C(非公募)共通項目

施設の維持管理に関する業務

	調査数	指定管理者が行う	設置者が行う	業務内容に該当しない	不 明	無回答
合計	1457	1393	40	0	5	19
	100.0	95.6	2.7	0.0	0.3	1.3
調査B(公募)	534	523	11	0	0	0
	100.0	97.9	2.1	0.0	0.0	0.0
調査C(非公募)	923	870	29	0	5	19
	100.0	94.3	3.1	0.0	0.5	2.1

施設の貸出等・運営に関する業務

	調査数	指定管理者が行う	設置者が行う	業務内容に該当しない	無回答
合計	1457	1405	3	30	19
	100.0	96.4	0.2	2.1	1.3
調査B(公募)	534	524	1	8	1
	100.0	98.1	0.2	1.5	0.2
調査C(非公募)	923	881	2	22	18
	100.0	95.4	0.2	2.4	2.0

施設の貸出における使用許可業務

	調査数	指定管理者が行う	設置者が行う	業務内容に該当しない	不 明	無回答
合計	1457	1348	61	27	1	20
	100.0	92.5	4.2	1.9	0.1	1.4
調査B(公募)	534	511	17	4	0	2
	100.0	95.7	3.2	0.7	0.0	0.4
調査C(非公募)	923	837	44	23	1	18
	100.0	90.7	4.8	2.5	0.1	2.0

事業の企画・実施に関する業務

	調査数	指定管理者が行う	設置者が行う	業務内容に該当しない	不 明	無回答
合計	1457	1098	84	249	3	23
	100.0	75.4	5.8	17.1	0.2	1.6
調査B(公募)	534	400	33	99	0	2
	100.0	74.9	6.2	18.5	0.0	0.4
調査C(非公募)	923	698	51	150	3	21
	100.0	75.6	5.5	16.3	0.3	2.3

利用料金制の有無

	調査数	従前から継続して利用料金制を採用	指定管理者導入を機に利用料金制を採用	現在、利用料金制は採用していない	不 明	無回答
合計	1457	469	451	519	2	16
	100.0	32.2	31.0	35.6	0.1	1.1
調査B(公募)	534	161	206	164	2	1
	100.0	30.1	38.6	30.7	0.4	0.2
調査C(非公募)	923	308	245	355	0	15
	100.0	33.4	26.5	38.5	0.0	1.6

債務負担行為の有無

	調査数	指定管理料のすべてについて、債務負担行為を行っている	指定管理料の一部について、債務負担行為を行っている	債務負担行為は行わず、年度協定等で次年度以降に決めることになっている	特に取り決めている	指定期間は年度をまたがらない	設置者から指定管理料は支払わない	無回答
合計	1457	601	23	701	12	84	18	18
	100.0	41.2	1.6	48.1	0.8	5.8	1.2	1.2
調査B(公募)	534	273	5	232	4	15	5	0
	100.0	51.1	0.9	43.4	0.7	2.8	0.9	0.0
調査C(非公募)	923	328	18	469	8	69	13	18
	100.0	35.5	2.0	50.8	0.9	7.5	1.4	2.0

調査票B(公募)、C(非公募)共通項目

モニタリング・評価の実施方法

	調査数	モニタリングは、提出された事業報告書に基づいて実施する	モニタリングは、定期的に現地に赴き、施設の運営や管理、事業の実施状況等を確認する	利用者数や稼働率等の指標を定めて、内部評価を実施するよう求めている	指定管理者による内部評価とは別に、設置者としての評価基準を定めている	評価機関として、外部の専門家が参加する第三者機関を設置している	無回答
合計	1457 100.0	1013 69.5	528 36.2	338 23.2	182 12.5	75 5.1	266 18.3
調査B(公募)	534 100.0	430 80.5	263 49.3	150 28.1	95 17.8	47 8.8	39 7.3
調査C(非公募)	923 100.0	583 63.2	265 28.7	188 20.4	87 9.4	28 3.0	227 24.6

協定

	調査数	指定期間満了に伴う業務の引継ぎに関する具体的な事項(実施期間や内容等)	美術館の美術資料、設置者から貸与する備品等に関する具体的な事項(確認手順等)	施設の目的外使用を伴う、指定管理者の自主的な事業等に関する取り決め	事由により、指定管理者側からの指定の取り消しの申し出を可能とする事項	無回答
合計	1457 100.0	711 48.8	521 35.8	442 30.3	800 54.9	314 21.6
調査B(公募)	534 100.0	296 55.4	190 35.6	171 32.0	328 61.4	84 15.7
調査C(非公募)	923 100.0	415 45.0	331 35.9	271 29.4	472 51.1	230 24.9

協定内容の変更の有無

	調査数	ある	ない	無回答
合計	1457 100.0	120 8.2	1316 90.3	21 1.4
調査B(公募)	534 100.0	47 8.8	486 91.0	1 0.2
調査C(非公募)	923 100.0	73 7.9	830 89.9	20 2.2

指定管理者の取り消し

	調査数	ある	ない	無回答
合計	1457 100.0	14 1.0	1426 97.9	17 1.2
調査B(公募)	534 100.0	14 2.6	520 97.4	0 0.0
調査C(非公募)	923 100.0	0 0.0	906 98.2	17 1.8

当初の目標・期待(MA)

(MA)	調査数	事業内容の充実	サービス向上	管理運営経費の削減	より市民に開かれた運営の推進	地域の文化振興への貢献強化	その他	当初の期待や目標は特にない	無回答
合計	1457 100.0	728 50.0	1134 77.8	1242 85.2	386 26.5	534 36.7	31 2.1	78 5.4	16 1.1
調査B(公募)	534 100.0	294 55.1	474 88.8	498 93.3	183 34.3	203 38.0	19 3.6	12 2.2	3 0.6
調査C(非公募)	923 100.0	434 47.0	660 71.5	744 80.6	203 22.0	331 35.9	12 1.3	66 7.2	13 1.4

調査票B(公募)、C(非公募)共通項目

導入効果(MA)

(MA)	調査数	事業内容 の充実 (鑑賞事 業の質量 充実)	事業内容 の充実 (アウト リーチ活 動の充 実)	サービス 向上(新 サービスの 提供)	サービス 向上(利 用料金の 値下げ)	サービス 向上(接 遇レベル の向上)	サービス 向上(利 用時間等 利便性の 向上)	広報・販 売促進活 動の強化	管理運営 経費の削 減	収益性の 向上	当該施設 の利活用 推進	より市民 に開かれ た運営の 推進	地域の文 化振興へ の貢献強 化
合計	1457 100.0	279 19.1	145 10.0	410 28.1	90 6.2	323 22.2	411 28.2	226 15.5	936 64.2	161 11.1	243 16.7	206 14.1	260 17.8
調査B(公募)	534 100.0	106 19.9	65 12.2	234 43.8	64 12.0	154 28.8	231 43.3	131 24.5	401 75.1	85 15.9	117 21.9	106 19.9	105 19.7
調査C(非公募)	923 100.0	173 18.7	80 8.7	176 19.1	26 2.8	169 18.3	180 19.5	95 10.3	535 58.0	76 8.2	126 13.7	100 10.8	155 16.8

(MA)	調査数	地域経済 への波及 効果	施設の設 置目的や ミッション の再確認	文化振興 等を担う 公益法人 の役割や 位置づ け・あり方 の見直し	その他	現在まで のところで 導入効果 は特にな い	無回答
合計	1457 100.0	39 2.7	190 13.0	179 12.3	64 4.4	193 13.2	21 1.4
調査B(公募)	534 100.0	16 3.0	55 10.3	30 5.6	19 3.6	41 7.7	4 0.7
調査C(非公募)	923 100.0	23 2.5	135 14.6	149 16.1	45 4.9	152 16.5	17 1.8

調査票A(直営)

Q1(6)指定管理者公募等の有無

	調査数	公募等は 行ったが 選定に至 らなかった	指定管理 者の公募 は行わな かった	無回答
全 体	2808 100.0	18 0.6	2662 94.8	128 4.6

Q1(7)公募などを行わない理由(MA)

(MA)	調査数	指定管理 者の手続 きをする 時間的余 裕がな かった	地域に指 定管理者 の担い手 がない	文化施設 の指定管 理先行事 例を精査 してから	直営の方 が文化施 策がうまく いく	直営の方 が施設の 管理運営 がうまくい く	指定管理 本格導入 を見据え た暫定措 置として 直営とし た	その他	不 明
全 体	2662 100.0	78 2.9	348 13.1	669 25.1	584 21.9	1156 43.4	373 14.0	390 14.7	32 1.2

調査票B(公募)

Q2(7)コンソーシアム構成各団体の団体種別 A代表

	調査数	株式会社・有限会社など	財団法人・社団法人	NPO法人	公共団体	公共的団体	その他
全 体	75 100.0	47 62.7	19 25.3	4 5.3	0 0.0	2 2.7	3 4.0

Q2(7)コンソーシアム構成各団体の団体種別 Bその他

	調査数	株式会社・有限会社など	財団法人・社団法人	NPO法人	公共団体	公共的団体	その他
全 体	75 100.0	64 85.3	2 2.7	5 6.7	0 0.0	0 0.0	4 5.3

Q2(7)コンソーシアム構成各団体の団体種別 Cその他

	調査数	株式会社・有限会社など	財団法人・社団法人	NPO法人	公共団体	公共的団体	その他	無回答
全 体	75 100.0	40 53.3	1 1.3	1 1.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	33 44.0

Q2(7)コンソーシアム構成各団体の団体種別 Dその他

	調査数	株式会社・有限会社など	財団法人・社団法人	NPO法人	公共団体	公共的団体	その他	無回答
全 体	75 100.0	16 21.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	59 78.7

Q2(7)コンソーシアム構成各団体の団体種別 Eその他

	調査数	株式会社・有限会社など	財団法人・社団法人	NPO法人	公共団体	公共的団体	その他	無回答
全 体	75 100.0	2 2.7	0 0.0	1 1.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	72 96.0

Q2(8)貴団体との関連の有無(コンソーシアム構成団体)

	調査数	貴団体が 出資等をした団体 がある	ない
全 体	75 100.0	16 21.3	59 78.7

Q3(2)指定管理者の選定手続き

	調査数	公募した	複数の候補者を指名し提案を募った	その他	無回答
全 体	534 100.0	526 98.5	0 0.0	4 0.7	4 0.7

Q4(1)公募等の告知手段(MA)

(MA)	調査数	ホームページへの掲載	自治体広報誌(紙)への掲載	自治体掲示板や庁舎内の掲示による告知	関係先への個別通知	地元媒体(新聞・タウン誌・CATV等)への掲載	その他	無回答
全 体	534 100.0	504 94.4	326 61.0	173 32.4	23 4.3	105 19.7	56 10.5	6 1.1

Q4(2)応募要項の開示・配布方法(MA)

(MA)	調査数	ホームページで誰でも自由に閲覧、ダウンロード等ができるようにした	求めに応じて郵送またはメールによる電子データでの配布等をした	自治体の窓口等で配布した	説明会参加者に配布した	その他	無回答
全 体	534 100.0	391 73.2	182 34.1	434 81.3	209 39.1	3 0.6	6 1.1

調査票B(公募)

Q4(3). 応募期間

	調査数	平均	1～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～25日	26～30日	31～35日	36～40日	41～45日	46～50日	51～55日
全 体	534 100.0	34.5	2 0.4	4 0.7	27 5.1	29 5.4	57 10.7	99 18.5	111 20.8	63 11.8	44 8.2	28 5.2	17 3.2

	調査数	平均	56～60日	61～65日	66～70日	71～75日	76～80日	81～85日	86～90日	91～95日	96～100日	101～105日	106～110日
全 体	534 100.0	34.5	17 3.2	19 3.6	4 0.7	2 0.4	0 0.0	1 0.2	0 0.0	2 0.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	平均	111～115日	116～120日	無回答
全 体	534 100.0	34.5	0 0.0	1 0.2	7 1.3

Q4(4)応募数

	調査数	最初の公募	再公募	なし	無回答
全 体	534 100.0	524 98.1	10 1.9	304 56.9	1 0.2

Q4(4)1. 応募数 * 最初の公募

	調査数	平均	1団体	2団体	3団体	4団体	5団体	6団体	7団体	8団体	9団体	10団体	11団体
全 体	524 100.0	2.8	171 32.6	135 25.8	90 17.2	44 8.4	32 6.1	18 3.4	9 1.7	5 1.0	8 1.5	5 1.0	3 0.6

	調査数	平均	12団体	13団体	24団体
全 体	524 100.0	2.8	1 0.2	2 0.4	1 0.2

Q4(4)2. 応募数 * 再公募

	調査数	平均	1団体	2団体	3団体	12団体
全 体	10 100.0	3.5	1 10.0	2 20.0	6 60.0	1 10.0

Q4(5)応募条件(MA)

(MA)	調査数	法人格を有する団体のみの応募に限る	ひとつの団体による単独応募に限る	首長や議員が関与する団体の応募禁止	当該自治体に現に事務所や営業拠点がある団体に限る	指定開始日までに当該自治体に営業拠点を置くことを条件とする	公募する業務に関して当該自治体で実績がある団体に限る	公募する業務に関して地域に係わらず実績がある団体に限る	その他	無回答
全 体	534 100.0	71 13.3	10 1.9	72 13.5	161 30.1	74 13.9	2 0.4	58 10.9	122 22.8	187 35.0

Q5(1)A審査選定基準

	調査数	具体的に示した	概要を示した	示していない	業務内容に該当しない	無回答
全 体	534 100.0	317 59.4	173 32.4	38 7.1	1 0.2	5 0.9

Q5(1)B従前の施設維持管理費用の金額状況

	調査数	具体的に示した	概要を示した	示していない	業務内容に該当しない	不 明	無回答
全 体	534 100.0	337 63.1	99 18.5	83 15.5	4 0.7	2 0.4	9 1.7

Q5(1)C従前の利用料金収入の金額状況

	調査数	具体的に示した	概要を示した	示していない	業務内容に該当しない	無回答
全 体	534 100.0	280 52.4	51 9.6	51 9.6	131 24.5	21 3.9

Q5(1)D施設の改修・修繕に関する役割分担

	調査数	具体的に示した	概要を示した	示していない	業務内容に該当しない	無回答
全 体	534 100.0	344 64.4	161 30.1	24 4.5	3 0.6	2 0.4

調査票B(公募)

Q5(1)E安全管理に関するリスク分担

	調査数	具体的に示した	概要を示した	示していない	業務内容に該当しない	無回答
全 体	534 100.0	274 51.3	187 35.0	68 12.7	1 0.2	4 0.7

Q5(1)F指定管理者が付保を義務付けられる保険内容

	調査数	具体的に示した	概要を示した	示していない	業務内容に該当しない	無回答
全 体	534 100.0	225 42.1	126 23.6	137 25.7	28 5.2	18 3.4

Q5(2)指定管理料(支出金)

	調査数	応募要項に指定管理料の金額を提示・記載した(見積を求めなかった)	応募要項に参考となる金額(*1)を提示し、応募者に金額の見積もり(*2)を求めた	予め金額を提示せず、応募団体に指定管理料の見積もり(*2)を求めた	その他	指定管理料(支出金)は支払わない	無回答
全 体	534 100.0	19 3.6	370 69.3	123 23.0	15 2.8	4 0.7	3 0.6

*1:参考となる金額とは、指定管理料の上限金額や従前の管理委託料等を指します。
*2:見積には、収支計画の収入から支出を差し引いた金額を指定管理料とする場合があります。

Q6(1)選定にあたった合議体

	調査数	当該施設の選定のための個別の合議体	複数施設を選定(文化施設だけ)	複製施設を選定(文化施設に限らず)	その他	無回答
全 体	534 100.0	187 35.0	101 18.9	236 44.2	7 1.3	3 0.6

Q6(2)選定にあたった合議体の構成

	調査数	貴団体の職員を中心とする合議体	職員以外の外部の人を中心とする合議体	その他	不 明	無回答
全 体	534 100.0	204 38.2	226 42.3	100 18.7	0 0.0	4 0.7

Q6(3)選定にあたった合議体の構成員(MA)

(MA)	調査数	地域の文化団体の代表者等	地域の社会教育団体の代表者等	アーティスト・実演家等	文化政策・文化施設運営の専門家等	経営・会計・税務・法律の専門家等	その他の分野の専門家・学識経験者等	議員	一般市民	その他	外部の人は参加していない	無回答
全 体	534 100.0	116 21.7	88 16.5	61 11.4	157 29.4	283 53.0	253 47.4	11 2.1	54 10.1	69 12.9	114 21.3	7 1.3

Q6(4)選定プロセスの公開(MA)

(MA)	調査数	選定委員会等の傍聴をすべて可能とした	選定委員会等の一部の傍聴を可能とした	選定委員会等の議事録を公開した	審査結果の詳細を公開した	審査結果の概要を公開した	応募団体名をすべて公開した	応募書類を公開した	1~7のいずれも行っていない	無回答
全 体	534 100.0	14 2.6	70 13.1	80 15.0	156 29.2	342 64.0	185 34.6	39 7.3	91 17.0	5 0.9

Q6(5)選定基準(審査の基準)(MA:配点の多い順に3つまで)

(MA:3つまで)	調査数	団体への信頼性	収支計画	指定管理料の見積もり金額	施設維持管理計画	施設運営計画	事業の提案	総合評価	その他	配点は各項目とも同じである	ポイント制・配点制を採っていない	無回答
全 体	534 100.0	177 33.1	177 33.1	172 32.2	174 32.6	327 61.2	242 45.3	41 7.7	29 5.4	27 5.1	28 5.2	7 1.3

調査票C(非公募)

Q3(2)公募等実施の有無

	調査数	公募等を行ったが選定に至らなかった経緯がある	公募等を行わず特定の団体を随意指定した	無回答
全 体	923 100.0	32 3.5	885 95.9	6 0.7

Q3(3)公募等を行わない理由(MA)

(MA)	調査数	公募の手続きをする時間的余裕がなかった	指定団体の他に指定管理者の担い手がない	指定団体であれば最も文化施策がうまくいく	指定団体であれば最も施設管理がうまくいく	公募による指定管理本格導入を見据えた暫定措置として随意指定	その他	無回答
全 体	885 100.0	45 5.1	102 11.5	331 37.4	462 52.2	365 41.2	84 9.5	1 0.1

■地方自治法

地方自治法 244条

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、

あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

総行行第 8 7 号

平成 1 5 年 7 月 1 7 日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 8 1 号。以下「改正法」という。）は、平成 1 5 年 6 月 6 日に成立し、同月 1 3 日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。

また指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成 1 5 年 7 月 1 7 日付け総行行第 8 6 号、総行公第 3 9 号、総財公第 6 1 号、総財務第 7 1 号、1 5 文科高第 2 7 5 号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第 1 地方公共団体の内部組織に関する事項 <略>

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。(第244条の2第3項関係)
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)
 - ① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条

件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

- ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより指定管理者が定めるものとしていること。（第244条の2第8項及び第9項関係）

- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第244条の2第7項関係）

- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行第91号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（改正法附則第1条関係）
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。（改正法附則第2条関係）

「地域の公立文化施設実態調査」報告書
指定管理者制度導入状況等調査

調査・発行：財団法人地域創造

<http://www.jafra.or.jp/>

〒107-0052

東京都港区赤坂 6-1-20

国際新赤坂ビル西館 8 階

調査協力：総務省

企画分析：株式会社文化科学研究所

発行日：平成 19 年 3 月

